

官報

号外

平成二十一年五月十三日

○第七十一回国衆議院會議録 第三十一号

平成二十一年五月十三日(水曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

議員辭職の件

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会協議委員の選舉

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会協議委員の報告

平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第一号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

議員辭職の件

○議長(河野洋平君) 議員鍵田忠兵衛君から辭表が提出されております。これにつきお諮りいたします。その辭表を朗読させます。

(参事朗読)

辭職願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辭職いたしました。御許可願います。

平成二十一年五月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 鍵田忠兵衛

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

鍵田忠兵衛君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、辭職を許可することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 本日、参議院から、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグ

アムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件は承認しないと議決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。よつて、国会法第八十五条第一項により、本院は、本件について両院協議会を求めなければなりません。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日

本國政府とアメリカ合衆國政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会協議委員の選舉

○議長(河野洋平君) つきましては、これより両院協議会協議委員の選舉を行います。

○谷公一君 両院協議会協議委員の選舉は、その手続を省略して、議長において直ちに指名されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、協議委員は議長において指名することに決まりました。

直ちに指名いたします。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会協議委員

河野 太郎君 三原 朝彦君

松浪健四郎君 松島みどり君

小野寺五典君 山中 燦子君

鴨下一郎君 平沢 勝栄君

西 博義君 伊藤 渉君

ただいま指名いたしました協議委員の諸君は、直ちに議長応接室に御参集の上、協議委員議長、副議長各一名を互選されることを望みます。

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後三時三十分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会協議委員議長長の報告

○議長(河野洋平君) 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会協議委員議長長の報告が提出されました。よつて、この際、協議委員議長長の報告を求めます。河野太郎君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(河野太郎君登壇)

○河野太郎君 両院協議会の議長を務めました河野太郎でございます。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には三原朝彦君が当選いたしました。

その後、両院の協議委員が両院協議室に参集いたしましたして、両院協議会の開会に先立ち、くじを行いました結果、参議院の協議委員議長浅尾慶一郎君が両院協議会の議長を務めることになりました。

両院協議会においては、まず、衆議院側から本件を承認すると議決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から本件を承認しないと議決した趣旨について説明を聴取いたしました。

次に、各協議委員から、在沖縄海兵隊のグアム移転や沖縄における米軍再編計画のあり方について、さまざまな意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一致を見るに至りませんでした。

両院協議会としては、成案を得るに至らなかったものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきましては、両院の意見が一致いたし

ませんでしたので、憲法第六十一条により、本院の議決が国会の議決となりました。(拍手)

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

午後六時五十二分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)、平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(河野洋平君) 平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)、平成二十一年度政府関係機関補正

予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長衛藤征士郎君。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(衛藤征士郎君登壇)

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る四月二十七日日本委員会に付託され、二十八日与謝野財務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月七日から質疑に入り、本日質疑を終局し、討論、採決を行ったものであります。

まず、補正予算三案の概要について申し上げます。

この補正予算三案は、四月十日に決定された経済危機対策を実施するために必要な措置等を講じようとするものであります。

一般会計予算については、歳出において、経済危機対策関係経費として、雇用対策、金融対策、低炭素革命、健康長寿・子育て、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備、地域活性化等、安全・安心確保等、地方公共団体への配慮について所要の

経費を計上しております。あわせて、国債整理基金特別会計への繰り入れを計上する一方、経済緊急対応予備費の減額を行っております。

また、歳入において、財政投融资特別会計からの受け入れ等によるその他収入の増加を計上するとともに、公債金の増額を行うこととしております。

この結果、補正後の平成二十一年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも十三兆九千二百五十六億円増加して、百二兆四千七百三十六億円となっております。

特別会計予算については、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計など十一特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

政府関係機関予算については、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行うこととしております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、財政・金融政策、経済・景気対策、雇用対策、年金・医療等社会保障問題、新型インフルエンザ対策、子育て支援・少子化対策、自殺対策、今後の日本社会等、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。

かくして、本日質疑を終局し、補正予算三案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を

代表して佐田玄一郎君から賛成の意見が、公明党を代表して江田康幸君から賛成の意見が、日本共産党を代表して笠井亮君から反対の意見がそれぞれ述べられました。討論終局後、採決の結果、平成二十一年度補正予算三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私、日本共産党を代表して、二〇〇九年度補正予算三案に反対の討論をいたします。(拍手)

まず、十分な審議を尽くさないまま採決を強行しようとしていることに対し、抗議するものであります。

麻生内閣は、昨年来、景気対策を口実に、これまで三度の予算を成立させました。しかし、二〇〇九年度本予算を成立させて間もなく本補正予算を国会に提出したことは、三段ロケットが景気回復に役立たないことをみずから認めるものであります。本補正予算も、政権の延命と選挙対策のために十五兆円という巨額の税金をばらまくだけではないかとの国民の批判は当然であり、断じて容認できません。

反対理由の第一は、大企業への大盤振る舞いとなっていることです。

本補正予算は、大企業の資金繰りを支援するために、事業費二十兆円を超える枠組みを用意しています。非正規切りを続け、ため込んだ莫大な内部留保には手をつけない大企業に、国民の税金をつぎ込むことは許されません。

環境対応車への買いかえや省エネ製品の普及支援策は、消費者への助成という体裁はとっていますが、外需依存で業績悪化している自動車業界、電機業界を支援することをねらったのです。

大型公共事業を前倒しで進めることも重大です。東京外環道を初め、小泉内閣時代に白紙としていた高速自動車道の計画などを復活させ、大規模に進めようとしています。このようなゼネコン

奉仕の事業は、きつぱりとやめるべきであります。

研究開発減税は、大企業が最も恩恵を受ける減税策であります。

これら大企業応援策は、日本経団連が三月九日に発表した緊急提言に盛り込まれていたものであり、本補正予算は、まさに、財界の要求にほぼ満額こたえるものとなっています。このような財界・大企業奉仕の政治は、直ちに改めるべきです。

第二に、貧困と格差を拡大してきた構造改革路線は、根本的な転換をすることなく、国民生活への支援策は、一時的、限定的なものにすぎないことです。

雇用保険を受給していない人への職業訓練期間中の生活保障は、派遣村を初めとした労働者の要求が反映したもので、当然です。しかし、三年間の措置ではなく、恒久的な制度とする必要があります。

仕事が激減し、倒産、廃業に直面している中小企業へは、これまでの延長ではない抜本的な対策を強めなければなりません。

子育て応援特別手当は、対象をなぜ就学前の三歳から五歳に限定したのか、支給もなぜ一回きりなのか、いまだにまともな説明がありません。後期高齢者医療、介護、障害者への支援策も、制度の根本の見直しには手をつけず、一時的な取り繕いにすぎません。

今、取り組むべきは、社会保障費二千二百億円の削減路線をきつぱりと撤回し、この間削減した一兆六千二百億円をもとに戻し、社会保障充実路線へ転換を図ることです。また、農地の貸借を全面自由化し、企業の農業

参入に大きく道を開く農地法改悪案の成立を見越して、農地の集約を加速させるための経費を盛り込んだこと、海賊対策を口実とした自衛隊の派遣経費まで盛り込んだことも看過できません。

第三は、巨額の借金のツケを、消費税の増税によって国民に回そうとしていることです。

本補正予算により、二〇〇九年度の公債発行総額は四十四兆一千三百億円となります。国、地方合わせた二〇〇九年度末の長期債務残高は八百十六兆円に達する見込みであり、国民一人当たり六百四十万円の借金を抱えることとなります。

与謝野大臣は、本補正予算を受けて、中期プログラム改訂に言及しています。政府は、消費税の増税は社会保障財源の確保のためと言ってきましたが、巨額の借金の穴埋めが本音であることは明らかであります。このような国民へのツケ回しは断じて容認できません。

最後に指摘しなければならぬことは、西松建設違法献金問題をめぐって疑惑を持たれた政治家が、その説明責任を最後まで果たそうとしなかったことでもあります。疑惑の徹底究明なしには、政治のゆがみを正すことも、国民の信頼を回復することもあり得ません。

このことを強く指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田野瀬良太郎君。

(田野瀬良太郎君登壇)

○田野瀬良太郎君 自由民主党の田野瀬良太郎です。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となっております平成二十一年度補正予算三案に賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

討論を始める前に、皆さん、この本会議場に民主、社民、国民新の野党三党の姿が見られます。現在の我が国の社会経済状況をかながみるに、余りに無責任な姿勢と言っはかありません。

この国難の時期に、真に国民生活の安定向上を願うのであれば、どんな理由であれ、補正予算案の採決を行うこの本会議場に出席し、意思を表明すべきです。それをせず、政局第一主義で国会議員としての職務を放棄した彼らには、あすの日本を託すことなど到底できはしまいということを強く申し上げておきます。

さて、昨夏以降の経済金融情勢の悪化に対し、政府・与党は、財政措置十二兆円を含む総額七十五兆円規模となる累次の経済対策を取りまとめました。

しかしながら、平成二十一年度予算を取りまとめた昨年未以降も、我が国の景気は急速な悪化が続いております。世界的な景気後退を背景に輸出や生産が大幅に減少するとともに、雇用情勢も急速に悪化しつつあります。また、企業の資金繰りなど金融環境も厳しい状況にあり、我が国は、まさに経済危機とも言える状況に置かれております。

他方、将来に目を転じますと、我が国は、少子高齢化への対応、低炭素社会の構築といった構造的な課題に直面しております。外需依存から内需主導による成長へと経済の体質転換を進めつつ、こうした課題にも適切に対応する必要があります。

こうした経済金融情勢等を踏まえ、四月十日、政府・与党は、経済危機対策を決定いたしました。決定に際しては、官邸での全十回に上る会議にて寄せられた各界の有識者からの意見を反映す

るなど、各界各層の英知が集約された対策となつております。

今回の補正予算は、本対策を実施するための重要な予算であり、経済対策の速やかな実施が国民生活と日本経済を守ることにつながると確信しているからこそ、議員各位の賛同を得て、早期成立が図られることを強く期待するものであります。

基金による多年度の対応を予算の単年度主義違反だとか、補正予算が緊急性に欠けるといった言いがかりを繰り返して、国民を救済するための対策の実施を妨げる方々は、国民がまさに苦しんでいる現在の経済危機についての認識不足も甚だしいのではないのでしょうか。民主党の皆さんは、この際、「国民の生活が第一」のスローガンを深く撤回されてはいかがでございませうか。

さきに御審議いただいた定額給付金や高速道路の料金引き下げといった施策は、おおむね好意的に受け取られ、私の地元でも、やつと定額給付金をもらった、まだもらっていないといった会話が、あいつつがわりに交わされていると聞きます。

このように、麻生総理の掲げる経済対策は、国民生活にとって大きな支えになっております。野党諸君は、これらの施策に反対したことが間違いであったと素直にお認めになった上で、真に国民のためを思うのであれば、直ちに本会議場に出席し、今回の補正予算には賛成していただくよう強くお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。財務金融委員長田中和徳君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田中和徳君登壇)

○田中和徳君 ただいま議題となりました租税特

別措置法の一部を改正する法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、住宅取得等のために贈与を受けた場合には、時限的に五百万円まで贈与税を課さないこととするともに、中小企業の交際費課税の軽減を行うほか、研究開発税制の拡充を行うものであります。

本案は、去る五月七日当委員会に付託され、八日与謝野財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。本日討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 麻生 太郎君
総務大臣 鳩山 邦夫君

法務大臣	森 英介君
外務大臣	中曽根弘文君
財務大臣	与謝野 馨君
文部科学大臣	塩谷 立君
厚生労働大臣	舩添 要一君
農林水産大臣	石破 茂君
経済産業大臣	二階 俊博君
国土交通大臣	金子 一義君
環境大臣	齊藤 鉄夫君
防衛大臣	浜田 靖一君
国務大臣	甘利 明君
国務大臣	小淵 優子君
国務大臣	河村 建夫君
国務大臣	佐藤 勉君
国務大臣	野田 聖子君

○議長(報告書及び文書受領)

一、昨十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十一年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十一年度森林及び林業施策」についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

谷 公一君	亀岡 偉民君
亀岡 偉民君	谷 公一君

法務委員	
辞任	補欠
杉浦 正健君 長勢 甚遠君 森山 眞弓君 神崎 武法君 佐藤 鍊君 北村 茂男君 七条 明君 高木 毅君 谷口 隆義君	佐藤 鍊君 高木 毅君 七条 明君 谷口 隆義君 北村 茂男君 杉浦 正健君 森山 眞弓君 長勢 甚遠君 神崎 武法君
財務金融委員	
辞任	補欠
佐藤ゆかり君 関 芳弘君 原田 憲治君 広津 素子君 松本 洋平君 宮下 一郎君 山本 有二郎君 永岡 桂子君 安次富 修君 赤池 誠章君 大塚 高司君 七条 明君 篠田 陽介君 陽介君 明君 大塚 高司君 永岡 桂子君 赤池 誠章君 杉田 元司君 西本 勝子君 安次富 修君 広津 素子君 松本 洋平君 原田 憲治君 関 芳弘君 佐藤ゆかり君 宮下 一郎君 山本 有二郎君	篠田 陽介君 七条 明君 大塚 高司君 永岡 桂子君 赤池 誠章君 杉田 元司君 西本 勝子君 安次富 修君 広津 素子君 松本 洋平君 原田 憲治君 関 芳弘君 佐藤ゆかり君 宮下 一郎君 山本 有二郎君
予算委員	
辞任	補欠
伊藤 公介君 白井日出男君 杉浦 正健君 逢坂 誠二君	西本 勝子君 井脇ノブ子君 長島 忠美君 岡田 克也君
仙谷 由人君 前原 誠司君 渡部 恒三君 池坊 保子君 笠井 亮君 長島 忠美君 原田 令嗣君 井脇ノブ子君 岡部 英明君 西本 勝子君 市村浩一郎君 小川 淳也君 岡田 克也君 篠原 孝君 上田 勇君 穀田 恵二君 あかま二郎君 佐々木憲昭君 浮島 敏男君 穀田 恵二君 浮島 敏男君 あかま二郎君 佐々木憲昭君	
(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 補欠 鍵田忠兵衛君 長島 忠美君	
消費問題に関する特別委員 辞任 補欠 鍵田忠兵衛君 西川 京子君	
二、昨十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。	
道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出)	
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出)	
(議案付託)	
一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出、衆法第二八号) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出、衆法第二九号) 以上二件 国土交通委員会 付託	
(議案送付)	
一、昨十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 著作権法の一部を改正する法律案 クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出)	
(質問書提出)	
一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	
米軍人・軍属とその家族による事故の被害調査費用負担等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)	
最高裁判所裁判官の指名等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
政府代表による民間企業の役員兼務の是非等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	
(答弁書受領)	
一、昨十二日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員鈴木宗男君提出出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成二十一年度以降のビザなし交流に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問に対する答弁書 衆議院議員菅野哲雄君提出違法・無報告・無規制(IUU)漁業の規制に関する質問に対する答弁書 衆議院議員石井郁子君提出国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告に関する質問に対する答弁書 衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年四月二十七日の政府経済見通しに関する質問に対する答弁書 衆議院議員岡本充功君提出メキシコで発生している豚インフルエンザに関する質問に対する答弁書	

衆議院議員鈴木宗男君提出公然わいせつの疑いで逮捕された芸能人に対する警視庁の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出中央省庁のあつせんによる国家公務員の再就職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表による民間企業の役員兼務の是非等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岡秀夫君提出マンションやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員村井宗明君提出世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出事業継続のための中小企業対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出ソマリア沿岸への自衛隊派遣とソマリアについての国連決議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出国民年金納付率に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出政治資金規正法上の「寄附」に関する質問に対する答弁書

平成二十一年四月二十四日提出
質問 第三三三八号
出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成二十一年度以降のビザなし交流に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成二十一年度以降のビザなし交流に関する質問主意書

北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船が、国後島到着後、ロシア側から出

入国カードの提出を求められ、同月二十八日、国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。その後、出入国カード提出の問題を巡り口間で協議が重ねられていたが、本年四月二十三日の新聞は、日ロ両政府は同日、我が国側としてロシア側が求めていた出入国カード自体は提出しないものの、北方領土に渡航する者の氏名、生年月日、渡航目的並びに滞在先等、ロシア側が求めていた情報等を記入した別の文書（以下、「別文書」という。）を提出することで、決着が図られる見通しである旨報じている。右を踏まえ、質問する。

一 「別文書」とはどのような事項を記入するものとなるのか説明されたい。

二 ロシア側が求めていた出入国カードにつき、政府、特に外務省は、それを提出することは北方領土におけるロシアの不法占拠を認めることになるとして拒否していたが、「別文書」は出入国カードと具体的にどう異なるものであるのか。「別文書」をロシア側に提出することは、北方領土におけるロシアの不法占拠を認めることにはならないのか。外務省による詳細な説明を求める。

三 本年度以降の、今後の全てのビザなし交流において、我が国側はロシア側に「別文書」を提出することが義務付けられるのか。

四 前文で触れた、本年一月末の支援物資船が国後島に到着した時点で、「別文書」の様な案を外務省として出しておけば、支援物資をみすみす持ち帰り、無駄にすることもなかったと考えるが、右の時点でこのような対応を取らなかったのはなぜか。

右質問する。

内閣衆質一七一第三三八号
平成二十一年五月十二日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成二十一年度以降のビザなし交流に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成二十一年度以降のビザなし交流に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
御指摘の「別の文書」の意味が必ずしも明確ではないため、お尋ねに対してお答えすることは困難である。

平成二十一年四月二十四日提出
質問 第三三三九号
外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問主意書

これまで累次にわたり質問主意書で取り上げている、昨年十月二十一日発売の週刊朝日に、「麻生『外交敗れたり』との見出しで掲載されているジャーナリストの上杉隆氏の論文（以下、「上杉論文」という。）の中に記述がある、①米国の対北朝

鮮テロ指定解除に係る齋木昭隆アジア大洋州局長の発言、②中曽根弘文外務大臣に係る外務省幹部の発言のうちの②と、起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、雑誌や著書でいわゆる「ルーブル委員会」と「白紙領収書」について指摘(以下、「佐藤氏の指摘」という。)していることにつき、外務省が右のどちらについても「確認がとれていない」と、その事実を明確に否定していない一方で、「上杉論文」における②には明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」には何の抗議もしないという、異なる対応をとっている。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七一第三〇八号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第二四九号)の二及び三についてでお答えしている」とおり、抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省としては、それぞれの事案を検討の上、適切に判断してきているところであり、こうした点については国民の理解は得られているものと考えている。」と、「上杉論文における②」と「佐藤氏の指摘」のどちらについても「確認がとれていない」と、外務省としてその事実を明確に否定していない一方で、前者には明確に抗議をし、後者には何の抗議もしないという、異なる対応をとっていることは適切であるとの答弁がなされている。右答弁にある「適切」とは、あくまで外務省にとって適切であるということか。つまり、外務省がその様な対応をとることは、「佐藤氏の指摘」が、実際には紛れもない事実を述べていることから、同省として明確にそれを否定し、抗議することはできないため、野放しにすることが同省の都合上好ましい対応である

り、この観点からして、どちらもその事実が確認されていない「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」の二つに対して異なる対応をとることは、真実を国民に明らかにできない同省の都合上、適切であるという意味か。

二 先の質問主意書で、外務省として、「佐藤氏の指摘」につき、現職の同省職員である佐藤氏に直接問いた。だすことをしていないが、右の点も、国民から見れば理解できないところではないのか、国民からすれば、広く社会に認められている書籍等において、または公の場で、外務省として事実関係が確認されていない事柄を、あたかも紛れもない事実であるかの如く主張する佐藤氏に対し、同省として何の注意もせず、直接話を聞くことももしないのは、理解するどころか不可解極まりないことであると考えるが、同省が「佐藤氏の指摘」に関し、佐藤氏に直接問いた。だすことをしていないことにつき、国民の理解を得られていると認識しているか、理解を得られていると考えているのならば、外務省がそう考える根拠は何かと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の『佐藤氏の指摘』は一般に公表されており、また、御指摘の『佐藤氏の指摘』にあるような事実が確認されていないことについては、先の答弁書(平成二十一年十二月十二日内閣衆質一七〇第三二二号)の一について等で累次にわたってお答えしてきているとおり既に明らかであることから、これらの点について国民は承知しているものと考えている。」との答弁がなされている。当方は、「佐藤氏の指摘」及び佐藤氏本人に対する外務省の対応については国民は理解し、それが妥当であると認識しているか否か、同省の見解を問うたのであり、「佐藤氏の指摘」及び佐藤氏本人に対する同省の対応を

藤氏の指摘」及び佐藤氏本人に対する同省の対応を国民が知っているか否かについての見解を問うたのではない。外務省が「佐藤氏の指摘」及び佐藤氏本人に対して、あたかも腫れ物に触るが如く、不自然な形で野放しにしていることは当然国民にも明らかになっている。当方が問うているのは、なぜ外務省が「佐藤氏の指摘」に関し、同省職員である佐藤氏本人に直接問いた。だすこともせず、野放しにするという対応をとっているのか、なぜそうせざるを得ないのかについて、国民は理解し、納得しているかということである。外務省の見解を再度問う。右質問する。

内閣衆質一七一第三三九号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問に対する答弁書

弁書

一及び二について
先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三〇八号)の一及び二についてでお答えしているのとおり、抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省として

は、それぞれの事案を検討の上、適切に判断してきているところである。また、先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三〇八号)の三及び四についてでお答えしているのとおり、御指摘の「佐藤氏の指摘」は一般に公表されており、また、御指摘の「佐藤氏の指摘」にあるような事実が確認されていないことについては、累次にわたってお答えしてきているとおり既に明らかであることから、これらの点について国民は承知しているものと考えている。

平成二十一年四月二十四日提出
質 問 第 三 四 〇 号

死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二二六号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、一般に検察庁が、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に対して、参考人等として事情聴取を要請する、または容疑者として逮捕する際、通常の健康状態にある人物に對する時と比較し、当該人物の健康状態について何らかの配慮、考慮がなされ、異なる対応がとられることはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「通常の健康状態にある人物に對する時と比較し、及び異なる対応がとられること」の意義が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、一般的に、検察当

局においては、被疑者や参考人の健康状態に十分配慮しつつ、捜査を行っているものと承知している。」との答弁がなされている。では、一般に検察庁において、被疑者や参考人（以下、「被疑者等」という。）の内、例えば放射線治療や透析等、定期的かつ継続的な専門治療を受けることが必要な健康状態に置かれている者に對して、具体的にどのような配慮をした上で捜査を行っているのか説明されたい。

二 二〇〇二年六月十九日、当方があつせん収賄や政治資金規正法違反等の容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕されたことに伴い、当方の資金管理団体の事務責任者であつた佐藤玲子氏（故人）も、東京地検特捜部により同年七月二十三日に逮捕された。前回質問主意書で、検察庁としてそのことを承知しているか、また、当時佐藤氏は、数年前に発病した乳ガンに加え、子宮ガンが見つかったため、当時の東京通信病院に入院し、退院した直後であつたが、東京地検特捜部は右の佐藤氏の健康状態を承知していたか、当時佐藤氏は、子宮全摘手術を受けた結果、放射線治療を継続的に受けることを必要としていたが、東京地検特捜部は右の佐藤氏の健康事情を承知していたかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。」との答弁がなされている。二〇〇二年七月二十三日に佐藤氏が東京地検特捜部に逮捕されたことは紛れもない事実であり、政府、特に検察庁としても、当然右を承知しているものと思料するが、確認を求める。

三 前回質問主意書で、佐藤氏は二〇〇二年八月

十三日に釈放され、翌年九月二十日、この世を去つたが、右は勾留期間中、放射線治療を受けられず、健康状態を悪化させたことが大きな原因ではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの方が亡くなった理由については、政府としては承知していない。」との答弁がなされている。右答弁は、少なくとも、検察庁として佐藤氏が亡くなったこと自体は承知していると理解して良いか。確認を求める。

四 検察庁として佐藤氏が亡くなったことをいつ知つたのか明らかにされたい。

五 前回質問主意書で、過去に検察庁として、ある事案に對して容疑が持たれているものの、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に對して、その人物の入院先にまで押しかけて取り調べを行う、また退院後、継続的な専門治療を必要とする中、逮捕、勾留する等の、当該人物の健康状態をほとんどまたは全く考慮しない対応をとつたことで、当該人物が死亡したという事例はないかと問うたところ、「前回答弁書」では「ある事案に對して容疑が持たれているものの、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に對して、その人物の入院先にまで押しかけて取り調べを行う、また退院後、継続的な専門治療を必要とする中、逮捕、勾留する等の、当該人物の健康状態をほとんどまたは全く考慮しない対応をとつたことで、当該人物が死亡した」との意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。過去に検察庁として、「被疑者や参考人の健康状態に十分配慮しつつ、捜査を行っている」とある一の答

弁の内容に反し、「被疑者等」の健康状態に全くまたはほとんど配慮することなく捜査を行い、そのことが直接または間接の原因となり、その「被疑者等」が勾留中または釈放後に健康状態を悪化させ、死亡してしまつたという事例はないか、検察庁として把握しているか。

六 佐藤氏が亡くなったことに關して、佐藤氏の担当医師は、逮捕勾留中、放射線治療を受けられなかったことが悔やまれる旨述べていた。佐藤氏が死亡した原因には、東京地検特捜部により逮捕、勾留され、その間、それまで受けていた治療が受けられなかったことがあることは間違いないと考える。前回質問主意書で、東京地検特捜部が、佐藤氏の入院先にまで訪れ、取り調べをしたのはなぜか、当方の資金管理団体の最終責任者は当方であり、当方が逮捕、勾留されている以上、特に重病を患つていた佐藤氏を逮捕し、長期間勾留をする必要はなかつたのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「二の答弁がなされているが、当方の事件は既に審理が終了している。佐藤氏の件は、一の答弁と反する事例に該当するものであり、何より、検察庁のやり方により尊い人命が失われた、まさに人道に關わる問題であるところ、同様の事例が今後起きることを防止するためにも、検察庁として、佐藤氏の件に關し、事実関係を明らかにする義務を負つているものと考ええる。東京地検特捜部が、佐藤氏の入院先にまで訪れ、取り調べをし、更に、重病を患つていた佐藤氏を逮捕し、長期間勾留をしたのはなぜか、再度質問する。

内閣衆質一七一第三四〇号
平成二十一年五月十二日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に關する再質問に對する答弁書
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に關する再質問に對する答弁書
一 について
一般的に、検察当局においては、被疑者や参考人の健康状態に十分配慮しつつ、捜査を行っているものと承知しているが、その具体的方法については、個別の事案ごとに異なるものと承知している。
二 について
先の答弁書（平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三二六号。以下「先の答弁書」という。）三から七まで及び十について述べたとおりである。
三及び四について
お尋ねについては、現在公判係属中の事件にかかわる事柄であり、お答えは差し控えたい。
なお、先の答弁書八についての答弁は、先の質問主意書（平成二十一年四月十六日提出質問第三一六号）において、お尋ねの方が亡くなつたことを前提とした質問がなされたことから、それを前提として行つたものである。
五 について
「被疑者等」の健康状態に全くまたはほとん

ど配慮することなく捜査を行い、そのことが直接または間接の原因となり、その「被疑者等」が勾留中または釈放後に健康状態を悪化させ、死亡してしまった」の意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

六について
先の答弁書三から七まで及び十について述べたとおり、お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、お答えは差し控えたい。

平成二十一年四月二十七日提出
質問 第三 四 一 号

違法・無報告・無規制(IUU)漁業の規制に関する質問主意書

提出者 菅野 哲雄

違法・無報告・無規制(IUU)漁業の規制に関する質問主意書

現在、国連食糧農業機関(FAO)において、各国間の協議が行われている違法・無報告・無規制(IUU)漁業の規制、取り締まりに関する政府の方針等について、以下、質問する。

一 「IUU漁業をなくすための国際行動計画」(IPOA)関連

(1) IPOA二十五条にうたわれている「国の行動計画」に相当する部分について、政府が実施、または想定している内容を明らかにされたい。

(2) 同六十一条において各国が確立すべきとされているIUU漁業および関連活動に関する寄港国による取り締まりのための国家戦略および手続きについて、わが国の現状

を説明されたい。

二 IUU漁業をなくすための寄港国協定草案関連等

(1) 現在、FAOの下で協議されている寄港国協定草案(二〇〇九年二月五日付の議長草案)に関連する可能性のある日本の法令名ならびに関連条文を明らかにされたい。

(2) 港湾利用が原則的に自由とされている根拠について、日本の法令名ならびに関連条文等を示し、説明されたい。

(3) 寄港国協定が実効性を有するために重要と思われる諸点について、政府の考えを明らかにされたい。

(4) 例えば、マグロ類の地域漁業管理機関においてIUUリストに掲載されている船舶の入港を拒否することは、日本の法令上可能かどうか、漁船、貨物船、補給船のそれぞれについて、考え方を示されたい。

(5) 上記(4)において不可能とされる場合、関連する法令名と条文を示し、理由を明らかにされたい。

(6) 入港時までに入手した情報等により、当該船舶がIUUに関与していることが明白な場合、他の港湾に陸揚げされたことのない水産物の荷揚げ、積み替え、梱包、加工、ならびに当該船舶に対する補給、修理のうち、日本の法令上で拒否することが困難な場合、漁船、貨物船、補給船のそれぞれについて、法令名と関連条文を示し、理由を明らかにされたい。

(7) 寄港国による検査の結果、当該船舶が明白にIUUに関与していた場合、当該船舶

に対する港湾役務の提供、とりわけ物資・燃料の補給を拒否することが困難とされる可能性はあるか。困難な場合、漁船、貨物船、補給船のそれぞれについて、法令名と関連条文を示し、理由を明らかにされたい。

(8) 上記(6)(7)において補給を拒否しない場合、当該船舶が再び公海に戻り、IUUに直接従事またはIUUの支援を継続する可能性が排除できないと考えるが、補給を正当化する理由があれば示されたい。

(9) より多くの途上国が寄港国協定に参加するための支援策として、資金メカニズムを設けることについて、政府はどのように考えているか示されたい。

(10) IUUと特定された船舶に対して適切な対応を取るため、重要な情報を全ての寄港国が確実に入手できるよう、例えば、寄港国協定草案のアネックス(付属文書)AおよびCに関する情報をFAOに送り、FAOによる集約の後に、全ての寄港国協定加盟国が情報共有する手法について、政府の考え方を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第三四一 号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員菅野哲雄君提出違法・無報告・無規制(IUU)漁業の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員菅野哲雄君提出違法・無報告・無規制(IUU)漁業の規制に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

「違法・無報告・無規制漁業を防止、抑止、排除するための国際行動計画(以下「国際行動計画」という。二十五にいう国の行動計画については、我が国は従前から、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基づく漁業に係る許可、外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)に基づく外国漁船等の寄港制限及び洋上からの漁獲物の陸揚げ禁止等の措置を講じているところであり、国の行動計画に代えてこれらの取組に関し取りまとめた文書を作成し、国際連合食糧農業機関事務局に提出したところである。

二の(2)について

お尋ねの国際行動計画六十一にいう「寄港国による取り締まりのための国家戦略および手続き」については、外国人漁業の規制に関する法律に基づく外国漁船等の寄港制限、洋上からの漁獲物の陸揚げ禁止等の措置を講じているところである。

三について

御指摘の「寄港国協定」については、現在、国際連合食糧農業機関において交渉が行われているところであり、交渉にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年四月二十七日提出
質 問 第 三 四 二 号

国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告
に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告
に関する質問主意書

政府が国連女性差別撤廃委員会に提出した第六回政府報告(二〇〇八年四月)は、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児介護休業法、DV防止法の改正などを列挙している。しかし現実には、賃金差別、昇進・昇格差別、パートなど非正規労働者差別、妊娠・出産による解雇・退職干渉などが横行している。妊娠・出産によって七割の女性が仕事をやめており、子育てを母親と父親の責任とする社会にはほど遠い現状が続いている。

二〇〇三年の国連女性差別撤廃委員会からの第四回・第五回政府報告への最終コメントでは、調査や法整備などを評価する一方で、多岐にわたる懸念・要請・勧告がのべられている。コース別雇用やパート・派遣の賃金格差への懸念、家庭と職業上の責任を両立させるための対策強化、民法上の差別規定の廃止、意思決定機関への女性の参画の遅れなど、社会の根本にかかわるものである。

以下、第六回政府報告について、この前回の国連女性差別撤廃委員会の最終コメントにもかかわって、質問をする。

一 雇用の平等、仕事と子育ての両立について、第六回政府報告は、均等法への間接差別禁止の明記、育児休業法の改正などを記述しているが、具体的な改善の状況にはふれていない。以下の内容を具体的に明らかにされたい。

(一)均等法改定で禁止された間接差別に関する都道府県別、年度別の申告数と申告内容、是正結果と是正内容、(二)有期雇用労働者の育児休業取得に関する不利益取扱による退職、解雇件数、妊娠した有期雇用労働者のうち、育児休業を取得して働き続けている人数、(三)あわせて二〇〇七年改定のパートタイム労働法による差別禁止規定にもとづく申告数と申告内容、是正結果と是正内容、(四)これらを行行政指導する都道府県雇用均等室のこの十年の年度別の人員数と予算。

二 第六回政府報告は、家族に関する法律の整備について、「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ」、婚姻最低年齢、再婚禁止期間の短縮、離婚制度の改正の是非とあわせ「選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努めている」としている。

政府報告の第一部総論「一、序論」は、「第四回及び第五回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終コメントに留意する」としているが、民法について、前回の最終コメントは「依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものにすることを要請する」としていた。留意した点はなにか、明らかにされたい。

三 女子差別撤廃条約の選択議定書の批准について、前回報告では、司法の独立などを批准にいたらない理由としていたが、今回報告は、現在検討中である、として批准にいたらない理由を記していない。

二〇〇九年四月に政府が公表した「第六回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」によれば、「平成十一年十二

月以降、外務省の主催により、外務省及び法務省の関係部局等が参加する研究会を実施し、個別具体的な事案等も見つつ研究を続けてきたが、平成十七年十二月には同研究会を改組し、関係省庁に広く呼びかけた「個人通報制度関係省庁研究会」を立ち上げ、検討を継続している」としている。

(一)個人通報制度関係省庁研究会に参加している省庁名とメンバー、(二)平成十一年十二月以降、検討してきたテーマと具体的な内容、今後、検討を必要としているテーマ、(三)いつまでに結論を出そうとしているのか、を明らかにされたい。

四 国連女性差別撤廃委員会の最終コメントは、条約をはじめ、選択議定書、委員会の一般的勧告、北京宣言および行動綱領、第二十三回国連特別総会の成果、政府報告への委員会勧告などを女性団体や人権組織、市民社会に広報し続けることを要請している。

二〇〇四年、わが党参議院議員の質問主意書にたいして、これまで国民への周知・広報をしていなかった二十五の一般勧告を今後は内閣府男女共同参画局ホームページに掲載する等、国民への周知・広報に努めたい旨の回答があった。

以下、(一)それ以外に国連女性差別撤廃委員会の前回の勧告後、条約・勧告などの周知・広報のためにおこなった改善措置(時期、その内容)、(二)周知・広報のための体制(人員規模と予算措置)、(三)今後の改善計画、を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第三四二号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員石井郁子君提出国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告に関する質問、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石井郁子君提出国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告に関する質問
に対する答弁書

一(一)について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号。以下「法」という。)においては労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百四条第一項に規定されるような申告制度は設けていないが、間接差別について規定している法第七条に關し平成十九年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談の都道府県別の件数は、北海道八件、青森県六件、岩手県二件、宮城県八件、秋田県一件、山形県零件、福島県一件、茨城県三件、栃木県五件、群馬県五件、埼玉県七件、千葉県十二件、東京都百六件、神奈川県三十九件、新潟県七件、富山県零件、石川県零件、福井県二件、山梨県八件、長野県二件、岐阜県八件、静岡県九件、愛知県二十五件、三重県十件、滋賀県七件、京都府九件、大阪府五十三件、兵庫県九件、奈良県四件、和歌山県二件、鳥取県零件、島根県十六件、岡山県五件、広島県十八件、山口県零件、徳島県一件、香川県零件、愛媛県二件、高知県十六件、福岡県六件、佐賀県二件、長崎県一件、熊本県八件、大

ついて問う。改定試算に基づく経済見通しと平成二十一年度補正予算編成に伴う特例公債等の発行後も黒字化は達成可能と考えているのか答弁を求める。また四月十三日に提出した質問第三〇一号に対する答弁書(以下「先の答弁書」という。)の二についてにおいて「基礎的財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつあるが、当面は、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつ、財政健全化に取り組んでまいりたい。」としているが「困難になりつつある」から「困難になった」との認識はないのか答弁を求める。また「困難になった」とするならば平成二十三年度の黒字化が困難になった理由如何。また新たな数値目標はどのようなものとするのか答弁を求める。

三 先の答弁書の「四について」において「一定の景気の下支え効果があるものと考えているが、現時点までに公表された個々の経済指標によつて、これまでに発現した効果を個別にお示しすることは困難である」とこれまでの景気対策の総括が出来ないことを認めたにもかかわらず、改定試算において平成二十一年度補正予算成立に伴い国内総生産が一・九パーセント押し上げられるとする根拠如何。

四 今回の改定試算に基づき本年二月に公表された国民年金・厚生年金の財政再計算で用いられた足元の経済前提が大きく変わったと理解するが見解如何。経済前提が変わったとすれば財政検証し直すべきと考えるが見解を問う。

内閣衆質一七一第三四三三号

平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年四月十七日の政府経済見通しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年四月二十七日の政府経済見通しに関する質問に対する答弁書

一について

我が国経済は、昨年十一月期が大幅なマインス成長となり、国際機関においても他の主要先進国と比べて厳しい見通しが示されるなど、景気は急速に悪化しており、これまでの動きは「平成二十一年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成二十一年一月十九日閣議決定。以下「政府経済見通し」という。)で想定していた成長経路を大幅に下回っている。政府は、このような状況に対応し、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげるため、「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を策定したところである。同対策に盛り込まれた施策の効果も織り込み、我が国経済の先行きの姿を明らかにするため、内閣府は、「平成二十一年度経済見通し暫定試算(内閣府試算)」(平成二十一年四月二十七日内閣府公表。以下「経済見通し暫定試算」という。)において、政府経済見通しを暫定的に見直し、平成二十一年度の実質国内総生産成長率をマイナス三・三

パーセント程度と見込んだところである。

二について

世界的な金融危機と経済悪化を受けて、平成二十三年度までに基礎的財政収支を黒字化させるとの目標の達成は、困難になりつつあると認識している。大胆な財政出動をするからには、中期の財政責任を果たす必要があり、今後、経済財政運営の基本的な考え方を示すべく、検討を進めてまいりたい。

三について

これまでの累次の経済対策の効果については、景気の急速な悪化が続く、厳しい状況にある中で、一定の景気の下支え効果があるものと考えており、経済見通し暫定試算は、このような効果も踏まえて作成しているところである。また、今般の「経済危機対策」の効果については、同対策に盛り込まれた施策の裏付けとなる平成二十一年度第二次補正予算を着実に実施していくことにより、平成二十一年度の実質国内総生産成長率を一・九パーセント程度押し上げる効果があると見込んでいるところである。

四について

平成二十一年二月二十三日に公表した国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(以下「財政検証」という。)においては、平成二十七年までの経済前提については、「経済財政の中長期方針と十年展望比較試算」(平成二十一年一月十六日経済財政諮問会議提出)を基に算出しているところであるが、財政検証は、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定に基づき少なくとも五年ごとに行うこととされており、財政検証を行う時点における社

会経済状況の下で年金財政の健全性を定期的に検証するものであることから、仮に、財政検証の諸前提の基礎となっている数値が見直されたとしても、財政検証そのものをやり直すことは考えていない。

平成二十一年四月二十七日提出
質 問 第 三 四 四 号

メキシコで発生している豚インフルエンザに関する質問主意書

提出者 岡本 充功

メキシコで発生している豚インフルエンザに関する質問主意書

メキシコで人から人への感染が確認された豚インフルエンザは今後の感染の拡大が懸念される。我が国においても万全の対策が必要と考えるため以下質問する。

一 平成二十一年四月メキシコで人から人へ感染が確認された豚インフルエンザ(以下「今回のインフルエンザ」という。)は新型インフルエンザであると認識しているのか答弁を求める。今後パンデミック(ある感染症や伝染病が世界的に大流行すること)を惹起する潜在的な可能性があると認識しているのか。平成二十一年二月の「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」において策定された新型インフルエンザ対策行動計画(以下「行動計画」という。)における発生段階としてはどの段階であると認識しているのか答弁を求める。

二 豚インフルエンザが人に感染する可能性は政府としては鳥に比べて低いと考えていたと承知するがその理由如何。また今回のインフルエン

ザが人から人に感染する事態となつた理由如何。国内で飼育されている豚においてインフルエンザ感染が疑われるもしくは確認された事例があるのか。あるのであればその詳細につき答弁を求める。

三 メキシコ在留邦人を含む国内および国外で暮らす日本人で今回のインフルエンザに感染したと疑われる症例及び確認された症例、それぞれの人数と疫学的調査で感染したと推定される場所について答弁を求める。現在のサーベイランス(調査監視)体制は世界保健機構及びメキシコ、米政府からの情報収集以外にどのようなものがあるのか。今回のインフルエンザに対する新型コロナウイルス系統調査・保存事業はどの機関においてどのように実施されているのか答弁を求める。また行動計画で言うところの国内における「疑似症例調査支援システム」はどのように機能しているのか答弁を求める。

四 政府として日本国外に短期長期を問わず滞在する日本人に対し感染予防につきどのように注意喚起しているのか。空港や港での注意文書等の掲示だけでは既に出国している日本人への注意喚起にはならないと考えるが見解如何。

五 パンデミックワクチンの開発・製造はいつから行う予定であるのか。またワクチンが接種可能となる時期はいつごろになる見通しか答弁を求める。加えてその接種対象者、順位、接種体制の整備状況についても答弁を求める。あわせて現在都道府県が備蓄する抗インフルエンザ薬の放出はいつからどのような方法で行うのか、また予防投与は国内で一例でも今回のインフルエンザへの感染が確認された段階で開始するのか。また開始する場合の対象者、順位、薬の提

供体制の整備状況について答弁を求める。

六 行動計画の「予防・まん延防止」で言うところの水際対策について問う。新型インフルエンザ発生国からの入国・帰国者等を隔離・停留等を行うための公的施設、及び民間のホテル等の宿泊施設の確保について問う。空港ごと港ごとに個別の人数を明記したうえで現在の確保状況如何。また患者対策として挙げられている新たに接触者を増やさない環境下での入院治療を行うことができる病床数は全国で何床あるのか答弁を求める。

七 行動計画を踏まえ都道府県や市区町村で具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めるとされているが未だ定められていない自治体名を問う。未だ定められていない自治体に対して政府としてどのように対応していくのか見解を問う。

八 一般国民の需要急増が予想される衛生資材等(マスク、消毒液等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みは確立されているのか。確立されているのならその在庫量につき答弁を求める。もし確立されていないのであれば今後どのような対応をとるのか如何。

九 豚肉の安全性について問う。メキシコからの豚肉の輸入量如何。また豚肉が十分加熱された場合は安全であると承知するが、今回のインフルエンザに感染した豚の生肉に接することで感染する可能性が科学的にはゼロではない事を確認された。可能性があるのであれば大量の生肉を扱う者に対する対策はどのように講じているのか答弁を求める。

内閣衆質一七一第三四四号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出メキシコで発生している豚インフルエンザに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出メキシコで発生している豚インフルエンザに関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、世界保健機関によるフェーズ四宣言を踏まえ、平成二十一年四月二十八日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したことを宣言したところである。その後、同月三十日に、世界保健機関がフェーズ五への引上げを行ったところであり、今後、パンデミックを惹起する可能性は有ると認識している。

また、お尋ねの発生段階としては、平成二十一年五月八日正午現在、「第一段階」(海外発生期にあるものと認識している。

二について

政府としては、御指摘のように「豚インフルエンザが人に感染する可能性は政府としては鳥に比べて低いと考えていた」わけではない。また、御指摘の豚インフルエンザ(以下「新型インフルエンザ」という。)が人から人に感染する事態となつた理由については、いまだ説明されていないことが多く、お答えすることは困難であ

る。

また、国内で飼育されている豚においてインフルエンザ感染が疑われた事例としては、平成十七年度に三検体(すべてH1N1亜型)、平成十八年度に四検体(H1N2亜型、H3N2亜型)、平成十九年度に三検体(H1亜型、H3N2亜型)の事例がある。

三について

平成二十一年五月八日正午現在、米国において、日本人一名が新型インフルエンザに感染したとの情報がある。また、国内において感染が疑われる事例として、法第十二条第一項の規定に基づく医師の届出が行われた事例が十一例あつたほか、検査の際に感染が疑われる事例として、検査法(昭和二十六年法律第二百一十号)第十三条の規定に基づく検査が行われた事例が四例ある。政府としては、現在、御指摘の情報収集のほか、在外公館を通じ、各国政府当局等からの情報収集を行っているところである。

また、御指摘の「新型コロナウイルス系統調査・保存事業」については、現在、問題となつている新型インフルエンザを対象としては、実施されていない。

さらに、御指摘の「疑似症例調査支援システム」については、法第十二条第一項に基づき医師による届出が行われた事例について、既に同システムに登録が行われているところであり、新型インフルエンザへの感染が疑われた事例に係る臨床情報、疫学情報等につき、地方自治体の職員等の間で情報の共有が行われているものと認識している。

四について

平成二十一年五月八日現在、空港や港等にお

ける揭示のほか、外務省及び在外公館のホームページ並びにメールサービス等を通じ、メキシコへの渡航予定者に対し、事態が沈静化するまでの間、不要不急の渡航は延期するよう呼び掛けるとともに、メキシコ以外で新型コロナウイルスの感染が確認された国・地域への渡航予定者に対しても、渡航先の感染状況等について最新の情報を入手し、十分注意するよう注意喚起を行っている。

また、海外に滞在している邦人に対しては、メキシコ等における感染状況について情報提供を行い、感染防止対策等に努めるよう注意喚起を行っている。

さらに、関係省庁に相談窓口を設置し、発生病・地域へ渡航を予定している方や現地に滞在している方等からの相談に応じている。

五について

御指摘のワクチンの製造等については、新型コロナウイルスの重篤性等も勘案し、季節性インフルエンザワクチンの製造を中断して御指摘のワクチンの製造に切り替えるかどうかの判断を行うこととなるが、現時点では、新型コロナウイルスのウイルスの性質等についての情報が不十分であるため、お尋ねのワクチンの製造・開発の予定、接種可能時期等についてお答えすることは困難である。

また、お尋ねの抗インフルエンザ薬の放出の時期及び方法並びに予防投与の開始時期については、基本的に、「新型コロナウイルス対策ガイドライン」に従い、新型コロナウイルスの重篤性等も踏まえつつ、対応することとなるものと考えているが、実際に、予防投与を開始する

場合の対象者や順位については、新型コロナウイルスエンザの重篤性や法第十五条に基づく調査の結果等を踏まえて検討することになると考えている。

さらに、お尋ねの薬の提供体制の整備については、「新型コロナウイルス対策行動計画」に基づき、平成二十一年四月一日現在、リン酸オセルタミビル(タミフル)を三千三百万人分、ザナミビル水和物(リレンザ)を二百六十八万人分を備蓄しているところであり、今後とも、体制整備を図っていくこととしている。

六について

御指摘の施設については、検疫法第十四条第一項第二号に規定する停留を行うため、平成二十一年五月五日現在、成田空港周辺に四百二十九人分、中部国際空港周辺に二百三十一人分、関西国際空港周辺に百三十二人分の個室を確保しているところである。

また、お尋ねの「新たに接触者を増やさない環境下での入院治療を行うことができる病床」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス対策として、平成二十一年三月月末時点で、特定感染症指定医療機関に八床、第一種感染症指定医療機関に六十一床、第二種感染症指定医療機関に一万五百三十七床の病床が確保されている。

七について

厚生労働省としては、すべての都道府県において御指摘のマニュアル等を策定しているが、市区町村の中には策定していないところもあると承知しており、これらの市区町村に対しては、都道府県を通じ、マニュアル等を策定する

よう指導しているところであり、今後とも指導を徹底してまいりたい。

八について

お尋ねについては、「新型コロナウイルス対策行動計画」に基づき、毎月、業界団体や製造販売業者に対し、衛生資材等の状況についての調査を行っている。その調査結果によると、平成二十一年四月一日時点で、調査対象の製造販売業者の在庫は、一般用の不織布マスクが約五千八百八十二万枚、速乾性擦式手指消毒薬が約三百九十キロリットルとなっている。

我が国のメキシコからの豚肉の輸入量は、平成二十年度の速報値では約五万八千トンである。

また、新型コロナウイルスのウイルスについては、現時点では、その性質等が解明されておらず、お尋ねの感染の可能性についてお答えすることは困難である。

平成二十一年四月二十七日提出
質問 第三四五号

公然わいせつの疑いで逮捕された芸能人に対する警視庁の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

公然わいせつの疑いで逮捕された芸能人に対する警視庁の対応に関する質問主意書

本年四月二十三日、人気アイドルグループS.M.A.Pのメンバーである草薨剛氏が、同日未明、東京都港区赤坂にある公園で全裸になって騒ぎ、警視庁に逮捕されるという騒動が起きた。右を踏まえ、以下、内閣、特に佐藤勉国家公安委員長に対

して質問する。

一 草薨氏は公然わいせつの疑いで現行犯逮捕されたことと承知するが、当時周りに他に誰かがいたのか、どの程度うるさい騒音を出していたのか、周囲から苦情の申立はあったのか等、同氏を逮捕するに至るまでの経過について詳細に説明されたい。

二 警視庁として、草薨氏を逮捕する以前に、まず静かにする様子を注意する、服を着る様子を指示する方法をとることも可能であったと思料する。また、同氏は誰か他人に対して直接わいせつな行為を働いたということはなかったと承知するが、そうであるならば、同氏を現行犯で逮捕するまで踏み切る必要はなかったのではないかと。

三 草薨氏が逮捕された日に、警視庁は同氏の自宅を家宅搜索しているが、警視庁が同氏の自宅を家宅搜索した目的は何か説明されたい。

四 草薨氏は、公の場で全裸でいたということと公然わいせつという容疑で逮捕されたが、誰か他人に対して直接わいせつな行為を働いたというわけではない。それにも関わらず、その自宅を家宅搜索までするのは、警視庁の捜査として不自然ではないか。

内閣衆質一七一第三四五号
平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平 殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出公然わいせつの疑いで逮捕された芸能人に対する警視庁の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出公然わいせつの
疑いで逮捕された芸能人に対する監視庁の
対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

監視庁によると、御指摘の事件については、
平成二十一年四月二十三日午前三時ごろに、東
京都港区の公園において大声を出して騒いでい
る男がいる旨の付近住民からの一〇番通報を
受けて警察官が現場に到着したところ、御指摘
の被疑者が不特定又は多数の人が認識できる状
況で全裸になっており、警察官が注意したにも
かわらずこれに従わなかったことから、同被
疑者を公然わいせつの疑いで現行犯逮捕したと
のことである。

三及び四について

監視庁によると、御指摘の事件の全容を解明
するために必要であったことから、同被疑者の
自宅を捜索したものであり、特段の問題はない
とのことである。

平成二十一年四月二十七日提出
質 問 第 三 四 六 号

中央省庁のあつせんによる国家公務員の再就
職に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

中央省庁のあつせんによる国家公務員の再
就職に関する質問主意書

本年四月二十四日、総務省は中央省庁のあつせ
んによる国家公務員の再就職（以下、「天下り」と
いう。）の状況に係る調査結果（以下、「調査結果」
という。）を発表した。右を踏まえ、質問する。

一「調査結果」によると、二〇〇六年から二〇〇

八年の三年間に渡る「天下り」は、合計千九百一
件あり、件数の多い省庁から順に国土交通省の
七百七十九件、経済産業省の二百三十二件、農
林水産省の二百件であったとのことであるが、

右三省以外の他の全ての省庁における「天下り」
件数も含め、そのうち国家公務員上級職または
一種試験を合格した、いわゆるキャリア職員に
よるものは何件あったのか、省庁ごとに全て明
らかにされたい。

二一のいわゆるキャリア職員による「天下り」の
再就職先はどこか、全て明らかにされたい。

三「調査結果」によると、「天下り」を繰り返す
「渡り」は二十九件あったとのことであるが、右
二十九件の「渡り」につき、そのあつせんを受け
た者の省庁退職前の官職、キャリア職員または
ノンキャリア職員の区別、再就職先、再就職先
での退職金支払いの有無並びにその金額等、詳
細を明らかにされたい。

四「調査結果」にある「天下り」並びに三の「渡り」
の現状は、昨年来の世界金融危機に端を発した
不況により、国民の多くが苦しい生活を余儀な
くされていることを鑑みる時、果たして適切で
あったか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第三四六号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出中央省庁のあつせん
による国家公務員の再就職に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出中央省庁のあつ
せんによる国家公務員の再就職に関する質
問に対する答弁書

一及び二について

「平成十八年から平成二十年末までの再就職
のあつせん件数の調査について」（平成二十一年
四月二十四日公表）に係る調査結果のうち、各
府省が国家公務員採用一種試験等により採用さ
れた職員に対して行った再就職のあつせんの件
数及び当該再就職のあつせんに係る再就職先
は、会計検査院が三件（再就職先は独立行政法
人等（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を
いう。以下同じ。）が一件、公益法人が二件）、
人事院が十一件（再就職先は独立行政法人等が
一件、公益法人が六件、その他非営利法人等
（非営利法人のうち独立行政法人等及び公益法
人を除いたもの並びに法人格のない任意団体を
いう。以下同じ。）が二件、営利法人が二件）、
内閣府が十三件（再就職先は独立行政法人等が
三件、公益法人が七件、営利法人が三件）、公
正取引委員会が二件（再就職先は公益法人が一
件、営利法人が一件）、警察庁が三十七件（再就
職先は公益法人が十七件、その他非営利法人等
が四件、営利法人が十六件）、金融庁が一件（再
就職先は公益法人）、総務省が五十三件（再就職
先は独立行政法人等が三件、公益法人が四十五
件、その他非営利法人等が二件、営利法人が三
件）、外務省が二十件（再就職先は独立行政法人
等が三件、公益法人が二件、その他非営利法人
等が二件、営利法人が十三件）、財務省が五十
四件（再就職先は独立行政法人等が十七件、公
益法人が十四件、その他非営利法人等が十件、

営利法人が十三件）、文部科学省が二十九件（再
就職先は独立行政法人等が二十件、公益法人
が三件、その他非営利法人等が六件）、厚生労
働省が十七件（再就職先は独立行政法人等が十
件、公益法人が二件、その他非営利法人等が四
件、営利法人が一件）、農林水産省が九十一件
（再就職先は独立行政法人等が一件、公益法人
が六十八件、その他非営利法人等が十九件、営
利法人が三件）、経済産業省が百六件（再就職先
は独立行政法人等が十七件、公益法人が六十四
件、その他非営利法人等が十一件、営利法人が
十四件）、国土交通省本省が二百五件（再就職先
は独立行政法人等が九件、公益法人が百八十一
件、その他非営利法人等が四件、営利法人が十
一件）、気象庁が三件（再就職先は公益法人が二
件、営利法人が一件）、海上保安庁が十六件（再
就職先は独立行政法人等が一件、公益法人が十
一件、その他非営利法人等が二件、営利法人が
二件）、防衛省（平成十九年一月九日より前は防
衛庁。以下同じ。）が十八件（再就職先は公益法
人が一件、その他非営利法人等が五件、営利法
人が十二件）である。

三について

お尋ねの二十九件のうち、国家公務員採用
一種試験等により採用された元職員の退職時官
職及び現時点で確認された再就職先は、退職時
官職は国家公務員倫理審査会事務局長・再就職
先はその他非営利法人等及び営利法人が一件、
退職時官職は人事院人材局長・再就職先は独立
行政法人等、公益法人及びその他非営利法人等
が一件、退職時官職は人事院総務局長・再就職
先はその他非営利法人等及び公益法人が一件、
退職時官職は人事院中国事務局長・再就職先は

国及び公益法人が一件、退職時官職は内閣府賞
 勲局長・再就職先は独立行政法人等が一件、退
 職時官職は警察庁情報通信局長・再就職先は官
 利法人及び公益法人が一件、退職時官職は消防
 庁長官・再就職先は公益法人が三件、退職時官
 職は総務省自治大学校長・再就職先は公益法人
 が一件、退職時官職は公害等調整委員会事務局
 長・再就職先は官利法人が一件、退職時官職は
 財務事務次官・再就職先は公益法人が一件、退
 職時官職は大蔵事務次官・再就職先は独立行政
 法人等及び官利法人が一件、退職時官職は文部
 事務次官・再就職先は国及び独立行政法人等が
 一件、退職時官職は文部科学審議官・再就職先
 は国及び独立行政法人等が一件、退職時官職は
 厚生労働省労働基準局長・再就職先は独立行政
 法人等及びその他非官利法人等が一件、退職時
 官職は農林水産省総合食料局長・再就職先は独
 立行政法人等及び公益法人が一件、退職時官職
 は農林水産事務次官・再就職先は公益法人及び
 独立行政法人等が一件、退職時官職は農林水産
 事務次官・再就職先は国及び公益法人が一件、
 退職時官職は水産庁長官・再就職先は公益法人
 が一件、退職時官職は通商産業事務次官・再就
 職先は官利法人及び公益法人が二件、退職時官
 職は通商産業事務次官・再就職先はその他非官
 利法人等、独立行政法人等及び公益法人が一
 件、退職時官職は海上保安庁長官・再就職先は
 独立行政法人等及び公益法人が一件、退職時官
 職は国土交通省国土計画局長・再就職先は公益
 法人及び独立行政法人等が一件、退職時官職は
 国土交通省土地・水資源局長・再就職先は官利
 法人及びその他非官利法人等が一件、退職時官
 職は国土交通省北海道局長・再就職先は公益法

人が一件、退職時官職は防衛省防衛研究所長・
 再就職先は官利法人及びその他非官利法人等が
 一件である。

お尋ねの「二十九件」のうち、国家公務員採用
 I種試験等以外により採用された元職員の退職
 時官職及び現時点で確認された再就職先は、退
 職時官職は農林水産省関東農政局整備部付・再
 就職先は官利法人が一件である。

なお、お尋ねの「再就職先での退職金支払い
 の有無並びにその金額」については、国家公務
 員の退職後における個人に関する情報であり、
 一般に政府が把握すべき立場にないことから、
 お答えすることは困難である。

四について

各府省における国家公務員の再就職のあつせ
 んについては、職員の在職中の職務の適正な執
 行を確保するとともに、職員が在職中に培った
 経験や能力に対する企業、団体等の需要にこた
 える等の観点から、必要に応じ行われてきてい
 るものと認識している。

しかしながら、国家公務員法等の一部を改正
 する法律（平成十九年法律第八号）が施行さ
 れ、各府省による再就職のあつせを全面的に
 禁止し、中立かつ透明な仕組みによる官民人材
 交流センターに再就職のあつせを一元化する
 こと等としているところである。

平成二十一年四月二十七日提出
 質問 第三四七号

政府代表による民間企業の役員職務の是非等
 に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府代表による民間企業の役員職務の是非
 等に関する質問主意書

本年三月三日に閣議決定された政府答弁書（内
 閣衆質一七一第一四七号）では、政府代表の定義
 及び法令上の根拠について「政府代表について
 は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）
 第二条第三項第十一号に規定されており、外務公
 務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二条第三
 項において、『日本国政府を代表して、特定の目
 的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若し
 くは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行
 動する権限を付与された者をいう』と規定されて
 いる。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質
 問する。

一 政府代表の任に就いている者が、同時期に民
 間企業の役員に就任することを規制する、若し
 くは自肅を求める法令上の決まりはあるか。

二 政府代表の任に就いている者が、同時期に民
 間企業の役員に就任することに対する政府の見
 解如何。

三 政府代表の任に就いている者が、自身の発言
 等に関し、国会から委員会等に出席して説明を
 行うことを求められた際、自身が所属している
 民間企業の業務を理由にそれを断ることは適切
 か。政府の見解如何。

四 谷内正太郎政府代表が日口間で北方領土を面
 積で分割するといふ、いわゆる北方領土三・五
 島返還について発言した記事が本年四月十七日
 付の毎日新聞に掲載されたことを受け、同月二
 十三日、参議院外交防衛委員会は谷内代表に対
 して委員会に出席することを求める決議をした
 が、谷内代表は自身が社外取締役として所属し
 ている民間企業の業務により、福井県に滞在中
 であることを理由にして欠席したと承知する。

右の谷内代表の国会からの要請に係る対応に対
 する政府の評価如何。

五 政府代表という公の職に就いている者が、国
 民の代表が集う国会における出席要請を拒否
 し、自身の発言についての説明を行わないとい
 うのは、国会軽視も甚だしいと考えるが、麻生
 太郎内閣総理大臣の見解如何。
 右質問する。

内閣衆質一七一第三四七号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表による民間
 企業の役員職務の是非等に関する質問に対し、
 別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表による
 民間企業の役員職務の是非等に関する質問
 に対する答弁書

一について

御指摘のような法令は存在しない。

二及び三について

お尋ねについては、具体的事情が明らかでな
 いため、一概にお答えすることは困難である。

四及び五について

外務省から御指摘の者に対し、御指摘の委員
 会への出席要請があることについて伝えたが、
 御指摘の者から、御指摘の委員会の開催日に
 は、以前から民間企業の取締役会に出席するた
 めの地方出張が予定されており、都合がつか
 ない旨説明があったところ、政府としては、御指
 摘の委員会への出席が困難であるとの事情を理
 解したものである。

平成二十一年四月二十八日提出
質問 第三四八号

マンシヨンやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

マンシヨンやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問主意書

マンシヨンやオフィスビルなどの貯水槽方式の水道に関しては、法令により水質検査と貯水槽内の清掃については、管理者(住人)の責務としての定めがあるが、給水管内部の衛生、汚染のチェックについては、何らの定めもない。貯水槽給水管については、一九八九年(平成元年)までメチレンジアニリン(以下「MDA」という)含有の芳香族系硬化剤エポキシ樹脂塗料が管路更生工事において使用されているものがある。MDAについては、一九八三年(昭和五八年)に米国EPA(環境保護庁)が「ナショナルトキシコロジープログラム」による動物実験の結果として、「発がん性が見出されるので、必要な措置を取るよう」指示している。また、翌一九八四年(昭和五九年)には、WHOが「タール系塗料を水道用施設に使用することを禁止する勧告を行っている。日本国内においては、一九八六年(昭和六一年)に、関係公的機関においてMDA溶出検査を行うとともにMDAとサルモネラ菌の突然変異の関係を調べるエームズ法テストを実施、その際発がん性が確認されたため、一九八九年(平成元年)に、水道用塗料のすべてにMDA含有塗料の使用を禁止する措置が取られ、上位成分の芳香族系硬化剤エポキシ樹脂塗料の全面使用禁止措置が講じられてきた経緯がある

と承知する。以後においては、脂肪族系硬化剤のみの限定使用措置が取られているところである。そのような経過を踏まえ、経年に伴う建物と管路の劣化は進み、貯水槽給水管内部の老朽化に伴ない使用禁止措置の取られたMDA含有塗料による管路内汚染が進み、住民や利用者の健康を害することが懸念されるところである。

一 MDAという物質の、発がん性について、政府はどのように認識しているのか。平成元年に、MDA含有塗料の使用禁止措置を取った理由はどういう理由によるのか。

二 政府は、平成元年八月以前に建てられたマンシヨン等で施工された貯水槽給水管のライニング工事で、MDA含有塗料を使用しているものがどのくらい有るのか掌握しているのか。もし把握していないのであれば、現時点において実態把握をすべきではないか。

三 政府は、MDA含有塗料の使用が人体に有害であると判明したその時点で、なぜ有害塗料使用の実態調査をしなかったのか。

四 老朽化の進むマンシヨン等の貯水槽給水管に係る「管路内汚染」について、何らかの対策を講ずべきではないか。

内閣衆質一七第一三四八号

平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 平岡秀夫君提出

マンシヨンやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岡秀夫君提出マンシヨンやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

四、四一メチレンジアニリン(以下「MDA」という)に関しては、昭和五十八年に、米国家毒性プログラム(NTP)による実験においてその発がん性が確認されたこと、昭和六十二年に、化学物質の発がん性の評価等を実施している国際がん研究機関(IARC)においてグループ2B(人に対して発がん性を示す可能性があるもの)に分類されたこと等について承知している。

御指摘の「MDA含有塗料の使用禁止措置」については、社団法人日本水道協会が、平成元年に水道用液状エポキシ樹脂塗料に関する規格を定めた際、当時エポキシ樹脂の硬化剤として使用されていたMDAについて、使用可能な硬化剤として指定しなかったことを指すものと思われるが、これは、前述の外国等におけるMDAの評価や代替品の開発状況等を踏まえ、塗料の安全性の向上の観点から行われたものと承知している。

二及び三について

御指摘の「貯水槽水道管のライニング工事で、MDA含有塗料を使用しているものがどのくらい有るのか」については、平成十七年度厚生労働科学研究費補助金により実施された「水道に用いられる塗料等からの溶出の実態と評価に関する研究」において、MDA含有塗料を用いて水道管の「ライニング工事」が実施された建

築物の給水栓より採取した水からMDAは検出されなかったこと、これまで国においてMDAの飲料水汚染による健康被害の報告を受けていないこと、水道法(昭和三十一年法律第七十七号)においては、水道管の材質としてMDA含有塗料を使用することは禁止されていないこと等から、そのような調査は行っておらず、また、現時点において調査の予定はない。

四について

御指摘の「管路内汚染」の意味するところが必ずしも明らかではないが、貯水槽水道に係る管路に関しては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)上、同法第二条第一項に規定する特定建築物の所有者等でその維持管理について権原を有するものは、当該特定建築物における人の飲用等のための給水に関する設備について、水道法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給するよう維持管理をしなければならない等とされているとともに、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)上、同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三三十八号)第二百二十九条の二の五第二項に規定する飲料水の配管設備が著しく衛生上有害であると認めるときには、建築物の所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、衛生上必要な措置をとることを命ずることができることとされている。

平成二十一年四月二十八日提出
質問 第三四九号

世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問主意書

提出者 村井 宗明

世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問主意書

世界遺産宮島で鹿の頭数が増え過ぎたからという理由で廿日市市の給餌禁止措置による頭数調整が行われていることにより、市街地の鹿たちが飢餓状態に置かれている。鹿は食糧の不足にあえぎ、餓死せざるを得ないほどの窮地に立たされている。観光客が買いたたいた「鹿せんべい」の販売も中止され、飢えた鹿たちは、観光客に強引に食べ物をねだり、弱った鹿は力なくうずくまってしまうている。市街地の鹿たちは適切に管理されていないことから、ふん害等の被害で地域住民からの苦情も出ている状況にもある。また、鹿に対する福祉が損なわれていることで、世界最大規模の動物の権利擁護団体PETAからも激しい抗議を受けている。

世界遺産宮島において、海外からの観光客に動物虐待という誤解を与える可能性があり、適切に対応する必要があるのではないかと考え、以下質問する。

一 宮島は日本が世界に誇る世界遺産であり、海外からの観光客も多数訪れている。その観光客に動物虐待という誤解を与える可能性があり、国としても適切に対応するよう指導するべきと考え、見解は如何。

二 鹿の頭数を周辺住環境に配慮した適正数に保つためには、餓死をすすめるのではなく、避妊措置によって繁殖個体数の減少を図るべきで、可逆的なインプラント避妊法の検討をすべきと考え、見解は如何。

三 奈良公園の鹿は財団法人「奈良の鹿愛護会」が手厚く保護管理している。奈良県、奈良市よりの補助金のほか、獣医師会や企業の協力のもと、千人以上の会員が物心共に組織を支えて

いる。

宮島でも保護管理組織を官民協働で立ち上げることを検討すべきではないかと考えるが、見解は如何。

四 餌をもらえず飢えた鹿が凶暴にならないようにするために、鹿の餌場となる芝草地を市街地に設けることも一つの方策と考えるが、見解は如何。

五 市街地で給餌を禁止し、市街地の鹿を山へ追い込もうという考え方に對し、「山の植物は鹿の被害で再生不可能な状況にある」という意見もある。山には鹿が食べてよい植物はなく、例え山に移動したとしても、山に棲むことさえ許されなくなる日が、必ずやってくることは明白である。

野生回歸をすすめるという方針への是非を問う。
右質問する。

内閣衆質一七一第三四九号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員村井宗明君提出世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員村井宗明君提出世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問に對する答弁書

一 について

宮島地域におけるシカの保護管理対策(以下「対策」という。)については、平成二十年三月に設置された地元関係者、学識経験者及び関係機関により構成される宮島地域シカ対策協議会

(以下「協議会」という。)が行った検討の結果を受け、平成二十年九月に、廿日市市が、宮島地域シカ保護管理ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定したと承知している。協議会には、環境省中国四国地方環境事務所の職員がアドバイザーとして参加しており、環境省としては、今後とも協議会を通じて適切に助言等を行ってまいりたい。

二 について

ガイドラインにおいては、避妊処置もシカの個体数調整に係る方法の一つではあるが、当該処置による個体数管理の効果等については不明な点も多いことから、必要な調査を行った上で、協議会において当該処置の必要性を判断することとされている。

三 について

宮島地域においても、協議会の構成員である地元関係者及び関係機関が、ガイドラインに基づき、適切に対策を実施していると承知している。

四 について

ガイドラインにおいては、人為的な給餌に替わる措置として、シカの餌場となる芝草地の造成を検討するが、当該造成はシカの個体数の増加や他地域からの誘引を招く可能性があることから、シカの分布状況等様々な観点から調査研究を行うこととされている。

五 について

環境省としては、ガイドラインに基づき、自然植生への影響を把握しながら総合的かつ計画的に対策が進められることが重要であると認識している。

平成二十一年四月二十八日提出
質問 第三五〇号

二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問主意書

二〇〇〇年以降の年金記録にも記録の抜け等の不備が生じている事実が明らかになっている。二〇〇〇年以降においても記録の抜け等の不備が生じていることは、今後も記録の抜け等の不備が生じ続ける可能性がある。年金制度に対する不信を払拭するためにも、早急な調査と対応策の検討が必要であると考え、

年金をはじめとする社会保障は、国家存立の基盤でもある。現在、その信頼が失われており、一刻も早く信頼を回復するためには実態解明が欠かせない。以下、真摯に実態を明らかにするよう要望する。

一 二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じている件数は何件か。国民年金と厚生年金のそれぞれについて、件数及び合計数をお示し願いたい。

二 二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じた原因・理由を、すべてお示し願いたい。

三 総務省年金記録確認第三者委員会において、記録訂正の是非の判断をした事例のうち、二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じている件数は何件か。国民年金と厚生年金のそれぞれについて、件数及び合計数をお示し願いたい。

四 三のうち、二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じた原因・理由について、

原因・理由ごとの件数をお示し願いたい。

五 総務省年金記録確認第三者委員会においてあつせんの判断をした、「茨城国民年金事案二」「和歌山国民年金事案二〇」「愛媛国民年金事案五」について、ご本人が納めた国民年金保険料は、どこに納められ、どのように処理されていたのか。それぞれの事案ごとにお示し願いたい。

六 総務省年金記録確認第三者委員会においてあつせんの判断をした、「千葉厚生年金事案一」「厚生年金事案二九」については、標準報酬月額の変更の可能性があるが、担当した職員へのヒアリングは実施しているのか。ヒアリングの結果、改ざんの事実はあるのか。それぞれの事案ごとにお示し願いたい。

七 二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備が生じていることに対して、政府はどのような対策をしていくつもりか。今後の対策を具体的に示し願いたい。

内閣衆質一七一第三五〇号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出二〇〇〇年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について
社会保険庁においては、年金記録の欠落や誤

りがある時期により区分して記録の整理を行っていないため、お尋ねの件数及び原因・理由についてお答えすることは困難である。

三及び四について

年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)においては、年金記録の訂正が必要と判断された事案について、当該記録の訂正が必要な時期により区分して記録の整理を行っておらず、また、年金記録の欠落や誤りが生じた原因・理由の分析を行っていないため、お尋ねの件数及び原因・理由についてお答えすることは困難である。

なお、第三者委員会において年金記録の訂正が必要と判断された事案のうち、申立人が平成十二年一月一日以降の期間について、年金記録の欠落や誤りがあると主張しているものは、国民年金に係る事案が百件程度、厚生年金保険に係る事案が二千件程度である。これらの事案の中には、第三者委員会において、国民年金に係る事務的過誤の可能性について言及されたもの、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に遡及して標準報酬月額を引き下げた社会保険庁の処理が不合理であるとされたもの、事業主が適切に保険料の納付を行っていないとされたものなどがある。

五について

御指摘の三事案については、社会保険庁又は市町村において、国民年金保険料の納付又は免除の申請の事実を確認することができず、資料が現存せず、また、社会保険庁において当該被保険者に対して確認したところ、当該被保険者においても納付又は免除の申請の事実を証明する資料が現存していないため、お尋ねの点につい

てお答えすることは困難である。

六について

お尋ねについては、所在不明者等を除く当時の担当職員を対象にヒアリング等の調査を行ったところであり、その調査結果からは改ざんの事実があったか否かについては確認できなかった。なお、当該調査の詳細については、平成二十年九月九日の年金記録問題に関する関係閣僚会議において公表された「標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査結果について」に記載されているとおりである。

七について

社会保険庁においては、これまでも年金記録の欠落や誤りが生じないよう、社会保険オンラインシステムへの年金記録の入力の際に複数人で入力結果の確認を行うなどしているところである。

また、被保険者及び受給権者の年金記録について、欠落や誤りがないか、当該被保険者及び受給権者においても確認していただくため、平成十九年十二月から平成二十年十月までの間、「ねんきん特別便」をすべての被保険者及び受給権者に対して送付したところであり、また、平成二十一年四月からは、「ねんきん定期便」をすべての被保険者に対して送付しているところである。

平成二十一年四月二十八日提出
質 問 第 三 五 一 号

外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する質問主意書

これまでの答弁書で、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年四月二十一日法律第九十三号)の第六條にある在勤手当の、平成二十年度及び平成二十一年度における予算総額がそれぞれ三百六億二千四百万円、二百九十九億四千九百三十八万八千円であり、在外公館に勤務している外務省職員の定員はそれぞれ三千四百二十八人、三千五百二十八人であることが明らかにされている。在外公館に勤務する職員の定員数をもって単純に一人あたりの在勤手当の予算額を計算することは完全に正確なものとは言えないものの、あくまで目安として、右の定員数でそれぞれの在勤手当の予算総額並びに主にそれを構成する在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当の四手当を除いた場合、平成二十年度は予算総額が一人あたり約八百九十二万六千八百三十八円、在勤基本手当が約五百二十万九千九百三十三円、住居手当が約二百七十七万三千三百四十六円、配偶者手当が約五十五万九千六百三十三円、子女教育手当が約二十万八千六百八十三円、同様に二十一年度分については、予算総額は約八百四十七万九千二百九十一円、他の諸手当は同様にそれぞれ約四百九十九万三千六百九十円、約二百五十五万五千二百七十四円、約五十三万七千六百六十二円、約二十一万三千五百六十六円となる。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七一第三〇九号)を踏まえ、質問する。

一 先の質問主意書で、平成二十年度、二十一年度の在勤手当のうち在勤基本手当につき、なぜ平成二十年度に年間約五百二十万円、月額約四十三万円、平成二十一年度には年間約四百九十

一 先の質問主意書で、平成二十年度、二十一年度の在勤手当のうち住居手当につき、なぜ平成二十年度に年間約二百七十七万円、月額約二十三万円、平成二十一年度には年間約二百五十五万円、月額約二十一万円もの金額が、本俸とは全く別に支給されることが決められたのか、それぞれ客観的な数値を挙げ、具体的に説明されたいと問うたところ、「政府答弁書」では「住居手当の予算額は、平成二十年度については為替

ろ、「政府答弁書」では「外務省として、個々の職員、貯蓄等の状況について把握していないが、在勤手当は、名称位置給与法に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して、適正に定められているものと認識しており、現時点において制度の見直しが必要とは考えていない。」との答弁がなされ

四 三の答弁には「在勤手当は、名称位置給与法

内閣衆質一七一第三五一号

平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

例えば平成十九年及び平成二十年における米国の物価上昇率は、それぞれ六月時点の対前年同月比で二・七パーセント及び五・〇パーセントの上昇であった。

三及び四について

外務省として、個々の職員の貯蓄等の状況について把握していないが、在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものであるとの趣旨につき職員に対して徹底を図ってきているところであり、この趣旨に基づいて適切に使用されているものと認識している。

平成二十一年四月二十八日提出
質問 第三五二号

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に關する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第三一八号)を踏

まえ、再質問する。

一 北朝鮮が、本年四月五日、長距離弾道ミサイルを発射した。右のミサイル発射がなされる以前の本年三月二十三日、ある政府筋・政府高官が、「鉄砲の弾で鉄砲の弾を撃つようなものだ。当たると思うか」、「実験で今から撃ちますよ」と言つて、びゅーつと来るから当たるといふいきなり撃たれたら当たらないよ」と、政府の迎撃システムの信頼性を否定する旨の発言をしたとの新聞報道がなされた。更に、右の政府筋・政府高官は、北朝鮮によるミサイル発射について「(ミサイルが飛ぶのは)高すぎてそもそも見えないから、国民からすると何が起きているかわからない」、「見えたらしめしめいけどな」、「そつち行つたら『ファー』っていう感じだ」と、ゴルフに例える発言もしている。右の発言を受け、河村建夫内閣官房長官が本年三月三十一日、「みんなが一生懸命やっている時に、発言は極めて不適切」として、この政府筋・政府高官を厳重注意している経緯があるにもかかわらず、「前回答弁書」でも「政府としては、御指摘の新聞記事については、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実関係の有無及びそれに関する事実関係について申し上げる立場にはない。」と、この政府筋・政府高官について明らかにしようとしていない。右答弁は、一般に取材対象者、取材内容等を明らかにしない、いわゆるオフレコ取材における政府職員の発言については、政府としてその事実関係等を明らかにすることはしないということか。

二 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資

金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。同月六日付の新聞は、ある政府高官が右の事件(以下、「献金事件」という)に関し、「自民党に及ぶことは絶対でない。請求書のようなものがあれば別だが、金額が違う。立件はない」と述べたと報じている。右の新聞報道も、取材対象者、取材内容等を明らかにしない、いわゆるオフレコ取材における内容が元でなされたものであると考えるが、河村建夫内閣官房長官は同月八日午前、民放テレビ番組等において、右の発言をした政府高官とは漆間蔵内閣官房副長官であることを明らかにしている。同じくオフレコ取材における政府高官の発言であるにもかかわらず、「献金事件」については河村長官自らテレビ番組でその発言者が誰かを明らかにし、北朝鮮のミサイル発射に関する政府筋・政府高官の発言については「申し上げる立場にはない」と、政府として一切の答弁を避けるのはなぜか。右は、政府の対応として明らかに矛盾していると考え、政府の説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一七一第三五二号

平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

政府としては、取材対象者、取材内容等を明らかにしない取決めの下行われた取材に基づき新聞記事の事実関係の有無及びそれに関する事実関係について申し上げる立場にはない。

平成二十一年四月二十八日提出
質 問 第三五三 号

外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第三三〇号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、本年四月二十一日現在、公益法人、社団法人、財団法人等の、外務省が所管している各種法人はいくつあるか、右の各種法人に対し、平成十七年度から二十一年度までの五年度にわたり、外務省より年間どれだけの助成がなされているのかと問うたところ、「前回答弁書」では、外務省が所管している特例民法法人数は二百十四であり、既に交付額が確定している平成十七年度から十九年度までの間、十七年度は七法人に対して二十一億七千四百七十七万五千八百六十六円、十八年度は五法人に対して十九億七千九百九十三万七千九百九十四円、十九年度は八法人に対して二十億八百五十六万八千八百五十二円である旨の答弁がなされている。右の

七法人、五法人、八法人への交付金につき、法人ごとの交付金額をそれぞれ明らかにされた。

二 前回質問主意書で、外務省が所管している各種法人に対する助成額は、各種法人それぞれの収入の何割を占めているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「各種法人それぞれの収入の何割を占めているのか、平成十七年度から平成二十一年度までの五年度分につき、全て明らかにされたい」とのお尋ねについては、法人の事業年度の開始時期が政府の会計年度開始時期と異なる等の理由により、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。しかし、外務省の会計年度の開始時期とは関係なく、各種法人において決算を行う際、その年度に外務省からどれだけの助成がなされ、その助成額は当該年度における当該法人の収入額のうち何割を占めるかを把握することは十分に可能であると考え、一七の七法人、五法人、八法人につき、それぞれの年度における外務省の助成額は各法人の当該年度における収入の何割を占めていたのか明らかにすることを再度求める。

三 前回質問主意書で、外務省所管の各種法人に天下った外務省職員はいくつあるかと問うたところ、「前回答弁書」では課長・企画官相当職以上の外務省職員五名についてその詳細が明らかにされている。では、課長・企画官相当職より下の職員につき、過去五年間、一七の二百十四法人に天下った職員は何名いるか、その人数を明らかにされたい。

四 一七の二百十四法人が行っている事業は、我が国の国益上、十分な意義を有しているか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第三五三号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十七年度には、財団法人日本国際問題研究所に対し四億三千九百五十万円、財団法人文化交流協会に対し十六億五百四十万円、社団法人北方領土復帰期成同盟に対し四億五千五百六十万円、社団法人国際協力会に対し三千四百四十六万七千円、社団法人国際農業者交流協会に対し四千五百二十万円、財団法人オイスカに対し二千九百九十二万四千二百六十六円、財団法人国際医療技術交流財団に対し五十一万四千三百二十円の補助金を交付した。平成十八年度には、財団法人日本国際問題研究所に対し四億三千六百七十六万九千円、財団法人文化交流協会に対し十四億七千七百一十二万円、社団法人北方領土復帰期成同盟に対し三千八百三十二万三千円、財団法人オイスカに対し二千三百八十九万三千三百九十四円、財団法人国際開発救済財団に対し百二十三万五千四百円の補助金を交付した。平成十九年度には、財団法人日本国際問題研究所に対し四億二千四百三十八万九千円、財団法人文化交流協会に対し十五億千七百八十七万九千円、社団法人北方領土復帰期成同盟に対し四千七百七十六万九千円、財団法人オイスカに対し千九百十八万千

二について

五百七十六万、財団法人ケア・インターナショナルジャパンに対し七十六万二千三百五十五円、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンに対し二百二十一万七千七百二十八円、財団法人家族計画国際協力財団に対し四十三万三千三百八十六円、社団法人日本国際民間協力会に対し二百九十四万二千八百七円の補助金を交付した。

一についてでお答えした補助金が各法人の総収入に占める割合について各法人の事業年度に基づいて算出すると、平成十七年度に各法人に交付した補助金は、財団法人日本国際問題研究所の総収入額の四十九・九パーセント、財団法人文化交流協会の総収入額の五十三・一パーセント、社団法人北方領土復帰期成同盟の総収入額の二十七・五パーセント、社団法人国際協力会の総収入額の九十一・八パーセント、社団法人国際農業者交流協会の総収入額の十三・六パーセント、財団法人オイスカの総収入額の一・九パーセント、財団法人国際医療技術交流財団の総収入額の〇・八パーセントである。平成十八年度に各法人に交付した補助金は、財団法人日本国際問題研究所の総収入額の五十二・九パーセント、財団法人文化交流協会の総収入額の五十・七パーセント、社団法人北方領土復帰期成同盟の総収入額の三十・一パーセント、財団法人オイスカの総収入額の一・八パーセント、財団法人国際開発救済財団の総収入額の〇・五パーセントである。平成十九年度に各法人に交付した補助金は、財団法人日本国際問題研究所の総収入額の五十・五パーセント、財団法人文化交流協会の総収入額の五十・六パーセント、社団法人北方領土復帰期成同盟の総収入額の三十二・四

三について

お尋ねについては、外務省として把握しておらず、お答えすることは困難である。

四について

先の答弁書（平成二十一年四月二十八日内閣衆質一七一第三三〇号）の一についてでお答えした法人は、設立目的に則した公益に資する活動を実施してきているものと考えている。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三五 四号

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問主意書

「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究（以下「確立研究」という。）については、「平成一九年度 総括研究報告書」（主任研究者 嘉山孝正氏）では、平成二二年度には、「診療ガイドライン」を作成する「誰がみても納得できる診療指針（ガイドライン）」の完成を目指すとしてきた。

来年は、その三年目を迎えるが同研究は予定より大幅に遅れ、診療・診断指針の完成は危ぶまれている状況にある。

多くの患者・家族のみなさんは、同研究の促進

と診療・診断指針を早期に確立し、一日も早いブラットパッチ（骨髄液の硬膜外自家血注入療法）の健康保険の適用を切実に願っている。

厚生労働省においては、同研究の遅れの原因と問題点を明らかにしつつ、適切な方策を講じて研究の促進を図るべきである。

厚生労働省は、同研究の実施主体である主任研究者から報告を詳細に受けた上で、明確に答えていただきたい。

従って以下質問する。

一 確立研究の進捗状況等について

1 確立研究は、嘉山孝正山形大学教授を主任研究者として、複数の医療機関等において研究し、病態の解明に努めていると聞いているが、現時点における、複数の医療機関等とはどこか。

2 確立研究の進捗状況を具体的に明らかにされたい。

3 「平成一九年度 総括研究報告書」によれば、平成二二年度には、「診療ガイドライン」を作成する」とされているが、その目標の達成は可能なのか、難しいとすれば、いつまでに達成したいと考えているのか。

4 確立研究は、大幅に遅れていると聞いているが、その原因を具体的に説明されたい。

5 現行では、確立研究の対象症例を受け入れるためには、病院及び患者は、どのような手続きを必要とするのか。

6 現在、症例を受け入れている病院の数はいくつか。

7 確立研究の対象症例について、本年二月二〇日衆議院予算委員会第五分科会での、私の質問に対して、厚生労働省の上田政府参考人は「現在二三症例」と答弁している。

同研究では、二五〇の症例を必要としてい

るが、現在、集まっているのは何症例か、病院別に症例の数を明らかにされたい。

8 確立研究が開始されて二年を経過しているにもかかわらず、臨床研究に必要な症例が二二というのは、あまりにも少ない。集まらない原因はどこにあると考えているのか、また、二五〇の症例が集まらなければ、臨床研究を進めることができないということではないのか。

9 二五〇の症例を集めるためにどのような対策を講じているのか。

10 症例を受け入れる病院の数を拡大することは可能なのか、その場合にはどのような手続きを必要とするのか。また、症例となることを希望する患者、あるいは症例となる患者を全国から募ることはできないのか、このような検討はされたことがあるのか。

二 対象症例の状況について

1 対象症例について、「起立性頭痛」のみに限定している理由を明らかにされたい。

2 脳脊髄液減少症は、頭痛、頸部痛、眩暈、耳鳴り、視機能障害、倦怠・易疲労感など、さまざまな症状を呈する疾患とされている。「起立性頭痛」のみに限定せずに、こうした症状も対象症例にすべきであり、そうすれば、症例の数も増えるのではないかとこの意見があるが、どのように考えるのか。

3 厚生労働省は、「起立性頭痛」は主症状で、他は、随伴症状だからと思われる旨の説明をしているが、主症状であれ随伴症状であれ、その症状が、脳脊髄液減少症の症状であるとするならば、いずれの症状も対象症例の条件にすべきではないのか。何故、「起立性頭痛」という一つの条件に限定しなければならないのか。

か、その理由と根拠を明確にされたい。

三 確立研究の会合等について

1 確立研究は、この二年間はどのような研究をしてきたのか、研究は、三年目に入るが、今後は、どのような研究をするのか、その概要を伺いたい。

2 確立研究は、複数の医療機関等で共同研究しているというが、病態等の治験を持ち寄って一堂に会して研究・協議することは必要と考える。これまで、研究班は、そのような会合はどの程度開いているのか、また、会議の議題、研究・協議の概要を明らかにされたい。

3 厚生労働省の説明によれば、この種の会合は、平成一九年度四回、平成二〇年度一回開催していると聞いているが、その会合の議題と協議の概要を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七一第三五四号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君提出脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の研究に関する平成二十年度総括研究報告書(以下「報告書」という。)によると、お尋ねの医療機関等は、平成二十年度末時点で、山

形大学医学部附属病院、福井大学医学部附属病院、京都大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、徳島大学病院、防衛医科大学校病院、福島県立医科大学附属病院、名古屋国立大学病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、日本医科大学附属病院、昭和大学病院、東京都保健医療公社荏原病院、関東中央病院、国際医療福祉大学熱海病院及び愛知医科大学病院である。

一の2から4まで及び8並びに三の1について

報告書によると、平成十九年度においては、研究班において脳脊髄液減少症に関する文献及び具体的な症例に関する検討を踏まえ、症例収集のための共通評価項目を作成したところである。また、平成二十年度においては、各研究参加医療機関に設置された倫理委員会において、研究実施の可否について審査を行い、研究実施の承認が得られた後に、当該研究参加医療機関から研究事務局に対し、研究に参加する患者の登録が行われたところである。登録患者の数は、平成二十年度末時点で二十四名となっているが、このように登録患者の数が少なかったのは、研究参加医療機関の多くで倫理委員会における審査に予想以上の時間を要したためとされている。

平成二十一年度においては、患者登録を継続して実施し、登録患者の数が百名となった段階で中間的な分析を行い、それを踏まえて脳脊髄液減少症に関する診断基準の作成等を行うこととされている。厚生労働省としては、この計画に従って、適切に研究が実施されるものと考えている。

一の5について

報告書によると、研究参加医療機関におい

て、倫理委員会の承認を得ること、研究対象となる患者から研究参加についての同意を得ることが必要である。

一の6及び7について

報告書によると、平成二十年度末現在で、研究事務局に登録されている患者は二十四名であるが、どの研究参加医療機関に登録したものであるかについては承知していない。

一の9及び10について

報告書によると、登録患者を増やすため、日本脳神経外科学会で開催されたシンポジウムにおいて、臨床試験への参加希望施設を募る等の取組が行われている。また、対象患者を受け入れる医療機関については、主任研究者が研究を遂行するために必要と判断した場合には、追加することが可能である。

二の1及び3について

報告書によると、座位又は立位により発生、あるいは増悪する頭痛があることを研究対象患者の選択基準としているが、これについては、脳脊髄液減少症に関する文献及び具体的な症例に関する検討を踏まえ、作成されたものである。

二の2について

研究対象患者の選択基準については、主任研究者において適切に作成されたものであると認識している。

三の2及び3について

お尋ねの会合については、平成十九年度は四回、平成二十年度は一回、平成二十一年度は現在までに一回開催されたところである。当該会合においては、研究の進め方等について討議が行われたものと承知している。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三五五号

事業継続のための中小企業対策に関する質問
主意書

提出者 滝 実

事業継続のための中小企業対策に関する質問
問主意書

多くの中小企業が数年前から売上が落ち込み始めたため、借入金も増大してきた。昨年秋季以降の急激な経済不況によって、こうした中小企業は存続の危機を迎えている。原材料の仕入れに現金払いが要求され、その結果、従業員への給与も定例日の支払いが難しくなっており、分割払いをせざるを得ない企業が出始めている。これが、現在ささやかれ始めている五月危機である。このような危機を回避するための方策について質問する。

一 政府は昨年以來、数次にわたり中小企業金融対策を講じ、金融の量的拡大と信用保証の拡大を図ってきたが、すでに多くの借入金を抱える企業は政府の経済対策によっても当座を乗り切るための資金を借り入れることができないのが実態である。政府の経済対策はこうした実態にどう対応しているのか。

二 多くの借入金を抱えたうえ当面は収入増を期待できない企業は、金融機関から経営資金を借り入れることができずに倒産せざるを得ない。政府の経済対策は借入金がなく、将来の収入増が期待できる優良企業のみが対象となるものであって、現実に資金繰りに困っている企業が対象から外れているのではないか。そうであれば、こうした企業にも倒産を回避するための方策を速やかに講じるべきではないか。

内閣衆質一七一第三五五号
平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員滝実君提出事業継続のための中小企業対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出事業継続のための中小企業対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、「安心実現のための緊急総合対策」(平成二十年八月二十九日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)及び「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)において、中小・小規模企業の資金繰り支援として、計三十兆円規模の信用保証協会による緊急保証及び政府系金融機関等による貸付けを決定し、また、公的金融、民間金融の双方において、新規融資だけでなく、中小・小規模企業の既往債務への柔軟な対応を促進し、返済負担を軽減するなど、中小・小規模企業の実態を踏まえた資金繰りの円滑化に努めてきたところである。

今般の「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)においても、信用保証協会による緊急保証及び政府系金融機関等による貸付けの事業規模を十五・四兆円追加し、また、一・五兆円を目途に、元本返済猶予など既往債務の条件変更により株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫が積極的

に対応することを決定するとともに、民間金融機関に対し、円滑な金融仲介機能の発揮を促しているところである。

政府としては、今後とも、中小・小規模企業の資金繰り対策に全力で取り組む所存である。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三五六号

ソマリア沿岸への自衛隊派遣とソマリアについての国連決議に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

ソマリア沿岸への自衛隊派遣とソマリアについての国連決議に関する質問主意書

ソマリア沿岸での海賊問題に対処し、日本国民の生命と財産を守るという目的で海上自衛隊の海外派遣が海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(以下、海賊新法案)の国会での審議を待たずに行われている。ソマリア沿岸の海賊に対処することは国際社会の要請でもあるという。しかしながら、国会の議論を待たずして海外へ自衛隊を安易に派遣することは、多くの疑念を持たざるを得ないものである。

従って、次の事項について質問する。

一 自衛隊のソマリア沿岸派遣と国連決議について

1 海賊新法案が成立する以前に自衛隊法第八二条の「海上警備行動」規定によつて自衛隊のソマリア沿岸派遣は根拠付けられている。一方、ソマリア沿岸での海賊の対処については、国連安保理決議一八一六、一八三八、一八四六、一八五一が採択されている。上記の国連安保理決議それぞれに対する政府の見解を示されたい。

2 海賊新法案、第一条(目的)では、国民生活への重要性和国連海洋法条約の規定が根拠とされている。同条項では「公海その他のいづれの管轄にも属さない場所」における海賊行為を当該場所において取り締まることが規定されている。他方、国連安保理決議一八一六、一八四六、一八五一は、ソマリア暫定連邦政府(以下、TFG)の能力の欠如を理由に、ソマリア領域内での海賊対処を容認している。これら安保理決議は、海洋法条約と乖離しているが、安保理決議が海洋法条約の限度を越えていることをどのように認識しているか示されたい。

3 国連安保理決議一八一六、一八四六、一八五一は、TFGの承認を前提としているが、日本政府は、このTFGを承認していない。日本政府がこれらの安保理決議を承認するにあたってなら問題を生じないのか示されたい。また、これまでに、当該国の政府を認めないまま安保理決議を承認した例はないのか示されたい。

4 国連安保理決議一八一六、一八四六は海賊の制圧のためにソマリアの領海内で、また、決議一八五一は、ソマリア領土内であらゆる必要な措置をとることができるとしている。日本政府は、ソマリアの領海内や領土内であらゆる必要な措置をとることに賛同しているのか。また、その場合に、自衛隊がそのような措置をとる可能性があると考えるか。

5 金子一義国土交通大臣は、衆議院における海賊新法案の審議で沿岸国の同意を得た場合、あるいは要請を受けた場合、当該国の領海内に立ち入ることは可能であると答弁して

いる。その場合の国内法上の根拠を示された
い。

6 同様にこれらの決議は、国連憲章第七章に
基づく武力行使を含む「必要なあらゆる措置」
を認めているが、それについての政府の見解
を示されたい。

7 ソマリアの「海賊」は、かつてプントランド
自治政府が創設した沿岸警備隊が中核になっ
ているとの有力な情報がある。海賊行為に従
事している集団とTFGないし、プントラン
ド自治政府（政府高官や軍幹部）との関係はい
かなるものか説明されたい。

8 仮に、「海賊」がTFGないし、プントラン
ド自治政府関係者と密接な関係があった場
合、その組織は「国家に準ずる組織」になり得
るのではないか、見解を示されたい。

二

1 ジブチ共和国との地位協定締結の手続きは
どのような経緯で行われたのか示されたい。

2 ジブチ共和国に派遣する自衛隊の人数と部
署、装備、役割を海上自衛隊、陸上自衛隊、
航空自衛隊それぞれ詳細に示されたい。

3 海上自衛隊の哨戒機二機が派遣されること
が報道されているが、この哨戒機の活動する
領域を示されたい。

三

1 ソマリア国への国際協力活動について
八四四、一八五三、一八六三について、政府
の見解をそれぞれ示されたい。

2 ソマリア国領土内での国連の活動につい
て、自衛隊派遣の検討をしているか、してい
るとすれば、どのような役割での派遣と考
えているか示されたい。そのための準備活動
を実施している場合は、それについて内容を示

されたい。

3 前項以外のソマリア国への国際協力活動も
検討状況について示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第三五六号
平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 辻元清美君提出ソマリア沿岸への自
衛隊派遣とソマリアについての国連決議に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 辻元清美君提出ソマリア沿岸へ
の自衛隊派遣とソマリアについての国連決
議に関する質問に対する答弁書

一の1について

国際連合安全保障理事会（以下「安保理」とい
う。）は、御指摘の安保理決議において、具体的
な規定振りに一定の差異はあるものの、海賊行
為（海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約
第六号。以下「国連海洋法条約」という。）第百一
条に規定する海賊行為をいう。）等に対するソマ
リア沖海域で活動している軍艦等による警戒、
当該海域への軍艦等の派遣等の要請等を行って
いるものと承知している。

一の2について

安保理は、御指摘の安保理決議において、同
決議に基づくソマリア領海における措置は、国
連海洋法条約を含む各国の国際法上の権利及び
義務に影響を与えるものではないことを確認し
ている。

一の3について

御指摘の「安保理決議を承認する」との意味が

必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難
である。

一の4について

御指摘の安保理決議において言及されている
ソマリア領域内での措置については、これが必
要であるということが安保理の意思であると考
えている。また、自衛隊がソマリア領域内で活
動を実施することは、想定していない。

一の5について

お尋ねの国内法上の根拠は、自衛隊法（昭和
二十九年法律第六十五号）第八十二条である
が、今国会に提出した海賊行為の処罰及び海賊
行為への対処に関する法律案が成立して施行さ
れば、その第七条である。

一の6について

安保理は、安保理決議第八百十六号、第千
八百四十六号及び第千八百五十一号において、
国際連合憲章第七章の下で行動しつつ、ソマリ
ア暫定連邦「政府」（以下「TFG」という。）と協
力し、かつTFGが同意する国等が、関連する
国際法の下で海賊に関し公海上で許容される行
為に合致する方法であること等の一定の条件の
下で、ソマリアの領海内等において、武装強盗
行為等を抑止するためにあらゆる必要な措置を
用いることを認めているものと承知している。

一の7及び8について

ソマリア沖において頻発している船舶の強取
等は、その発生の背景や動機のほか、行為の態
様等に照らして、私的目的による私人の犯罪行
為であると考えている。

二の1について

ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地
位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との
間の取極は、本年四月三日に中曽根弘文外務大

臣とユスフ・ジブチ共和国外務・国際協力大臣
との間で書簡の交換が行われ、同日に効力を生
じたものである。

二の2について

お尋ねの「自衛隊の人数と部署、装備、役割」
の詳細については、現在検討中であり、お答え
することは困難である。

二の3について

お尋ねの「哨戒機の活動する領域」について
は、現在検討中であり、お答えすることは困難
である。

三の1について

御指摘の安保理決議は、アフリカ連合ソマリ
ア・ミッシン（以下「AMISOM」という。）の
展開の維持の承認、国際連合によるAMISOM
への支援の強化、渡航禁止及び資産凍結等
の制裁措置の強化、同制裁に関する監視団の任
務の延長等の種々の措置を含んでいるものと承
知している。

三の2について

御指摘の「ソマリア国領土内での国連の活動」
が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでない
が、ソマリアにおいては、安保理等が行う決議
に基づき設立された国際連合平和維持活動は実
施されておらず、当該活動への自衛隊の派遣も
検討していない。

三の3について

政府としては、ソマリア情勢の安定化のた
め、人道面における支援や治安向上のための支
援を行っており、AMISOMの強化、人道支
援、若者の雇用創出等の支援についても鋭意検
討中である。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三五七号

新型インフルエンザ対策に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

新型インフルエンザ対策に関する質問主意書

今年メキシコで確認され米国、カナダ、英国などでその感染が確認されている新型インフルエンザ(以下「新型インフルエンザ」という。)に対する上陸防止のための水際対策、万一国内で感染が確認された場合のまん延対策には万全を期されたいと考えている。その上でこの新型インフルエンザ対策について以下質問する。

一 今回の新型インフルエンザの流行を受けて豚に対するサーベイランス(調査監視)強化を行っていくことは承知しているが、豚から鳥への感染が否定できないこと、今回の新型インフルエンザが本当に豚から人へ鳥を介さずに直接感染したのか明らかではないこと等に鑑み、鳥に対しても強化すべきと考えるが見解如何。強化するとすればどのようなサーベイランスを行う予定か答弁を求める。

二 学校における新型インフルエンザ対策はどのように考えているのか。幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校によって児童・生徒の年齢も異なり通学方法も異なる。どの段階で休校するべきなのか、あらかじめ、ある程度明らかにすべきと考えるが、具体的な休校とする目安、期間を示されたい。前記の学校以外で若年者が集まる保育園、学習塾に対してはどのような対策をとるのか答弁を求める。また鳥インフルエンザの場合、発生した鶏舎からの

距離を半径として対策を講じているが、学校等の場合はこのような考え方をとらないのか答弁を求める。

三 公共交通機関に対する要請について問う。マスク着用者以外は乗車を認めないなどの措置をとる予定がある公共交通機関は現時点であると承知をしているのか。またこのような措置を求める考えはあるのか答弁を求める。今後のまん延状況によっては休止もしくは減便措置をとることを検討している公共交通機関はあるのか。ある場合はその名称を、ない場合は今後このような措置を求めるのか答弁を求める。

四 渡航延期勧告をメキシコのみに出し、米国には発出していない理由如何。今後、新型インフルエンザ流行につき他の国への渡航延期勧告を発出する場合、どのような要件を求めるのか。また退避勧告はどのような要件が揃った場合に発出するのか答弁を求める。本質問に対する答弁書作成時点で海外に在留する邦人の感染疑い、確定症例数如何。メキシコ大使館に抗インフルエンザ薬を備蓄していると承知するがどのような方法でどのような対象者にいつから配布する予定か答弁を求める。

五 現時点で新型インフルエンザが最も流行していると推測されるメキシコからの就航便の自粛を求めない理由如何。仮にメキシコからの就航便を休止した場合、各航空会社の損失はどのように推計し、その金額はいくらと推計されるのか。仮に航空会社が就航を国の要請に基づき自粛した場合、その損失について国が補てんする考えはあるのか答弁を求める。

内閣衆質一七一第三五七号
平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員岡本充功君提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対する答弁書

一について

鳥類における高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況等に関しては、家きんについては、農林水産大臣が定める「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、都道府県の家畜保健衛生所により、野鳥については、環境省が定める「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当当局等の対応技術マニュアル」等に基づき、都道府県の鳥獣行政担当当局等により、それぞれ調査が行われているところである。これらの調査については、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の変化等を踏まえて強化してきたい。

二について

新型インフルエンザ対策としての学校の臨時休業の措置については、平成二十一年二月に新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において改定された「新型インフルエンザ対策行動計画(以下「行動計画」という。)等に基づき、原則として都道府県において第一例目の患者が確認された場合に、当該

都道府県の保健部局等が、関係地域における生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校の臨時休業が必要と判断した地域における学校の設置者に対し、臨時休業の開始の要請を行い、これを受けて学校の設置者が判断することとしている。また、臨時休業の終了時期については、都道府県の保健部局等が、原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条に基づく疫学調査の結果等を基に、新型インフルエンザの感染の回復期になった時点からおおむね七日ごとに厚生労働省等と協議して、必要に応じて学校の設置者に対し臨時休業の終了を要請し、これを受けて学校の設置者が判断することとしている。

保育所及び学習塾の臨時休業の措置についても、これと同様に、都道府県の保健部局等からの臨時休業に関する要請を受けて、それぞれの設置者等が判断することとなる。

三について

現時点で把握している限り、お尋ねの「マスク着用者以外は乗車を認めないなどの措置をとる予定がある」又は「休止もしくは減便措置をとることを検討している」公共交通事業者はない。

新型インフルエンザが国内で発生した場合に、国土交通省としては、行動計画等に基づき、状況に応じて、関係地域における公共交通事業者に対し、乗客等へのマスク着用の呼び掛け等を要請することを予定しており、御指摘の「マスク着用者以外は乗車を認めないなどの措置」をとるよう要請することは予定していない。また、公共交通事業者は、社会機能維持の

観点から、感染拡大防止対策をとりつつ輸送力の確保に努めることが求められるため、国土交通省が公共交通事業者に対し、御指摘の「休止もしくは減便措置」をとるよう要請することは予定していない。

療機関においてタミフル等が払底する等の事態が発生した場合には、邦人保護の観点から、緊急避難的措置として、感染した在外邦人に対し在外公館においてタミフルを緊急供与することを想定している。

渡航の延期を含め、渡航者等に対する感染症危険情報の発出については、渡航先国の感染拡大状況、当該国政府による対策及び医療体制等を総合的に勘案しつつ、検討することとしている。御指摘のメキシコ及び米国についても、このような観点から検討を行った結果、それぞれの国に関する感染症危険情報を発出したものである。

メキシコからの就航便については、世界保健機関から、御指摘の新型インフルエンザの発生に伴って国際的な交通を制限することがないよう勧告がなされていること等を踏まえ、現時点では、就航の自粛を求めているが、今後、国際的な動向を踏まえつつ、当該新型インフルエンザウイルスの毒性等も考慮して、必要な対応を検討してまいりたい。

お尋ねの退避勧告の発出については、滞在国における感染の拡大等事態の悪化が想定される場合において、民間航空会社による運航状況及び現地医療体制等を総合的に勘案しつつ、在外邦人の安全確保上、退避がより有効と判断されるか否かという観点も含め、その発出の適否を検討することとしている。

航空会社は航空便の運航の自粛要請に従う義務はなく、当該要請を踏まえた対応については航空会社が独自に判断するものであり、その対応によって生じる負担については当該航空会社が負うこととなる。お尋ねの「各航空会社の損失」については、政府として推計を行っていない。

平成二十一年五月八日現在、米国において、在外邦人の発症例が二例報告されているほかは、各国政府当局等から、在外邦人の感染疑い及び発症例が確認されたとの報告は受けていない。

平成二十一年四月三十日提出
質 問 第 三 五 八 号
育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問主意書

タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬については、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）上の処方せん医薬品であること等から、原則として在外邦人も現地医療機関で診察を受け、医師の処方により服用する必要がある。しかしながら、医療水準の低い国・地域において、感染の拡大により、現地医療機関において適切な治療を受ける機会が得られない、現地医

育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問主意書
提出者 山井 和則

育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問主意書
労働者が育児休業を申し出た場合、事業主が交付するよう努めることとされている書面、及び育児休業や妊娠・出産等に関する労働者からの相談及び苦情等について、次のとおり質問する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号、以下「育児休業・介護休業法」という。）第二十一条第二項において、「事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない」と規定し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号、以下「育児休業・介護休業等に関する規則」という。）第三十三条において、「法第二十一条第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした労働者に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする」と規定している。事業主が労働者に書面を交付した件数は平成十八年度から二十年度まで、各年度それぞれ何件かお教えいただきたい。

また、是正指導とは是正を行ったものについては、どの法律の何条何項違反という根拠で是正指導や是正を行ったのか、その数とそれぞれ内訳をお教えいただきたい。

また、是正指導とは是正を行ったものについては、どの法律の何条何項違反という根拠で是正指導や是正を行ったのか、その数とそれぞれ内訳をお教えいただきたい。

明示することについて、現在、「努力義務が課されている。これを法改正し、義務化することにより、「育休切り」(育児休業取得を理由とする不利益取り扱い)に対する防止効果があると考えらるが、義務化した場合、どのようなメリット・デメリットが労働者と事業主のそれぞれにとつてあると考えるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第三五八号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの件数については、国としてこれを把握する仕組みとはなっていないため、お答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねの労働者からの相談については、労働者からの情報が必要しも多いわけではないことから、その内容を分類してお示しすることは困難である。

お尋ねの是正指導又は是正については、育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに係るものに関しては、すべて育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第十条違反を根

拠とするものであり、その件数は、是正指導は四十七件、是正は三十八件となっている。また、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに係るものに関しては、すべて雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号。以下均等法)という。第九条第三項違反を根拠とするものであり、その件数は是正指導は二十四件、是正は二十二件となっている。

お尋ねの紛争解決援助の申立て又は調停の申請については、すべて均等法第九条第三項に定める事項に係る紛争についての申立て又は申請であり、その件数は、紛争解決援助の申立てについては二百三十五件、調停の申請については十一件となっている。

四について

御指摘の「育児休業申出書」については、相当程度の事業所で活用されているものと考えているが、お尋ねの割合等については把握していない。今後、その把握の必要性について、検討してまいりたい。

五について

お尋ねについては、義務化の内容いかんによるものであり、一概にお答えすることは困難である。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三五九号

国民年金納付率に関する質問主意書

提出者 山井 和則

国民年金納付率に関する質問主意書
国民年金の納付率について、次のとおり質問する。

一 二〇〇八年度の四月から一月分、四月から二月分、四月から三月分の国民年金保険料の納付率は何か。それぞれいつ公表されるか。また、二〇〇八年度の国民年金保険料の納付率はいつ発表になるのか。それぞれお教えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第三五九号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出国民年金納付率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出国民年金納付率に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの国民年金保険料の納付率のうち、平成二十年四月分から平成二十一年一月分までの納付率は六十一・一パーセントであり、これについては、平成二十一年五月一日に公表したところである。また、平成二十年四月分から平成二十一年二月分まで及び平成二十年四月分から平成二十一年三月分まで並びに平成二十年度の納付率については、集計作業が終わり次第、順次公表していく予定である。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三六〇号

東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第三三三三号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関(以下、「マスコミ」という。)が東京地方検察庁特別捜査部(以下、「東京地検特捜部」という。)に対して、ある刑事事件に関し、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどのような供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかつたか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報について問い合わせるべく取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのか、本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕されたが、右の事件(以下、「西松事件」という。)に関し、「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して右で述べた様な取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのか、更に一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から右の様な取材を受ける際、予めそれを受ける時間と場所、回数を決めているか、「東京地検特捜部」として、ある刑事事件の捜査に現場で当たっている検察官や検察事務官に対して、「マスコミ」が右の様な取材を行うことを禁止しているか、禁止しているならば、それに違反した「マスコミ」に対して、「東京地検特捜部」への出入りを禁ずるということを行っているかと問うたところ、「前回答弁書」でも「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払つ

てきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないと考えていることから、先の答弁書(平成二十一年四月十四日内閣衆質一七第一二八〇号)一から六までについてのとおりの答ええたものである。」「検査当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えていることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。」「と、これまでの答弁書における内容と変りない答弁がなされている。本年四月二十一日の衆議院決算行政監視委員会第四分科会において、「東京地検特捜部」の取材対応のあり方について大野恒太郎法務省刑事局長は、

「東京地検特捜部におきましては、報道機関の取材対応について、特段定まった規定等を設けて対応しているわけではない、適宜適切に対応しているというように承知しております。具体的に申し上げますと、…適時適切に被疑事実、公訴事実の概要等について次席検事等の幹部検察官が記者発表したり記者会見をすることがあるというように承知しております。…それ以外の場合で対応することもあるわけでありまして、先ほども申し上げたように、特にそうしたことについて定まった規定が置かれているわけではない。」

なお、部長、副部長以外の検察官あるいは検察事務官に対しては接触をしないように報道機関に対してお願いをしているということでごさいます。」と述べている。大野局長は右の様に、当方の質問の趣旨を体した答弁をしている一方で、「前回答弁書」において、右の様な、質問に真正面

から答えない答弁がなされているのはなぜか。

二 一の大野局長の答弁に「それ以外の場合で対応することもあるわけであり」とあるが、「それ以外の場合」とは具体的に何か。記者会見や記者発表の場以外に、「東京地検特捜部」としてどの様な場で一で述べた様な「マスコミ」の取材に応じているのか、詳細に説明されたい。

三 一の「前回答弁書」における答弁は、「東京地検特捜部」はじめ検察庁として、「西松事件」はじめあらゆる刑事事件について、右で述べた様な「マスコミ」の取材に応じることはそもそもないということか。そうであるならば、同じく一の大野局長の答弁と明らかに齟齬を来すと考えが、確認を求める。

四 一の大野局長の答弁に「部長、副部長以外の検察官あるいは検察事務官に対しては接触をしないように報道機関に対してお願いをしている」ということと「西松事件」とあるが、「東京地検特捜部」において、部長、副部長以外の者に對して接触しない様、「マスコミ」に要請している理由は何か、明確に説明されたい。

五 「西松事件」に関連し、これまで「東京地検特捜部」に対して「マスコミ」より一で述べた様な取材の依頼がなされたことはあるか。

六 本年三月十七日、司法記者クラブより「東京地検特捜部」に対し、「西松事件」についてテレビカメラも入れた記者会見を開く様、申し入れがなされたが、「東京地検特捜部」がそれを拒否していることにつき、先の答弁書では「検察当局においては、記者会見の方法について決まったものがあるわけではなく、適時適切に判断しているものと承知している。」との答弁がなされていることに関し、前回質問主意書で、「マスコミ」により「西松事件」についてテレビカメラも入れた記者会見を開く様なされた申し入れ

を、「東京地検特捜部」として断るという対応をとったことが、何をもって適切な判断であると言えるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「検査の活動内容は、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて公にされるべきものであり、検査当局において、起訴した場合に記者会見を行うことがあるのは、検査当局の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは社会に無用の誤解を与えないようにするために、公訴事実の概要等を説明するものに過ぎず、その限りの会見を行う際に、テレビカメラを入れなかつたとしても、その対応に問題があるとは思ってはいない。」との答弁がなされている。「東京地検特捜部」として、「検査当局の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは社会に無用の誤解を与えないようにするために、公訴事実の概要等を説明する」考えがあるのならば、尚更テレビカメラを入れ、より多くの国民にその様子を見ることを可能とする機会を提供するべきではなかつたのか。右質問する。

内閣衆質一七第一三六〇号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問に対する答弁書
一及び三について
検査当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないと考えていることから、先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七第一三二三号。以下「先の答弁書」という。)一についてのとおりの答ええたものである。

なお、御指摘の大野刑事局長の答弁は、先の質問主意書(平成二十一年四月十五日提出質問第三一三三三号)一において記載されたような被疑者の供述内容等についての取材に対する検査当局の対応について述べたものではない。
二、四及び五について
「一で述べた様な「マスコミ」の取材」の意義が必ずしも明らかでないので、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、検査当局においては、報道機関による取材への対応について、特に定まった規定があるわけではなく、適宜適切に対応しており、捜査上の秘密の保持については格別の配慮を払っているものと承知している。
六について
先の答弁書五について述べたとおりである。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三 六 一 号

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問主意書
本年四月八日付北海道新聞四面に、ロシア政府

が、中国人の観光ビザが免除される対象地域に、新たにサハリン州を加える旨報じる記事(以下、「道新記事」という。)が掲載されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七第一二九一号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「道新記事」にある様に、ロシア政府が中国人の観光ビザ免除対象にサハリン州を付け加えるというのは事実かと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省として、ロシア側に事実関係を確認したところ、ロシア連邦と中華人民共和国との間で実施されている無査証団体旅行に係る事業に本年四月からサハリン州の複数の旅行会社が参加することになったとの説明を受けたが、御指摘の事実は確認されなかった。」との答弁がなされている。右答弁にあるロシア側に対する事実関係の確認はいつ、外務省のどの部署によってなされたのか説明されたい。

二 一の答弁は、要するに「道新記事」にある様に、ロシア政府として、中国人がロシアに入国する際に観光ビザが免除される対象地域にサハリン州を加え、中国人が北方領土に観光ビザなしで入域することを可能にするということはないということか。確認を求める。

三 本年四月末時点で、中国人が観光ビザを取得することなく北方領土に入域している事実がないか、外務省として把握しているか。

四 前回質問主意書で、中国以外に、現在ロシア政府により、サハリン州への観光ビザが免除されている国について外務省として把握しているか、それらの国々に対し、ロシアの管轄権に服した形で北方四島を訪れることを控える旨の要請をしているかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省として、ロシア連邦が複数の国との間で査証の相互免除措置を導入していること

は承知しているが、査証の取得の有無にかかわらず、第三国の国民等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごとき形で我が国固有の領土である北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識している。外務省としては、このような事案については、申入れを行う等適切に対応してきているが、外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。」との答弁がなされている。右答弁には「外務省としては、このような事案については、申入れを行う等適切に対応してきている」とあるが、外務省として右の申入れを誰に対して行っているのか。ロシア側に対してなのか、ロシアの管轄権に服した形で自国民が北方四島に入域している国に対してなのか、明確に説明されたい。右質問する。

内閣衆質一七第一三六一号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問に対する答弁書

一 及び四について

外交上の個別のやり取りの詳細について明ら

かにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

二について

先の答弁書(平成二十一年四月十七日内閣衆質一七第一二九一号)二から九までについてでお答えしたとおり、外務省として、ロシア側に事実関係を確認したところ、ロシア連邦と中華人民共和国との間で実施されている無査証団体旅行に係る事業に本年四月からサハリン州の複数の旅行会社が参加することになったとの説明を受けたが、御指摘の事実は確認されなかった。

三について

お尋ねの点については、外務省として把握していない。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三六二号

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する再質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示したと報じた記事

(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言(以下、「谷内発言」という。)はしていないと反論し、「毎日記事」はねつ造である旨発言している(同日付産経新聞報道)。しかし、中曽根弘文外務大臣は、本年四月二十日、訪米中の谷内代表に電話をし、「結果として誤解を与えたことは遺憾」と、谷内代表を嚴重注意したと承知する。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七第一三二八号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」で外務省は、「谷内発言」に関し、「平成二十一年四月二十日に谷内正太郎政府代表から、御指摘の記事において引用されているような『個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。』といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれないが、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があったことを受け、中曽根弘文外務大臣が谷内正太郎政府代表に嚴重に注意を行った。」と答弁しているが、そもそも「谷内発言」の全容が明らかになっていない中で、「全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれない」との答弁がなされても、国民としては理解のしようがない。本年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、中曽根大臣は「谷内発言」について「御指摘の報道を受けまして、私、直接ではありませんけれども、外務省の担当から谷内政府代表に確認をいたしました。同代表からは、これは、日口両国がアジア太平洋の地域において戦略的な

利益を見出す中でこの北方領土問題を解決すべきである、そういうような基本的な考えを述べた、そういうふう聞いております。また、北方領土の面積についての事実関係について答えたいでございますが、御指摘の記事において引用されておりますような、個人的には三・五島返還でもいいのではないかとというような、そういう発言は行っていない、そういう旨の説明を受けているところでございます。」と説明しているが、右の説明だけでは、国民として「谷内発言」がどのようなものであったか十分にはわからないところ、そもそも「谷内発言」の正確な内容とはどのようなものか、全て明らかにし、説明することを求める。

二 一の「谷内発言」の全体的内容の中で、どの部分が「誤解を与え得る発言」に当たるのか説明されたい。

三 前回質問主意書で、中曽根大臣が本年四月二十日という日にちに谷内代表を厳重注意したのとはなぜか、「谷内発言」が結果的に誤解を与えるものであったとするならば、「毎日記事」が掲載された日に厳重注意すべきであり、または二十日以前に、もっと早い段階で注意をするべきでなかったのか、一の分科会において、中曽根大臣が「まず報告は、谷崎局長から報告を受けているところでございます」、責任ある外務省の者がまず本人から話を聞いているわけでありまして、私自身も、それは電話で済むかもしれません。しかし、本人とよく話を聞いてみないと、この新聞記事、これについていろいろ違いといえますか、解釈の違いですか、あるようにございますから、その点は、私は会って話をお聞きしたいということなのです。それも、何

も一週間後とかそういうことじゃない、もう間もなく戻ってくる。日程は存じ上げておりませんけれども、できるだけ早く、そういう気持ちでございます。」と、あくまで谷内代表が帰国してから本人に直接会って確認をする旨の意向を示していたのにもかかわらず、今回谷内代表の帰国を待たず、電話という手段で厳重注意をしたのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「平成二十一年四月二十日に行われた衆議院決算行政監視委員会における質疑も踏まえ、中曽根弘文外務大臣から直接谷内正太郎政府代表に対し、速やかに事実関係を確認することが適当と判断したものであり、同政府代表の説明を受け厳重に注意を行ったことは適切な対応であったと考えている。」との答弁がなされている。中曽根大臣として「速やかに事実関係を確認することが適当と判断した」のならば、そもそも本年四月十七日、谷崎泰明外務省欧州局長に電話で確認をさせるのではなく、その時点で中曽根大臣自ら谷内代表に対して事実関係を確認し、厳重注意を行うべきではなかったのか。それをしなかったということは、やはり中曽根大臣の対応は緩慢であったといわざるを得ないと考えるが、中曽根大臣の見解を示されたい。

四 前回質問主意書で、谷内代表に対する厳重注意を記録した処分説明書は作成されているかと問うたところ、「前回答弁書」では「作成されていない。」との答弁がなされている。「谷内発言」に関する中曽根大臣による谷内代表への厳重注意を記録した処分説明書が作成されていないのはなぜか。

右質問する。

内閣衆質一七一第三六二号
平成二十一年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平 殿
衆議院議員 鈴木宗男 君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 鈴木宗男 君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について
谷内正太郎政府代表からは、御指摘の記事において引用されているような「個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。」といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれない、結果として関係者に誤解を与えてしまったことは遺憾である旨の説明があった。

三について
先の答弁書（平成二十一年四月二十八日内閣衆質一七一第三三八号）六、七及び十についてでお答えしたとおりである。

四について
お尋ねについては、外務省の内規に基づく処分ではないため、御指摘の文書は作成されていない。

平成二十一年四月三十日提出
質問 第三六三 号
政治資金規正法上の「寄附」に関する質問主意書

提出者 原口 一博

政治資金規正法上の「寄附」に関する質問主意書

政治資金規正法二二条一項一号口の「寄附をした者」について虚偽の記載を行えば同法二五条一項三号の虚偽記載罪が成立するが、そもそも「寄附をした者」というのはどういう意味なのか、明確にする必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 政治資金規正法では「寄附」とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付」と定義されているが、「供与」と「交付」とはそれぞれどういう意味か。

2 Aが政治団体Xに現金で政治資金の寄附を行おうとした場合、AがXに直接現金を交付した場合、AからXへの供与であることに問題はない。一方、AがBに現金を移転し、Xに対する現金の交付がBの名義で行われている場合、供与はAがXであり、AがB、BがXは、いずれも「交付」ではないか。この場合、Xは、自己に対してBから「交付」があった以上、それが「寄附」に当たるので、寄附者としてBを記載すべきところになるのではないのか。要するに、寄附の定義で、「供与」だけではなく「交付」も含むとされていることから、資金の拠出者AではなくBから寄附を受けとった場合、政治資金収支報告書には、寄附者としてBを記載すべきというのが政治資金規正法の趣旨なのではないのか。

二 1 政治団体の会計責任者が、個人甲名義で金銭の交付、振込等の方法で行われた寄附を受

領するに際し、その資金が、当該個人が所属する企業乙から拠出されていることを認識していた場合、政治資金収支報告書に「寄附を行った者」として、甲、乙、いずれを記載すべきなのか。甲と記載した場合に虚偽記載罪が成立するののか。

2 政治団体C名義で金銭の交付、振込等の方法で行われた寄附を受領するに際し、その資金が同団体の代表者が所属する企業Dであることを認識していた場合、「寄附を行った者」として記載すべきなのはCかDか。

三 V社が政党支部Wに一〇〇万円の寄附を現金で行うに際して、V社の担当者が、Wの会計責任者に対して、「当社の名前が収支報告書に出ないように裏でお願いします。領収書は要りません」と言った場合、政治資金規正法二二条の六の「匿名による寄附」に該当するののか。

四

1 Fが個人で政治団体Gに、政治資金の寄附を行うに際して、Gの会計責任者に対して、知人Hの名刺を出し、H名義の領収書の交付を受けた場合、政治資金規正法二二条の六の「本人以外の名義の寄附」に該当するのではないのか。

2 P社が政党支部Qに一〇〇万円の寄附を振込で行うに際して、P社の名義が収支報告書に出ないようにするため、子会社Rに一〇〇万円を送金して、同社名義でQ宛に送金させ、QからR宛の寄附の領収書の発行を受けた場合、政治資金規正法二二条の六の「本人以外の名義の寄附」を行ったことになるのか。

3 「寄附を行った者」というのが、質問一で確

認したように「交付」を含み、寄附という「行爲」を行った者であつて、資金を拠出したものではないとすると、「本人以外の名義の寄附」とは上記1の場合であり、2の場合は含まれないのではないのか。
右質問する。

内閣衆質一七一第三六三号
平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員原口一博君提出政治資金規正法上の「寄附」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出政治資金規正法上の「寄附」に関する質問に対する答弁書

一について

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四条第三項の「供与又は交付」については、「供与」及び「交付」を区別する実益は必ずしもなく、要するに、財産上の利益を相手方に提供付与する行為を指すものと考えられる。

お尋ねについては、個々の事案における具体的事情に基づき判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として

言えば、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体に係る政治資金の収支の公開等の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという同法の目的(以下「政治資金規正法の目的」という。)に照

らして、財産上の利益を相手方に提供付与する行為を行ったと認められる者を「寄附をした者」として記載すべきものと考ええる。

二の1について

お尋ねについては、個々の事案における具体的事情に基づき判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、政治資金規正法の目的に照らして、財産上の利益を相手方に提供付与する行為を行ったと認められる者を「寄附をした者」として記載すべきものと考ええる。

なお、犯罪の成否は、捜査機関が収集した証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であるが、一般論として言えば、政治資金規正法第十二条第一項の報告書に虚偽の記入をしたと認められる場合には、同法第二十五条第一項第三号の虚偽記入罪が成立し得るものと考ええる。

二の2について

お尋ねについては、個々の事案における具体的事情に基づき判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、政治資金規正法の目的に照らして、財産上の利益を相手方に提供付与する行為を行ったと認められる者を「寄附をした者」として記載すべきものと考ええる。

三について

お尋ねについては、個々の事案における具体的事情に基づき判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、政治資金規正法の目的に照らして、寄附をする者の氏名又は名称を表示しないで寄附したと認められる場合には、政治資金規正法第二十二條の六第一項の「匿名」による寄附に該当

すると考える。

四について

お尋ねについては、個々の事案における具体的事情に基づき判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、政治資金規正法の目的に照らして、本人の名義以外の名義で寄附したと認められる場合には、政治資金規正法第二十二條の六第一項の「本人の名義以外の名義」による寄附に該当すると考える。

報告書

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は、両院協議会の成案を得なかった。
よつて報告する。

平成二十一年五月十三日

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 両院協議会
衆議院協議委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)

右
国会に提出する。
平成二十一年四月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎

平成21年度一般会計補正予算
予算総則 正

第1条 既定の平成21年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	平成21年度成 立予算額(千円)	補 正		額	改平成21年度 予算額(千円)
		追 加	修正減少額		
入	88,548,001,321	13,928,233,085	△ 2,674,852	13,925,558,233	102,473,559,554
出	88,548,001,321	14,775,558,233	△ 850,000,000	13,925,558,233	102,473,559,554

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成21年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第5条 平成21年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成21年度において公債を発行することができる限度額「7,579,000,000千円」を「14,911,000,000千円」に改める。

2 平成21年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額「25,715,000,000千円」を「29,202,000,000千円」に改める。

第6条 平成21年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管内閣の組織内閣官房及びそれに係る項の下段にそれぞれ「人事院」、「人事院（施設整備費に限る。）」を加え、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「内閣本府施設費」の次に、「地域活性化・公共投資推進費」を、「沖縄保健衛生施設整備費」の次に、「沖縄農業振興費（沖縄糖業振興事業費補助金に限る。）」を加え、組織内閣本府及びそれに係る項の下段にそれぞれ「北方対策本部」、「独立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費」を加え、所管総務省、組織消防庁に係る項の「消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）」の前に「消防庁施設費」を加え、所管外務省、組織外務本省に係る項の「外務本省施設費」の次に、「独立行政法人国際交流基金施設整備費、独立行政法人国際協力機構施設整備費」を加え、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「生涯学習振興費（放送大学学園施設整備費補助金に限る。）」の次に、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費」を、「国立大学法人船舶建造費」の次に、「独立行政法人科学技術振興機構施設整備費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「厚生行政法人国立施設整備費」の次に、「医療提供体制確保対策費（医療施設耐震化臨時特例交付金に限る。）」を、「児童福祉施設整備費」の次に、「社会福祉諸費（施設施工労費、施設施工労費及び社会事業学校施設整備費に限る。）」を、「介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）の次に「及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に限る。）」、社会福祉施設基盤強化推進費（社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金）を

加え、組織厚生労働本省及びそれに係る項の下段にそれぞれ「検疫所」、「検疫所共通費（施設施工労費、施設施工労費及び施設整備費に限る。）」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「農林水産本省施設費」の次に、「食品産業競争力強化対策費（食品産業競争力強化対策整備費補助金に限る。）」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「経済産業本省施設費」の次に「、技術革新促進・環境整備費（産業技術研究開発施設整備費補助金に限る。）」を、「地域経済活性化対策費（地域企業立地促進等共用施設整備費補助金）の次に「及び先進的植物工場施設整備費補助金」を加え、組織経済産業局及びそれに係る項の下段にそれぞれ「資源エネルギー庁」、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及びまちづくり交付金に限る。）」の次に、「都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入」を、「離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入」の次に、「独立行政法人航海訓練所施設整備費」を加える。

第7条 「株式会社日本政策投資銀行法」の規定により平成21年度において「株式会社日本政策金融公庫法」第2条第5号に規定する危機対応業務を行う上で株式会社日本政策投資銀行の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるために発行することができる国債の金額の限度は、1,350,000,000千円とする。

第8条 平成21年度一般会計予算総則第11条第1項の債務保証契約の限度額の表中

1 株式会社日本政策金融公庫		
イ 次に掲げる社債（口に掲げるものを除く。）に係る債務		
(1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあつては額面総額755,000,000千円、(2)に掲げる社債にあつては額面総額450,000,000千円及び(3)に掲げる社債にあつては発行限度額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに係る業務に関するもの	同 項	
(3) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ニに係る業務に関するもの	同 項	

ロ 国際協力銀行業務 社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項 「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が370,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

を

1 株式会社日本政策金融公庫 イ 次に掲げる社債(ロに掲げるものを除く。)に係る債務 (1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの (2) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに係る業務に関するもの (3) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ニに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額1,345,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額800,000,000千円並びに(3)に掲げる社債にあっては額面総額5,650,000,000千円及び発行限度額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
	同 項	

ロ 国際協力銀行業務 社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項 「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が770,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
--	---	--

に、

5 株式会社地域力再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域力再生機構法」(仮称)	額面総額及び元本金額の合計額1,600,000,000千円並びにその利息に相当する金額
-------------------------------	--------------------	---

を

5 株式会社企業再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社企業再生支援機構法」(仮称)	額面総額及び元本金額の合計額1,600,000,000千円並びにその利息に相当する金額
--------------------------------	---------------------	---

に、

8 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額53,000,000千円並びにその利息に相当する金額
--	------------------------------	--

を

8 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務			「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額 63,000,000千円並びにその利息に相当する金額
「12 独立行政法人都市再生機構 都市再生債券及び借入金に係る債務			「独立行政法人都市再生機構法」附則第12条第9項	額面総額及び元本金額の合計額 140,000,000千円並びにその利息に相当する金額
12 独立行政法人都市再生機構 次に掲げる都市再生債券及び借入金に係る債務				
(1) 都市再生業務に関するもの			「独立行政法人都市再生機構法」第35条	(1)に掲げる都市再生債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額80,000,000千円並びに(2)に掲げる都市再生債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額140,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2) 宅地造成等経過業務に関するもの			「独立行政法人都市再生機構法」附則第12条第9項	
23 株式会社日本政策投資銀行 イ 社債及び日本政策投資銀行債(口に掲げるものを除く。)に係る債務			「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第1項	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額(口に係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす)
口 社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務			同 項	
(1) 外貨をもって支払われるもの				(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額(ただし、口に係る債務130,000,000千円については、130,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる)
23 株式会社日本政策投資銀行 イ 社債及び日本政策投資銀行債(口に掲げるものを除く。)に係る債務			「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第1項	額面総額1,200,000,000千円及びその利息に相当する金額(口に係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす)
口 社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務			同 項	
(1) 外貨をもって支払われるもの				(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算

(2) 本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの		した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあつては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額(ただし、ロに係る債務130,000,000千円については、130,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる)
27 地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」(仮称)	額面総額820,000,000千円及びその利息に相当する金額
28 資本市場危機対応機構 資本市場危機対応機構債券及び借入金に係る債務	「資本市場危機への対応のための臨時特例措置法」(仮称)	発行限度額及び借入限度額の合計額50,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
29 株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」	額面総額及び元本金額の合計額800,000,000千円並びにその利息に相当する金額

に、

「27 地方公共団体金融機構
地方公共団体金融機構債券に係る債務」
「地方公共団体金融機構法」(仮称)
額面総額820,000,000千円及びその利息に相当する金額

2 平成21年度一般会計予算総則第11条第3項の債務保証契約の限度額の規定中、「第18号から第27号まで」を「第18号から第29号まで」に改める。

第9条 平成21年度一般会計予算総則第13条の予算の移替えの表中、所管内閣府・組織内閣本府に係る項の「地方元気再生推進調査費」の次に、「地域活性化・公共投資推進費・地域活性化・経済危機対策推進費」を加える。

(外) (号) 号

号

甲号 歳入歳出予算補正 歳 入		補 正 額	
主 管	部	款	項
総 務 省	雑 収 入	諸 収 入	電波利用料収入 特別会計受入金
財 務 省	雑 収 入	諸 収 入	
公 債 金			
追 加		修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)
1,817,699		0	1,817,699
1,817,699		0	1,817,699
1,817,699		0	1,817,699
3,100,000,000		△ 2,674,852	3,097,325,148
3,100,000,000		△ 2,674,852	3,097,325,148
3,100,000,000		△ 2,674,852	3,097,325,148
10,819,000,000		0	10,819,000,000

農 林 水 産 省	雑 収 入	公 諸	債 金 公 債 金 特 例 公 債 金 計	10,819,000,000	0	△	10,819,000,000
				7,332,000,000	0		7,332,000,000
				3,487,000,000	0		3,487,000,000
				13,919,000,000	△		2,674,852
農 林 水 産 省	雑 収 入	公 諸	公共事業費負担金	2,887,516	0	△	2,887,516
				2,887,516	0		2,887,516
				2,887,516	0		2,887,516
				2,887,516	0		2,887,516
国 土 交 通 省	雑 収 入	公 諸	公共事業費負担金	4,527,870	0	△	4,527,870
				4,527,870	0		4,527,870
				4,527,870	0		4,527,870
				4,527,870	0		4,527,870
歳 入 補 正 額 総 計				13,928,233,085	△	2,674,852	13,925,558,233

歳 出

所 管	組	織	項	補 正 額		
				追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)
国 会	衆 議 院	衆 議 院 施 設 費	衆 議 院 施 設 費	137,389	0	137,389
			衆 議 院 施 設 費	950,588	0	950,588
			衆 議 院 施 設 費	1,087,977	0	1,087,977
			衆 議 院 施 設 費	24,021	0	24,021
			衆 議 院 施 設 費	1,291,389	0	1,291,389
	参 議 院	参 議 院 施 設 費	参 議 院 施 設 費	1,315,410	0	1,315,410
			参 議 院 施 設 費	14,462,045	0	14,462,045
			参 議 院 施 設 費	1,176,310	0	1,176,310
			参 議 院 施 設 費	15,638,355	0	15,638,355
			参 議 院 施 設 費	18,041,742	0	18,041,742
裁 判 所	国 会 所 管 補 正 額 合 計	裁 判 所 施 設 費	裁 判 所 施 設 費	92,909	0	92,909
			裁 判 所 施 設 費	371,031	0	371,031
			裁 判 所 施 設 費	305,000	0	305,000
			裁 判 所 施 設 費			
			裁 判 所 施 設 費			
	国 立 国 会 図 書 館	国 立 国 会 図 書 館 施 設 費	国 立 国 会 図 書 館 施 設 費			
			国 立 国 会 図 書 館 施 設 費			
			国 立 国 会 図 書 館 施 設 費			
			国 立 国 会 図 書 館 施 設 費			
			国 立 国 会 図 書 館 施 設 費			

會計検査院	會計検査院	裁 判 所 施 設 費	
		計	計
内閣府	内閣官房	會計検査院施設費	16,858,824
		計	17,627,764
		4,880	4,880
		111,363	111,363
		116,243	116,243
		848,755	848,755
		3,520,000	3,520,000
		4,368,755	4,368,755
		276,840	276,840
		4,645,595	4,645,595
内閣府	人事院	人事院	1,000,000
		内閣府施設費	1,379,000,000
		公文書館関連政策費	502,305
		政府広報報費	454,775
		経済財政政策費	208,441
		地方元気再生推進調査費	1,000,000
		地域活性化・公共投資推進費	1,379,000,000
		地域活性化・経済危機対策推進費	1,000,000,000
		防災政策費	238,560
		沖縄政策費	2,534,488
内閣府	内閣府	沖縄教育振興事業費	2,500,000
		沖縄農業振興費	1,575,356
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	3,153,850
		沖縄開発事業費	3,187,000
		共生社会政策費	10,026,244
		男女共同参画社会形成促進費	13,214
		国民生活政策費	11,000,000

北 方 対 策 本 部 国 際 平 和 協 力 本 部 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー 警 察 庁	経済社会総合研究所	111,583	0	111,583	
	沖縄治水事業費社会資本整備 事業特別会計へ繰入	1,035,000	0	1,035,000	
	沖縄道路整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	5,929,000	0	5,929,000	
	沖縄空港整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	3,165,000	0	3,165,000	
	沖縄空港整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	4,436,000	0	4,436,000	
	計	2,430,366,171	0	2,430,366,171	
	独立行政法人北方領土問題対 策協会施設整備費	221,953	0	221,953	
	国際平和協力本部	73,250	0	73,250	
	官民人材交流センター	83,295	0	83,295	
	警察庁共通費	461,484	0	461,484	
	警察庁施設費	21,320,085	0	21,320,085	
	生活安全警察費	807,248	0	807,248	
	刑事警察費	14,746,579	0	14,746,579	
	交通警察費	14,906,467	0	14,906,467	
	警備警察費	239,755	0	239,755	
金 融 庁	皇宮警察本部	461,518	0	461,518	
	科学警察研究所	319,078	0	319,078	
	警察活動基盤整備費	129,222,037	0	129,222,037	
	計	182,484,251	0	182,484,251	
	金融庁共通費	5,465	0	5,465	
	金融機能安定確保費	93,310	0	93,310	
	投資者等保護費	1,897,680	0	1,897,680	
	計	1,996,455	0	1,996,455	
	内閣府所管補正額合計	2,615,225,375	0	2,615,225,375	
	総務省	6,039	0	6,039	

	地方行政制度整備費	3,245,059	0	3,245,059	
	地域振興費	55,000,000	0	55,000,000	
	電子政府・電子自治体推進費	11,098,159	0	11,098,159	
	情報通信技術研究開発推進費	9,499,803	0	9,499,803	
	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	38,875,738	0	38,875,738	
	情報通信技術高度利用推進費	32,986,763	0	32,986,763	
	ユビキタスネットワーク整備費	156,292,266	0	156,292,266	
	情報通信格差是正事業費	6,700,000	0	6,700,000	
	情報通信技術利用環境整備費	2,626,806	0	2,626,806	
	電波利用料財源電波監視等実施費	25,029,193	0	25,029,193	
	情報通信国際戦略推進費	2,009,526	0	2,009,526	
計		343,369,352	0	343,369,352	
管 区 行 政 評 価 局	管 区 行 政 評 価 局 共 通 費	7,381	0	7,381	
管 区 行 政 評 価 局	管 区 行 政 評 価 局 共 通 費	4,087	0	4,087	
消 防 庁	消 防 庁 施 設 費	871,581	0	871,581	
消 防 庁	消 防 防 災 体 制 等 整 備 費	51,197,681	0	51,197,681	
計		52,069,262	0	52,069,262	
総 務 省 所 管 省	補 正 額 合 計	395,450,082	0	395,450,082	
法 務 省	法 務 本 省 共 通 費	15,169	0	15,169	
法 務 省	更生保護企画調整推進費	10,300	0	10,300	
法 務 省	法 務 省 施 設 費	87,080,877	0	87,080,877	
法 務 省	登記事務費登記特別会計へ繰入	23,585	0	23,585	
計		87,129,931	0	87,129,931	
法 務 総 合 研 究 所	法 務 総 合 研 究 所 共 通 費	9,272	0	9,272	

検 察 官 庁	検 察 官 署 共 通 費	288,786	0	288,786
	検 察 官 署 運 営 費	2,081,751	0	2,081,751
	計	2,370,537	0	2,370,537
矯 正 官 署	矯 正 官 署 共 通 費	335,785	0	335,785
	矯 正 官 署 業 務 費	7,026,154	0	7,026,154
	矯 正 収 容 費	9,352,241	0	9,352,241
	計	16,714,180	0	16,714,180
更 生 保 護 官 署	更 生 保 護 官 署 共 通 費	16,592	0	16,592
	更 生 保 護 活 動 費	237,025	0	237,025
	計	253,617	0	253,617
法 務 局	法 務 局 共 通 費	179,629	0	179,629
地 方 入 国 管 理 官 署	地 方 入 国 管 理 官 署 共 通 費	57,923	0	57,923
	出 入 国 管 理 業 務 費	3,583,921	0	3,583,921
	計	3,641,844	0	3,641,844
公 安 審 査 委 員 会	公 安 審 査 委 員 会 費	183	0	183
公 安 調 査 官 庁	公 安 調 査 官 庁 共 通 費	9,559	0	9,559
	破 壊 の 団 体 等 調 査 費	102,777	0	102,777
	計	112,336	0	112,336
法 務 省 所 管	補 正 額 合 計	110,411,529	0	110,411,529
外 務 省	外 務 省 本 省 施 設 費	64,302	0	64,302
	独立行政法人国際交流基金施設整備費	199,081	0	199,081
	領 事 政 策 費	666,888	0	666,888
	経 済 協 力 費	27,384,000	0	27,384,000
	独立行政法人国際協力機構運営費	5,801,920	0	5,801,920
	独立行政法人国際協力機構施設整備費	3,600,858	0	3,600,858

財務省	財務省	外務省所管	國際分担金其他諸費計	10,472,344	0	10,472,344	
			在外公館共通費	48,189,393	0	48,189,393	
			在外公館施設費	483,288	0	483,288	
			計	4,958,086	0	4,958,086	
			補正額合計	5,441,374	0	5,441,374	
			産業投資支出財政投融資特別會計ノ繰入	53,630,767	0	53,630,767	
			國債融費	389,325,127	0	389,325,127	
			政策金融費	76,816,224	0	76,816,224	
			經濟緊急対応予備費	1,346,500,000	0	1,346,500,000	
			計	0	△ 850,000,000	△ 850,000,000	
			財務局共通施設費	1,812,641,351	△ 850,000,000	962,641,351	
			財務局施設費	426	0	426	
			財務局業務費	106,743	0	106,743	
財務省	財務省	税関	財務局業務費	23,724	0	23,724	
			計	130,893	0	130,893	
			税関施設費	259,334	0	259,334	
			税関業務費	6,538,608	0	6,538,608	
			船舶建造費	262,157	0	262,157	
			計	7,060,099	0	7,060,099	
			国税庁施設費	4,462,020	0	4,462,020	
			国税業務費	4,791,050	0	4,791,050	
			計	9,253,070	0	9,253,070	
			補正額合計	1,829,085,413	△ 850,000,000	979,085,413	
			生涯学習振興費	202,739,247	0	202,739,247	
			独立行政法人国立科学博物館施設整備費	4,619,703	0	4,619,703	
			独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	1,861,415	0	1,861,415	

初等中等教育等振興費	56,720,631	0	56,720,631	
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	7,220,230	0	7,220,230	
高等教育振興費	115,980,421	0	115,980,421	
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,098,000	0	1,098,000	
育英事業費	3,671,931	0	3,671,931	
私立学校振興費	31,330,106	0	31,330,106	
科学技术・学術政策推進費	22,044,325	0	22,044,325	
研究振興費	300,000,000	0	300,000,000	
国立大学法人施設整備費	123,468,391	0	123,468,391	
独立行政法人日本学術振興会運営費	494,846	0	494,846	
研究開発推進費	12,320,741	0	12,320,741	
独立行政法人科学技術振興機構運営費	1,670,938	0	1,670,938	
独立行政法人科学技術振興機構施設整備費	72,500,000	0	72,500,000	
独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	450,000	0	450,000	
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	4,000,000	0	4,000,000	
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	7,583,841	0	7,583,841	
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	1,099,928	0	1,099,928	
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,350,000	0	1,350,000	
独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	3,711,325	0	3,711,325	
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	1,988,675	0	1,988,675	
独立行政法人理化学研究所施設整備費	8,176,175	0	8,176,175	

文 化 庁	独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	600,000	0	600,000	
	スポーツ振興費	652,455	0	652,455	
	公立文教施設整備費	277,840,162	0	277,840,162	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	2,456,960	0	2,456,960	
	国際交流・協力推進費	7,843,862	0	7,843,862	
	独立行政法人日本学生支援機構運営費	7,890,600	0	7,890,600	
	計	1,283,384,908	0	1,283,384,908	
	文化振興費	6,250,160	0	6,250,160	
	独立行政法人国立美術館施設整備費	15,721,132	0	15,721,132	
	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	5,660,739	0	5,660,739	
	文化財保存事業費	1,747,220	0	1,747,220	
	独立行政法人国立文化財機構施設整備費	2,101,450	0	2,101,450	
	計	31,480,701	0	31,480,701	
	文部科学省所管補正額合計	1,314,865,609	0	1,314,865,609	
厚生労働省	医療提供体制確保対策費	122,210,109	0	122,210,109	
	医療情報化等推進費	2,110,937	0	2,110,937	
	経営費等国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	29,680,806	0	29,680,806	
	施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	5,893,305	0	5,893,305	
	独立行政法人国立病院機構出資	51,850,000	0	51,850,000	
	特定疾患等対策費	2,867,227	0	2,867,227	
	医薬品承認審査等推進費	4,199,046	0	4,199,046	
	重要医薬品供給確保対策費	127,864,133	0	127,864,133	
	医薬品等研究開発推進費	87,509,397	0	87,509,397	
	計	314,865,609	0	314,865,609	

医療提供体制基盤整備費	310,447,145	0	310,447,145	
医療保険給付諸費	49,740,507	0	49,740,507	
医療費適正化推進費	888,000	0	888,000	
健康増進対策費	22,419,223	0	22,419,223	
水道施設整備費	6,300,000	0	6,300,000	
生活衛生対策費	163,000	0	163,000	
高齢者等雇用安定・促進費	300,000,000	0	300,000,000	
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	79,339,000	0	79,339,000	
失業保険給付費船員保険特別会計へ繰入	260,335	0	260,335	
職業能力開発強化費	700,000,000	0	700,000,000	
若年者等職業能力開発支援費	215,460	0	215,460	
男女均等雇用対策費	100,000	0	100,000	
地域子育て支援対策費	125,549,121	0	125,549,121	
母子保健衛生対策費	2,437,775	0	2,437,775	
母子家庭等対策費	686,805	0	686,805	
子ども・子育て支援対策費	143,175,000	0	143,175,000	
生活保護費	65,352,798	0	65,352,798	
地域福祉推進費	111,353,880	0	111,353,880	
社会福祉推進費	1,515,320	0	1,515,320	
障害保健福祉費	154,720,045	0	154,720,045	
社会福祉施設整備費	1,507,774	0	1,507,774	
介護保険制度運営推進費	726,809,126	0	726,809,126	
社会福祉施設基盤強化推進費	117,493,816	0	117,493,816	
業務取扱費年金特別会計へ繰入	51,869,260	0	51,869,260	
計	3,406,528,350	0	3,406,528,350	

検疫所	検疫所共通費			
国立更生援護機関施設費	1,589,601	0	1,589,601	
高齡者等雇用安定・促進費	1,143,700	0	1,143,700	
5,851,939	0	5,851,939		
厚生労働省所管補正額合計	3,415,113,590	0	3,415,113,590	
農林水産省				
食品産業競争力強化対策費	3,364,498	0	3,364,498	
食の安全・消費者の信頼確保対策費	101,610	0	101,610	
国産農畜産物競争力強化対策費	219,304,316	0	219,304,316	
独立行政法人種苗管理センター施設整備費	1,000,000	0	1,000,000	
環境保全型農業生産対策費	200,000	0	200,000	
担い手育成・確保対策費	316,634,482	0	316,634,482	
農業・食品産業強化対策費	13,800,000	0	13,800,000	
農業経営支援対策費	14,150,000	0	14,150,000	
農地等整備・保全推進費	56,500,000	0	56,500,000	
海岸事業費	354,000	0	354,000	
農業生産基盤整備・保全事業費	800,000	0	800,000	
農村振興費	2,055,000	0	2,055,000	
農村整備事業費	500,000	0	500,000	
農山漁村活性化対策費	7,255,000	0	7,255,000	
バイオマス利用等対策費	19,256,100	0	19,256,100	
農林水産物・食品輸出促進対策費	558,866	0	558,866	
計	655,833,872	0	655,833,872	
農林水産本省検査指導所	383,003	0	383,003	
農林水産本省検査指導所施設費	557,183	0	557,183	
計	940,186	0	940,186	
農林水産本省検査指導機関				

農 林 水 産 技 術 会 議	農 林 水 産 業 研 究 開 発 費	550,000	0	550,000	
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	1,837,993	0	1,837,993	
林 野 庁	独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	4,022,299	0	4,022,299	
	計	6,410,292	0	6,410,292	
	森 林 整 備 ・ 保 全 費	13,110,598	0	13,110,598	
	独立行政法人農林漁業信用基金出資	4,916,745	0	4,916,745	
	治 山 事 業 費	5,692,000	0	5,692,000	
	治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	11,905,000	0	11,905,000	
	森 林 整 備 事 業 費	58,451,000	0	58,451,000	
	森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	18,000,000	0	18,000,000	
	林業・木材産業等振興対策費	8,364,989	0	8,364,989	
	森林整備・林業等振興対策費	123,844,105	0	123,844,105	
水 産 庁	独立行政法人森林総合研究所施設整備費	3,435,625	0	3,435,625	
	計	247,720,062	0	247,720,062	
	水産物安定供給対策費	1,233,434	0	1,233,434	
	水 産 業 振 興 費	56,606,975	0	56,606,975	
	海 岸 事 業 費	578,000	0	578,000	
	水 産 基 盤 整 備 費	17,047,000	0	17,047,000	
	水 産 業 強 化 対 策 費	3,457,750	0	3,457,750	
	独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	2,700,000	0	2,700,000	
	計	81,623,159	0	81,623,159	
	農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計	992,527,571	0	992,527,571	
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省 技術革新促進・環境整備費	31,868,424	0	31,868,424	

独立行政法人産業技術総合研究所運営費	4,086,712	0	4,086,712	
独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	36,504,806	0	36,504,806	
独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	440,839	0	440,839	
新事業創出促進対策費	115,200,000	0	115,200,000	
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	25,000,000	0	25,000,000	
情報技術利活用促進費	1,480,696	0	1,480,696	
情報セキュリティ対策推進費	300,000	0	300,000	
通商政策推進費	94,700	0	94,700	
経済協力費	2,671,874	0	2,671,874	
情報産業強化費	1,915,163	0	1,915,163	
サービス産業強化費	980,643	0	980,643	
コンテナンツ産業強化費	938,524	0	938,524	
化学物質管理推進費	773,249	0	773,249	
地域経済活性化対策費	5,020,000	0	5,020,000	
工業用水道事業費	430,000	0	430,000	
温暖化対策費	469,027,910	0	469,027,910	
資源循環推進費	496,336	0	496,336	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	29,216,344	0	29,216,344	
計	726,446,220	0	726,446,220	
鉱物資源安定供給確保費	199,747	0	199,747	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費	29,495,000	0	29,495,000	
石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策エネルギー対策特別会計へ繰入	64,800,000	0	64,800,000	

国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費工ネルギー対策特別会計へ繰入	37,679,208	0	37,679,208	
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工ネルギー対策特別会計へ繰入	7,280,000	0	7,280,000	
		電源利用対策費工ネルギー対策特別会計へ繰入	8,199,999	0	8,199,999	
		計	147,653,954	0	147,653,954	
		原子力安全・保安院	999,978	0	999,978	
		産業保安費	387,226,193	0	387,226,193	
		中小企業事業環境整備費	76,597,101	0	76,597,101	
		経営革新・創業促進費	96,933	0	96,933	
		経営安定・取引適正化費	463,920,227	0	463,920,227	
		計	1,339,020,379	0	1,339,020,379	
		経済産業省所管補正額合計	1,890,000	0	1,890,000	
		国土交通本省施設費	5,877,000	0	5,877,000	
		住宅対策事業費	483,000,000	0	483,000,000	

国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	住宅市場整備推進費	2,466,000	0	2,466,000	
		総合的パリアフリー推進費	20,503,500	0	20,503,500	
		海岸環境整備事業費	259,500	0	259,500	
		道路環境等対策費	16,658,923	0	16,658,923	
		水資源対策費	147,647	0	147,647	
		都市公園事業費	6,298,000	0	6,298,000	
		水環境対策費	820,015	0	820,015	
		都市水環境整備事業費	713,000	0	713,000	
		下水道事業費	13,282,700	0	13,282,700	
		地球温暖化防止等対策費	3,150,100	0	3,150,100	
		市街地防災事業費	1,419,000	0	1,419,000	

住宅防災事業費	23,817,186	0	23,817,186	
都市公園防災事業費	7,565,000	0	7,565,000	
下水道防災事業費	5,104,000	0	5,104,000	
水害・土砂災害対策費	27,766	0	27,766	
河川管理施設整備費	184,748	0	184,748	
急傾斜地崩壊対策等事業費	1,668,000	0	1,668,000	
治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	219,357,000	0	219,357,000	
北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	40,537,000	0	40,537,000	
離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	315,000	0	315,000	
海岸事業費	27,008,500	0	27,008,500	
独立行政法人航空大学校施設整備費	113,749	0	113,749	
鉄道安全対策事業費	1,472,000	0	1,472,000	
総合的物流体系整備推進費	4,692,392	0	4,692,392	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資	25,000,000	0	25,000,000	
港湾事業費	2,000,000	0	2,000,000	
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	166,493,940	0	166,493,940	
北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	7,850,500	0	7,850,500	
離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	485,560	0	485,560	
景観形成推進費	203,488	0	203,488	
整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,600,000	0	1,600,000	
整備新幹線整備事業費	73,333,000	0	73,333,000	
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	26,959,000	0	26,959,000	

北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,823,000	0	1,823,000	
離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	170,000	0	170,000	
都市・地域づくり推進費	400,000	0	400,000	
都市再生・地域再生整備事業費	45,658,000	0	45,658,000	
都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	200,000,000	0	200,000,000	
鉄道網整備推進費	198,074	0	198,074	
鉄道網整備事業費	8,534,000	0	8,534,000	
地域公共交通維持・活性化推進費	11,307,163	0	11,307,163	
都市・地域交通整備事業費	92,000	0	92,000	
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	736,595,000	0	736,595,000	
北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	34,755,000	0	34,755,000	
離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,534,000	0	2,534,000	
不動産市場整備等推進費	39,028	0	39,028	
建設市場整備推進費	9,801,328	0	9,801,328	
国土調査費	204,110	0	204,110	
海事業業市場整備等推進費	817,862	0	817,862	
独立行政法人航海訓練所施設整備費	157,500	0	157,500	
国土形成推進費	405,997	0	405,997	
地理空間情報整備・活用推進費	55,983	0	55,983	
離島振興費	1,621,407	0	1,621,407	
離島振興事業費	7,764,000	0	7,764,000	
北海道開発事業費	31,833,114	0	31,833,114	

環境省	国土交通省所管	技術研究開発推進費	105,000	0	105,000	
		独立行政法人建築研究所施設整備費	420,714	0	420,714	
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	435,159	0	435,159	
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	397,350	0	397,350	
		官庁営繕費	20,401,140	0	20,401,140	
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	2,244,000	0	2,244,000	
		離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	70,000	0	70,000	
		計	2,311,113,143	0	2,311,113,143	
		国土技術政策総合研究所施設費	92,400	0	92,400	
		国土地理院施設費	100,000	0	100,000	
		地理空間情報整備・活用等推進費	3,875,114	0	3,875,114	
		計	3,975,114	0	3,975,114	
		観光振興費	1,923,637	0	1,923,637	
		気象官署施設費	4,790,000	0	4,790,000	
		観測予報等業務費	1,372,575	0	1,372,575	
		計	6,162,575	0	6,162,575	
環境省	国土交通省所管	海上保安官署施設費	1,903,212	0	1,903,212	
		船舶交通安全及海上治安対策費	9,470,351	0	9,470,351	
		船舶建造費	9,899,094	0	9,899,094	
		航路標識整備事業費	7,850,000	0	7,850,000	
		計	29,122,657	0	29,122,657	
		国土交通省所管補正額合計	2,352,389,526	0	2,352,389,526	
環境省		地球温暖化対策推進費	316,712	0	316,712	

防 衛 省	防 衛 本 省	石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	5,500,000	0	5,500,000	
		エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	30,441,000	0	30,441,000	
		地球環境保全費	102,883	0	102,883	
		廃棄物・リサイクル対策推進費	973,815	0	973,815	
		廃棄物処理施設整備費	1,003,000	0	1,003,000	
		生物多様性保全等推進費	1,285,798	0	1,285,798	
		環境保全施設整備費	377,282	0	377,282	
		自然公園等事業費	6,570,000	0	6,570,000	
		化学物質対策推進費	977,420	0	977,420	
		環境・経済・社会の統合的向上費	137,553,386	0	137,553,386	
		環境政策基盤整備費	1,803,614	0	1,803,614	
		環境調査研修所施設費	120,000	0	120,000	
		計	187,024,910	0	187,024,910	
		防衛本省共通費	21,189,216	0	21,189,216	
		自衛官給与費	711,069	0	711,069	
		武器車両等整備費	68,140,169	0	68,140,169	
		航空機整備費	534,377	0	534,377	
防 衛 省	防 衛 本 省	艦船整備費	475,493	0	475,493	
		施設整備費	11,104,388	0	11,104,388	
		人材確保育成費	996,444	0	996,444	
		防衛施設安定運用関連諸費	26,414,294	0	26,414,294	
		在日米軍等駐留関連諸費	816,688	0	816,688	
		計	130,382,138	0	130,382,138	
		歳 出 補 正 額 総 計	14,775,558,233	△ 850,000,000	13,925,558,233	

丙号 繰越明許費補正

所 管	組	織	事 項	所 管	組	織	事 項
国 会	国 立 国 会 図 書 館	館	(項) 国立国会図書館のうち 国立国会図書館業務庁費 (国立国会図書館所蔵資料 のデジタルアーカイブ整備 経費に限る。)				自動車重量税(警察用車両 緊急整備経費に限る。)
内 閣	内 閣 官 房	房	(項) 内閣官房共通費のうち 情報処理業務庁費(情報通 信機器整備経費に限る。)				交 通 警 察 費のうち 警察整備費(安全運転支援 システム整備経費に限る。)
	人 事 院	院	(項) 人 事 院のうち 施設整備費(公務員研修所 施設整備費に限る。)				警察活動基盤整備費のうち 校費(移動無線通信機器整 備経費に限る。)
内 閣	内 閣 本 府	府	(項) 経 済 財 政 政 策 費のうち 情報処理業務庁費(外国人 高度人材ネットワークの構 築に必要な経費に限る。)				車両購入費(警察用車両緊 急整備経費に限る。)
			地域活性化・公共投資 推進費				警察通信機器整備費(警察 用車両緊急整備経費、移動 無線通信機器整備経費、通 信指令施設整備経費及び映 像伝送通信機器整備経費に 限る。)
			地域活性化・経済危機 対策推進費				警察通信維持費(移動無線 通信機器整備経費に限る。)
			沖 縄 政 策 費のうち 沖縄振興特別事業費補助金 (地上デジタル放送推進事 業に限る。)	金 融 庁			(項) 投 資 者 等 保 護 費のうち 情報処理業務庁費(有価証 券報告書等電子開示システ ム機能強化経費に限る。)
			不発弾等処理交付金(情報 システム活用広域探査発掘 事業に限る。)	総 務 省			(項) 地 域 振 興 費のうち 定住自立圏等民間投資促進 交付金
			沖 縄 農 業 振 興 費のうち 沖縄糖業振興事業費補助金				電子政府・電子自治体 推進費
北 方 対 策 本 部		部	(項) 独立行政法人北方領土 問題対策協会施設整備 費				情報処理業務庁費(公的個人 認証の利便性向上等のため のシステム開発経費及び 次世代情報システム集約技 術を活用した自治体の情報 システム集約のためのシス テム開発経費に限る。)
警 察 庁		庁	(項) 警 察 庁 共 通 費のうち				

情報通信技術研究開発のうち 推進費	情報通信技術研究開発委託費(光伝送技術研究開発事業及び次世代情報システム集約技術研究開発事業に限る。)	独立行政法人情報通信研究機構施設整備補助金(次世代無線通信技術実証施設等整備費に限る。)	情報通信技術高度活用推進費	先導的情報通信社会基盤整備委託費(情報通信技術地域経済活性化事業及び国民電子基盤確立事業に限る。)	地域情報通信技術利用推進交付金	情報通信技術利用環境整備費	電気通信技術研究開発調査費(次世代公共無線システム実証実験実施経費に限る。)	消防施設費	消防防災体制等整備費のうち	消防防災等業務庁費(消防救急デジタル移動系無線システム整備経費、位置情報全国費、次世代警報システム整備経費、災害時公共無線防災無線システム整備経費、安全確保指導用団救助車訓練設備向上用資、消防団員教育訓練経費、整備設備整備経費、整備補助隊に限り。)		
	自動車重量税(消防団救助技術向上用資機材搭載型車両に限る。)	航空機購入費	緊急消防援助隊設備整備費補助金(高規格救急車整備費に限る。)	防災情報通信設備整備事業交付金	検査運営費のうち情報処理業務庁費(検査総合情報管理システム改修等経費に限る。)	矯正管理業務費のうち矯正管理業務庁費(矯正総合情報通信ネットワークシステム改修等経費に限る。)	矯正収容費のうち作業諸費(木屑圧縮装置整備経費に限る。)	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	出入国管理業務費のうち成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費(出入国管理システム整備経費に限る。)	独立行政法人国際交流基金施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備費	生涯学習振興費のうち地域学習拠点形成費補助金
	地方入国管理官署	更生保護官署	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	矯正収容費のうち作業諸費(木屑圧縮装置整備経費に限る。)	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	出入国管理業務費のうち成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費(出入国管理システム整備経費に限る。)	独立行政法人国際交流基金施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備費	生涯学習振興費のうち地域学習拠点形成費補助金			
	更生保護官署	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	矯正収容費のうち作業諸費(木屑圧縮装置整備経費に限る。)	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	出入国管理業務費のうち成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費(出入国管理システム整備経費に限る。)	独立行政法人国際交流基金施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備費	生涯学習振興費のうち地域学習拠点形成費補助金				
	更生保護官署	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	矯正収容費のうち作業諸費(木屑圧縮装置整備経費に限る。)	更生保護活動費のうち更生保護業務庁費(事件管理システム改修等経費及び協力雇用主等管理データベースシステム整備経費に限る。)	出入国管理業務費のうち成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費(出入国管理システム整備経費に限る。)	独立行政法人国際交流基金施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備費	生涯学習振興費のうち地域学習拠点形成費補助金				

学校情報通信技術環境整備事業費補助金	独立行政法人科学技術振興機構施設整備費	独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費のうち	独立行政法人科学技術振興機構施設整備費
独立行政法人国立科学博物館施設整備費	独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備補助金(がん治療施設整備費に限る。)	独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備補助金(がん治療施設整備費に限る。)
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備のうち	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備のうち	国際交流・協力推進費のうち	国際交流・協力推進費のうち
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備補助金(青少年研修施設環境対策整備費及び青少年研修施設武道場整備費に限る。)	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備補助金(青少年研修施設環境対策整備費及び青少年研修施設武道場整備費に限る。)	留学生交流支援事業費補助金(短期留学生交流推進費に限る。)	留学生交流支援事業費補助金(短期留学生交流推進費に限る。)
高等教育振興費のうち	高等教育振興費のうち	文化芸術情報電子化推進費補助金	文化芸術情報電子化推進費補助金
研究拠点形成費等補助金(教育研究高度化支援体制整備費に限る。)	研究拠点形成費等補助金(教育研究高度化支援体制整備費に限る。)	独立行政法人国立美術館施設整備費のうち	独立行政法人国立美術館施設整備費のうち
大学改革推進等補助金(健康長寿・子育て対策周産期医療環境整備費に限る。)	大学改革推進等補助金(健康長寿・子育て対策周産期医療環境整備費に限る。)	独立行政法人国立美術館施設整備補助金(メディアアーツ芸術拠点施設整備費に限る。)	独立行政法人国立美術館施設整備補助金(メディアアーツ芸術拠点施設整備費に限る。)
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち
国立大学法人設備整備費補助金	国立大学法人設備整備費補助金	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備補助金(国立劇場本館施設整備費、国立劇場演芸資料館施設整備費及び国立劇場能楽堂施設整備費に限る。)	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備補助金(国立劇場本館施設整備費、国立劇場演芸資料館施設整備費及び国立劇場能楽堂施設整備費に限る。)
育英事業費のうち	育英事業費のうち	文化財保存事業費のうち	文化財保存事業費のうち
奨学金業務システム開発費等補助金(奨学金業務システム開発費に限る。)	奨学金業務システム開発費等補助金(奨学金業務システム開発費に限る。)	文化芸術情報電子化推進費補助金	文化芸術情報電子化推進費補助金
科学技術・学術政策推進費のうち	科学技術・学術政策推進費のうち		
理科教育設備整備費等補助金(新学習指導要領対応理科教育用設備及び算数教育用設備緊急整備費に限る。)	理科教育設備整備費等補助金(新学習指導要領対応理科教育用設備及び算数教育用設備緊急整備費に限る。)		

厚生労働省	厚生労働本省	(項) 医療提供体制基盤整備のうち 医療施設等設備整備費補助金(地上デジタルテレビジョン等整備事業費に限る。)	経済産業省	経済産業本省	(項) 食品産業競争力強化対策整備費補助金
		医療保険給付諸費のうち 医療施設等設備整備費補助金			産業技術研究開発委託費(次世代住宅エネルギー統合制御システム実証事業、新資源循環環境推進事業、低炭素社会に向けた先進地域づくり事業及び電気自動車普及環境整備実証事業に限る。)
		健康増進対策費のうち 疾病予防対策事業費等補助金(女性特有のがん検診推進事業費に限る。)			産業技術実用化開発事業費補助金(次世代建築物統合新資源循環環境推進事業に限る。)
		地域子育て支援対策費のうち 子育て応援特別手当交付金 子育て応援特別手当事務取扱交付金			産学連携人材育成支援事業費補助金
		社会福祉諸費のうち 施設施工旅費 施設施工片費 社会事業学校施設整備費			産業技術研究開発施設整備費補助金
		社会福祉施設基盤強化のうち 推進費			化学物質管理推進費のうち 中小企業化学物質調査委託費(中生産量化学物質の安全性確保推進調査事業に限る。)
		社会福祉施設等設備整備費補助金			地域経済活性化対策費のうち 先進的植物流工場施設整備費補助金
	検疫所	(項) 検疫所共通費のうち 施設施工旅費 施設施工片費 施設整備費(神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターに係る増築経費に限る。)			温暖化対策費のうち 低炭素発電産業国際展開調査事業費補助金
農林水産省	農林水産本省	(項) 食品産業競争力強化対策費のうち	資源エネルギー庁		(項) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費

中 小 企 業 庁	(項) 経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策費 補助金(ものづくり中小企 業製品開発等支援補助金に 限る。)	環 境 省	観 光 振 興 費のうち 外国人旅行者訪日促進対策 庁費(日本フアン層のデー タベース構築費に限る。)
国 土 交 通 省	(項) 都市開発資金貸付金社 会資本整備事業特別会 計へ繰入 地域公共交通維持・活 性化推進費 地域公共交通維持・活性 化推進調査費(運航効率 実証調査経費に限る。)	環 境 省	(項) 観 光 振 興 費のうち 環境保全調査費(化学物質 等にせいの弱な小児に対す る健康影響調査に必要な機 器の整備経費に限る。)
国 土 交 通 本 省	(項) 独立行政法人航海訓練 所施設整備費 地理空間情報整備・活 用等推進費 測量庁費(防災・安全対策 測地基準点整備等経費に 限る。)	環 境 本 省	環境・経済・社会の統 合的向上費 環境格付調査等補助金 環境政策基盤整備費のうち 公害調査等委託費(地域産 学官連携による環境先端技 術普及モデル策定事業経費 に限る。)
国 土 地 理 院			独立行政法人国立環境研 究所設備整備費補助金

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管 会 社	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 となる年度	事 由
内 閣 府	内 閣 官 房	情報通信施設整備	7,115,000	平成 21 年 度	平成 21 年度 及 び平成 22 年度	国立国会図書館本館の施設の整備には、多くの日数を要するものが あるため 情報通信施設の整備には、多くの日数を要するため
内 閣 府	内 閣 本 府	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	859,050	平成 21 年 度	平成 21 年度 及 び平成 22 年度	
内 閣 府	内 閣 本 府	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	5,345,900 6,204,950	同	同	

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う施設整備事業に
は、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助す
る旨の決定を行うことを要するものがあるため

官民人材交流センター	事務機器等借入れ	4,890	平成 21 年 度	平成 21 年 度 以 降 4 箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要する ため
	航 空 機 購 入				
	既 定	3,308,417	平成 21 年 度	平成 21 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	追 加	1,929,520	同	同	警察用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を 要するため
	改 定	5,237,937	—	—	
	警察通信機器借入れ				
	既 定	479,752	平成 21 年 度	平成 21 年 度 以 降 5 箇年度以内	
	追 加	1,754,541	同	同	警察通信機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要 するものがあるため
	改 定	2,234,293	—	—	
	電子計算機等借入れ				
既 定	7,396,914	平成 21 年 度	平成 21 年 度 以 降 5 箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要 するものがあるため	
追 加	216,658	同	平成 21 年 度 以 降 4 箇年度以内		
改 定	7,613,572	—	—		
財 務 省	国 税 庁 施 設 整 備				
	既 定	918,037	平成 21 年 度	平成 21 年 度 及 び 平成 22 年 度	国 税 庁 施 設 の 整 備 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め
	追 加	1,919,288	同	平成 21 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	改 定	2,837,325	—	—	
	事務所借入れ				
	既 定	289,331	平成 21 年 度	平成 22 年 度	事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するも のがあるため
	追 加	174,154	同	平成 21 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	改 定	463,485	—	—	

厚生労働省	厚生労働本省	社会保障カード実証実験	2,206,172	平成 21 年 度	平成 21 年度 及び 平成 22 年 度	社会保障カード (仮称) の実施に向けた実証実験の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	国土交通本省	官庁営繕	14,624,716	平成 21 年 度	平成 21 年度 以降 5 箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		追 加	5,304,925	同	平成 21 年度 及び 平成 22 年 度	
		改 定	19,929,641	—	—	
	海上保安庁	海上保安官署施設整備	830,496	平成 21 年 度	平成 21 年度 及び 平成 22 年 度	那覇航空基地の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		既 定	478,072	同	同	
		追 加	1,308,568	—	—	
		改 定	6,923,362	平成 21 年 度	平成 21 年度 以降 3 箇年度以内	
		航空機購入	6,972,251	同	同	警備救難用ヘリコプター 3 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		既 定	13,895,613	—	—	
		追 加	14,785,316	平成 21 年 度	平成 21 年度 以降 4 箇年度以内	1,000 トン型巡視船 2 隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		改 定	4,234,525	平成 21 年 度	平成 21 年度 以降 3 箇年度以内	
		小型巡視船代船建造	6,442,353	同	同	180 トン型巡視船 3 隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		既 定	10,676,878	—	—	
		追 加	4,478,076	平成 21 年 度	平成 21 年度 及び 平成 22 年 度	30 メートル型巡視艇 3 隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		改 定				
		大型巡視艇代船建造				

防 衛 省	防 衛 本 省	武 器 購 入				
既 定	151,946,857	平 成 21 年 度	平 成 21 年 度 以 降 4 箇年度以内	自機防制装置の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要する ものがあるため	10トンけん引車の購入には、その生産に多くの日数を要するため	弾薬の購入には、その生産に多くの日数を要するため
追 加	42,197	同	平 成 21 年 度 及 び 平 成 22 年 度			
改 定	151,989,054	—	—			
車 両 購 入	14,867,394	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度 及 び 平 成 23 年 度	自機防制装置の整備には、その部品の生産又は輸入に多くの日数を 要するため	キャンセル瑞慶覧の施設の整備には、多くの日数を要するものがある ため	
既 定	21,425	同	平 成 22 年 度			
追 加	14,888,819	—	—			
弾 薬 購 入	124,238,065	平 成 21 年 度	平 成 21 年 度 以 降 5 箇年度以内	自機防制装置の整備には、その部品の生産又は輸入に多くの日数を 要するため		
既 定	95,483	同	平 成 22 年 度			
追 加	124,393,548	—	—			
武器車両等整備	296,720,168	平 成 21 年 度	平 成 21 年 度 以 降 5 箇年度以内	自機防制装置の整備には、その部品の生産又は輸入に多くの日数を 要するため		
既 定	42,700	同	平 成 22 年 度			
追 加	296,762,868	—	—			
提 供 施 設 整 備	37,448,358	平 成 21 年 度	平 成 21 年 度 以 降 3 箇年度以内	キャンセル瑞慶覧の施設の整備には、多くの日数を要するものがある ため		
既 定	210,756	同	平 成 21 年 度 及 び 平 成 22 年 度			
追 加	37,659,114	—	—			
改 定						

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、平成二十一年四月十日に決定された「経済危機対策」を実施するために必要な経費の追加等について措置を講ずる一方、経済緊急対応予備費の減額を行っている。歳入面においては、その他収入の増収を見込み、公債金については、「財政法」(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定による公債及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律」(平成二十一年法律第十七号)第二条第一項の規定による公債を増発するなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成二十一年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
当初	八八、五四八、〇〇一百万円
補正	一三、九二五、五五八百万円
計	一〇二、四七三、五六〇百万円
歳出	
当初	八八、五四八、〇〇一百万円
補正	一三、九二五、五五八百万円
計	一〇二、四七三、五六〇百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 雑収入	三、一〇六、五五八百万円
2 公債金	一〇、八一九、〇〇〇百万円
(1) 公債金	七、三三三、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金	三、四八七、〇〇〇百万円
計	一三、九二五、五五八百万円

歳出

1 経済危機対策関係経費	一四、六九八、七四二百万円
(1) 雇用対策	一、二六九、七七一百万円
(2) 金融対策	二、九六五、九二一百万円
(3) 低炭素革命	一、五七七、五〇一百万円
(4) 健康長寿・子育て	二、〇二二、〇六一百万円
(5) 底力発揮・二十一世紀型インフラ整備	二、五七七、四八九百万円
(6) 地域活性化等	一九八、〇七九百万円
(7) 安全・安心確保等	一、七〇八、九二〇百万円
(8) 地方公共団体への配慮	二、三七九、〇〇〇百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入	七六、八一六百万円
3 経済緊急対応予備費の減額	八五〇、〇〇〇百万円
計	一三、九二五、五五八百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年五月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

予算委員長 衛藤征士郎

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

平成二十一年四月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成21年度特別会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成21年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

法 務 省 所 管	登 記 債 務 整 理 基 金
財 務 省 所 管	財 政 投 資
文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エ ネ ル ギ ー 対 策
厚生労働省所管	国立高度専門医療センター

農 林 水 産 省 所 管	労 働 保 険
経 済 産 業 省 所 管	年 金
国 土 交 通 省 所 管	有 限 公 司 保 険
	社 会 資 本 整 備 事 業

第2条 エネルギー対策特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添付する。

第4条 平成21年度特別会計予算総則第11条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の規定により平成21年度において公債を発行することができる限度額「8,000,000,000千円」を「14,100,000,000千円」に改める。

第5条 平成21年度特別会計予算総則第16条の各特別会計の再保険契約の限度額の表中

「貿易再保険」	「貿易保険法」
	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ことの再保険金額の総額
	普通輸出保険 21,410,000,000千円
	輸出代金保険 21,140,000,000
	為替変動保険 60,000,000
	輸出手形保険 1,770,000,000
	輸出保証保険 170,000,000
	前払輸入保険 100,000,000
	仲介貿易保険 4,600,000,000
	海外投資保険 1,350,000,000

	海外事業資金貸付保険 1,970,000,000
	独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 1,040,000,000

「貿易再保険」	「貿易保険法」
	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ことの再保険金額の総額
	普通輸出保険 21,410,000,000千円
	輸出代金保険 21,140,000,000
	為替変動保険 60,000,000
	輸出手形保険 1,770,000,000
	輸出保証保険 170,000,000
	前払輸入保険 100,000,000
	仲介貿易保険 4,600,000,000
	海外投資保険 1,350,000,000
	海外事業資金貸付保険 5,690,000,000
	独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 1,040,000,000

に改める。

第6条 平成21年度特別会計予算総則第17条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

6 株式会社日本政策金融公庫	5,729,800,000千円
6 株式会社日本政策金融公庫	10,979,800,000千円
に、	
7 独立行政法人国際協力機構	305,600,000千円
を	
7 独立行政法人国際協力機構	405,600,000千円
に、	
8 日本私立学校振興・共済事業団	16,300,000千円
を	
8 日本私立学校振興・共済事業団	36,300,000千円
に、	
14 独立行政法人日本学生支援機構	494,200,000千円
を	

「14 独立行政法人日本学生支援機構」		504,500,000千円	「19 株式会社日本政策投資銀行」		320,000,000千円
に、			を		
「17 独立行政法人都市再生機構」		497,200,000千円	「19 株式会社日本政策投資銀行」		970,000,000千円
を			に改める。		
「17 独立行政法人都市再生機構」		587,200,000千円			
に、					

甲号 歳入歳出予算補正

所 管 法 務 省	特 別 会 計 記 登	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
財 務 省	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入 事 務 取 扱 費	23,585	0	23,585
	歳 出			23,585	0	23,585
	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入	107,325,901	0	107,325,901
	歳 出		国 債 整 理 支 出	107,325,901	0	107,325,901
	財 政 投 融 資 財 政 融 資 金 勘 定 歳 入	資 金 運 用 収 入	運 用 利 殖 金 収 入	22,939,451	0	22,939,451
		公 債 金	公 債 金	6,100,000,000	0	6,100,000,000
		積 立 金 よ り 受 入	積 立 金 よ り 受 入	3,100,000,000	0	3,100,000,000
		雑 収 入		6,793,339	0	6,793,339

歳 出	歳 入	雑 収 入	6,793,339	0	6,793,339
	補 正 額	財政融資資金へ繰入	9,229,732,790	0	9,229,732,790
投資勘定 入	歳 出	一般会計へ繰入	6,100,000,000	0	6,100,000,000
	補 正 額	国債整理基金特別会計へ繰入	3,100,000,000	0	3,100,000,000
投資勘定 入	歳 出	投資財源資金より受入	30,509,677	0	30,509,677
	補 正 額	投資財源資金より受入	9,230,509,677	0	9,230,509,677
歳 出	歳 入	一般会計より受入	21	0	21
	補 正 額	一般会計より受入	389,325,127	0	389,325,127
エネルギー対策 エネルギー需給勘定 入	歳 出	産業投資支出	389,325,148	0	389,325,148
	補 正 額	一般会計へ繰入	392,000,000	0	392,000,000
歳 出	歳 入	一般会計より受入	0	△ 2,674,852	△ 2,674,852
	補 正 額	一般会計より受入	392,000,000	△ 2,674,852	389,325,148
歳 出	歳 入	一般会計より受入	138,420,208	0	138,420,208
	補 正 額	燃料安定供給対策費	138,420,208	0	138,420,208
歳 出	歳 入	エネルギー需給構造高度化対策費	395,709	0	395,709
	補 正 額	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	104,039,748	0	104,039,748
歳 出	歳 入	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	26,000,000	0	26,000,000
	補 正 額	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	7,984,751	0	7,984,751
歳 出	歳 入	電源開発促進勘定	138,420,208	0	138,420,208
	補 正 額	電源開発促進勘定	15,479,999	0	15,479,999

厚生労働省	国立高度専門医療センター	歳出	電源利用対策財源一般会計より受入	15,479,999	0	15,479,999	
			電源利用対策費	15,227,175	0	15,227,175	
			独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	252,824	0	252,824	
		歳出補正額		15,479,999	0	15,479,999	
		他会計より受入	一般会計より受入	35,574,111	0	35,574,111	
			政策医療推進費	35,574,111	0	35,574,111	
				29,680,806	0	29,680,806	
				5,893,305	0	5,893,305	
		歳出補正額		35,574,111	0	35,574,111	
		労働保険 労働災害 雇用安定	社会復帰促進等事業費	7,431,785	0	7,431,785	
			一般会計より受入	79,339,000	0	79,339,000	
			積立金より受入	79,339,000	0	79,339,000	
				606,554,610	0	606,554,610	
				606,554,610	0	606,554,610	
	雇用安定資金より受入		雇用安定資金より受入	639,100,173	0	639,100,173	
				639,100,173	0	639,100,173	
				1,324,993,783	0	1,324,993,783	
				14,227,155	0	14,227,155	
	歳出		職業紹介事業等実施費	607,224,423	0	607,224,423	
			地域雇用機会創出等対策費	3,273,497	0	3,273,497	
			高齢者等雇用安定・促進費	680,684,285	0	680,684,285	
		失業等給付費	12,930,238	0	12,930,238		

若年者等職業能力開発支援費 男女均等雇用対策費 業務取扱費	歳出補正額	1,343,160 101,700 5,209,325 1,324,993,783	0 0 0 0	0 0 0 0	1,343,160 101,700 5,209,325 1,324,993,783
船員保険 歳入	保険収入	260,335 260,335	0 0	0 0	260,335 260,335
	積立金より受入	3,649,592 3,649,592	0 0	0 0	3,649,592 3,649,592
歳出	歳入補正額	3,909,927 2,565,200	0 0	0 0	3,909,927 2,565,200
	失業保険給付費 福祉事業費	1,344,727 3,909,927	0 0	0 0	1,344,727 3,909,927
年 業 務 勘 定 金	他会計より受入	51,869,260 51,869,260	0 0	0 0	51,869,260 51,869,260
	一般会計より受入 業務取扱費 日本年金機構運営費	41,248,034 10,621,226 51,869,260	0 0 0	0 0 0	41,248,034 10,621,226 51,869,260
農林水産省 国有林野事業 歳入	他会計より受入	32,219,000 32,219,000	0 0	0 0	32,219,000 32,219,000
	地方公共団体工事費負担金収入 一般会計より受入	613,000 613,000	0 0	0 0	613,000 613,000
歳出	歳入補正額	32,832,000 12,518,000	0 0	0 0	32,832,000 12,518,000
	地方公共団体工事費負担金収入 一般会計より受入	613,000 613,000	0 0	0 0	613,000 613,000

経済産業省	貿易再保険	入	再保険収入	補正額	北海道治山事業費		2,244,000	0	2,244,000
					離島治山事業費		70,000	0	70,000
					国有林野森林整備事業費		18,000,000	0	18,000,000
							32,832,000	0	32,832,000
							10,792,762	0	10,792,762
					再保険料収入		10,647,137	0	10,647,137
					回収金		145,625	0	145,625
					積立金より受入		0	△ 4,859,318	△ 4,859,318
					補正額		10,792,762	△ 4,859,318	△ 4,859,318
							5,933,444	0	5,933,444
国土交通省	社会資本整備事業 治水勘定	出	他会計より受入	補正額	一般会計より受入		261,244,000	0	261,244,000
					地方公共団体工事費負担金収入		69,148,711	0	69,148,711
					電気事業者等工事費負担金収入		295,674	0	295,674
					補正額		330,688,385	0	330,688,385
					都市水環境整備事業費		7,978,000	0	7,978,000
					北海道都市水環境整備事業費		2,000,000	0	2,000,000
					河川整備事業費		194,219,645	0	194,219,645
							261,244,000	0	261,244,000
							69,148,711	0	69,148,711
							295,674	0	295,674

[illegible]

港 灣 勘 定 入 歳	港 灣 勘 定 入 歳	他 会 計 よ り 受 入 歳	補 正 額	離島地域連携道路事業費	2,534,000	0	2,534,000
				沖繩地域連携道路事業費	2,462,000	0	2,462,000
				独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	121,100,000	0	121,100,000
				道路交通円滑化事業費	66,956,000	0	66,956,000
				北海道道路交通円滑化事業費	99,000	0	99,000
				沖繩道路交通円滑化事業費	1,955,000	0	1,955,000
				補正額	929,380,000	0	929,380,000
				一般会計より受入	177,995,000	0	177,995,000
				港灣管理者工事費負担金収入	59,585,710	0	59,585,710
				港灣管理者工事費負担金収入	59,585,710	0	59,585,710
歳 出	歳 出	補 正 額	歳 出	港灣環境整備事業費	2,909,700	0	2,909,700
				沖繩港灣環境整備事業費	120,000	0	120,000
				港灣事業費	220,035,200	0	220,035,200
				北海道港灣事業費	10,376,500	0	10,376,500
				離島港灣事業費	485,560	0	485,560
				沖繩港灣事業費	3,143,750	0	3,143,750
				埠頭整備等資金貸付金	510,000	0	510,000
				補正額	237,580,710	0	237,580,710
				他会計より受入	33,388,000	0	33,388,000
				地方公共団体工事費負担金収入	33,388,000	0	33,388,000
空 港 整 備 勘 定 入 歳	空 港 整 備 勘 定 入 歳	他 会 計 よ り 受 入 歳	補 正 額	一般会計より受入	471,452	0	471,452

地方公共団体工事費負担金収入		471,452	0	471,452
歳入	補正額	33,859,452	0	33,859,452
歳出	空港整備事業費	10,860,812	0	10,860,812
	北海道空港整備事業費	1,890,588	0	1,890,588
	離島空港整備事業費	170,000	0	170,000
	沖縄空港整備事業費	4,530,052	0	4,530,052
	航空路整備事業費	16,408,000	0	16,408,000
歳出	補正額	33,859,452	0	33,859,452
業務勘定入	他会計より受入	200,000,000	0	200,000,000
歳出	一般会計より受入 都市開発資金貸付金	200,000,000	0	200,000,000

丙号 繰越明許費補正

所	管	特 別 会 計	事
文部科学省 経済産業省及び環境省		エネルギー対策 エネルギー需給勘定	(項) エネルギー需給構造高のうちの エネルギー使用合理化設備 導入促進対策調査等委託費 (エネルギー使用合理化技術開発等委託費のうち標準 化研究事業費に限る。)
			非化石エネルギー等導入促進 対策補助金(バイオ燃料等未活用エネ ルギーのうちバイオ燃料試験費補 助金を導管注入実証事業費に限る。)
			エネルギー使用合理化設備 導入促進等対策補助金(林地残材バ イオ等木材廃棄物利用社会資本構 築補助金を導管注入実証事業費に 限る。)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計等十一特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	一八三、三九三、五一三	一七一、三九三、五一三	
補正	一〇七、三三六	一〇七、三三六	
計	一八三、五〇〇、八三九	一七一、五〇〇、八三九	
2 財政投融资特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定			
当初	三六、二四五、五四二	三四、八八七、四七二	
補正	九、二二九、七三二	九、二二九、五一〇	
計	四五、四七五、二七四	四四、一一七、九八二	
(2) 投資勘定			
当初	一六、八一五	一六、八一五	
補正	三八九、三二五	三八九、三二五	
計	五〇六、一四一	五〇六、一四一	
3 エネルギー対策特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定			
当初	二、〇〇二、〇〇三	二、〇〇二、〇〇三	
補正	一三八、四二〇	一三八、四二〇	
計	二、一四〇、四二三	二、一四〇、四二三	
(2) 電源開発促進勘定			
当初	三六七、八八〇	三六七、八八〇	
補正	一五、四八〇	一五、四八〇	
計	三八三、三六〇	三八三、三六〇	
4 労働保険特別会計		歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定			
当初	一、二五五、七七三	一、二五五、七七三	
補正	一、二五五、七七三	一、二五五、七七三	
計	二、五一一、五四六	二、五一一、五四六	
(2) 雇用勘定			
当初	二、三二七、八三六	二、三二七、八三六	
補正	一、三二四、九九四	一、三二四、九九四	
計	三、六五二、八三〇	三、六五二、八三〇	

5 社会資本整備事業特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 治水勘定	一、〇六一、七〇六	一、〇六一、七〇六
当初	三三〇、六八九	三三〇、六八九
補正	三九二、三九五	三九二、三九五
計	二、四八二、八三四	二、四八二、八三四
(2) 道路整備勘定	九二九、三八〇	九二九、三八〇
当初	三、四二二、二二四	三、四二二、二二四
補正	三〇二、六五八	三〇二、六五八
計	二二七、五八一	二二七、五八一
(3) 港湾勘定	五四〇、二三九	五四〇、二三九
当初	五三〇、〇七三	五三〇、〇七三
補正	三三、八五九	三三、八五九
計	五六三、九三二	五六三、九三二
(4) 空港整備勘定	三〇三、〇六二	三〇三、〇六二
当初	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
補正	五〇三、〇六二	五〇三、〇六二
計	五〇三、〇六二	五〇三、〇六二
(5) 業務勘定		
当初		
補正		
計		

以上のほかに、登記特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、船員保険特別会計、年金特別会計、国有林野事業特別会計及び貿易再保険特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十一年五月十三日

予算委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右 国会に提出する。

平成二十一年四月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成21年度政府関係機関補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 株式会社日本政策金融公庫の平成21年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条 平成21年度政府関係機関予算総則第2条第1項の公庫又は株式会社への借入金等の限度額の表中

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,649,100,000千円
		社債の額面総額	815,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	185,773,000
		社債の額面総額	10,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,352,300,000
		社債の額面総額	510,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	1,000,000,000
		社債の発行限度額	2,000,000,000

を

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,699,100,000千円
		社債の額面総額	1,405,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	185,773,000
		社債の額面総額	10,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,402,300,000
		社債の額面総額	860,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	5,750,000,000
		社債の額面総額	5,650,000,000
		社債の発行限度額	2,000,000,000

に改める。

第3条 平成21年度政府関係機関予算総則第3条の保険契約等の限度額の表中

株式会社日本政策金融公庫法]第31条 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(仮称)	受益権及び貸付債権等の 譲渡により調達する資金 の総額	中小企業者向け業務 貸付金の総額	39,900,000千円 24,000,000

株式会社日本政策金融公庫法]別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	農林水産業者向け業務	8,160,000
	中小企業者向け業務	50,000,000
	保証金額の総額	92,000,000
	保険価額の総額	31,000,000,000
	補てんの額の限度額	
	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補てんの額の限度額	720,000,000
	その他の補てんの額の総額	1,468,400,000
	保険価額の総額	86,000,000
株式会社日本政策金融公庫法]第6条 「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条		

を

株式会社日本政策金融公庫法]第31条 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」	受益権及び貸付債権等の 譲渡により調達する資金 の総額	中小企業者向け業務 貸付金の総額	39,900,000千円 24,000,000

	農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 保証金額の総額 保険価額の総額 補てんの額の限度額 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく指定金融機関の出資に係る補てんの額の総額	8,160,000千円 50,000,000 92,000,000 41,000,000,000	
	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補てんの額の限度額 その他の補てんの額の総額 保険価額の総額	720,000,000 7,436,400,000 86,000,000	

「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条

に改める。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額		
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
株式会社日本政策金融公庫 国民一般向け業務収入	事業益金収入	事業益金	5,981,499	0	5,981,499
		事業補正額	5,981,499	0	5,981,499
		雑収入	1,368	0	1,368
		雑収入補正額	1,368	0	1,368
支出 中小企業者向け業務収入	事業益金	事業益金	5,982,867	0	5,982,867
		事業補正額	5,982,867	0	5,982,867
		雑収入	5,947,168	0	5,947,168
		雑収入補正額	5,947,168	0	5,947,168
支出	雑収入	雑収入	3,422,938	0	3,422,938
		雑収入補正額	3,422,938	0	3,422,938
		雑収入	534	0	534
		雑収入補正額	534	0	534
支出		雑収入	3,423,472	0	3,423,472
		雑収入補正額	2,962,767	0	2,962,767

信用保險等業務	保險料収入	保険料収入	保険料収入	0	1,254,768
収	回	収	回	0	1,254,768
入	雑	収	運	0	3,863,088
			雑	0	3,863,088
			収	0	77,690
			入	0	77,593
			雑	0	97
			収	0	5,195,546
			入	0	12,198,424
			事業	0	89,904,544
			保	0	102,102,968
			支	0	
支	出				
出					
国際協力銀行業務	事業	益	事業	0	50,226,379
収	雑	収	雑	0	50,226,379
入		入	事業	0	2,593,220
			収	0	2,593,220
			入	0	52,819,599
			事業	0	48,027,748
			収	0	
支	出				
危険対応円滑化業務	事業	益	事業	0	139,076,807
収	補	収	補	0	139,076,807
入		入	事業	0	129,018,113
			収	0	129,018,113
			入	0	1,595,512
			雑	0	1,595,512
			運	0	269,690,432
			収	0	148,027,821
			事業	0	174,265,400
			補	0	322,293,221
支	出				
出					

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。
政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)
株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	二二九、四〇五	一六三、八四七
計	五、九八三	五、九四七
	二四五、三八八	一六九、七九四

2 中小企業者向け業務

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	一四〇、一五三	一〇三、九六三
計	三、四二四	二、九六三
	一四三、五七七	一〇六、九二六

3 信用保険等業務

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	三八七、〇〇九	九一〇、九五五
計	五、一九六	一〇二、一〇三
	三九二、二〇五	一、〇一三、〇五八

4 国際協力銀行業務

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	六二九、八一八	六二四、三四八
計	五二、八二〇	四八、〇二八
	六八二、六三八	六七二、三七六

5 危機対応円滑化業務

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	七八、四二六	一〇七、七三二
計	二六九、六九一	三二二、二九四
	三四八、一一七	四三〇、〇二六

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年五月十三日

予算委員長 衛藤征士郎
衆議院議長 河野 洋平殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年四月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「前条第四項」を「第十条第四項」に改め、同条第十二項中「第十条の二第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条を第十条の二の二とし、第十条の次に次の一条を加える。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例)

第十条の二 青色申告書を提出する個人の平成二十二年及び平成二十三年の各年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)において、当該各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。)がある場合における同条の規定の適用については、同条第一項から第

五項までの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

2 前項に規定する個人(同項の規定により読み替えられた前条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものに限る。)が、平成二十三年から平成二十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において同じ。)において、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合における前項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十三年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年分及び平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。) 前項中「同条第一項から第五項までの規定」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」と、同条第四項及び第五項と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十四年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十

二年から平成二十四年まで(平成二十三年分繰越税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年及び平成二十四年)の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。) 前条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 平成二十五年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合平成二十二年から平成二十五年まで(平成二十三年分繰越税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年から平成二十五年まで)の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。) 前条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越税額控除限度超過額」とある

のは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

3 第一項に規定する個人(同項の規定により読み替えられた前条第四項の規定の適用を受けるものに限る)が、平成二十三年から平成二十五年までの各年事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において同じ。において、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合における第一項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十三年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年分及び平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。) 第一項中「同条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「次条第四項第三号に規定する平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「当該平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十四年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十

三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十四年まで(平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年及び平成二十四年)の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。) 前条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「次条第四項第三号に規定する平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 平成二十五年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合(平成二十二年から平成二十五年まで(平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年から平成二十五年まで)の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。) 前条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「次条第四項第三号に規定する平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、同項第四号に規定する平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額」と

と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十二年分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する個人の平成二十二年における第一項の規定により読み替えられた前条第二項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により平成二十三年分又は平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

二 平成二十三年分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する個人の平成二十三年における第一項の規定により読み替えられた前条第二項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控

除した残額)の合計額をいう。

三 平成二十二分繰越中小企業者税額控除限度超過額 前項に規定する個人の平成二十二年における第一項の規定により読み替えられた前条第四項に規定する中小企業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び前項の規定により読み替えられた同条第五項の規定により平成二十三年分又は平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)をいう。

四 平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額 前項に規定する個人の平成二十三年における第一項の規定により読み替えられた前条第四項に規定する中小企業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に前項の規定により読み替えられた同条第五項の規定により平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)をいう。

五 第一項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第四項の規定の適用を受ける場合の同条第十項の規定の適用については、同項中「第四項」とあるのは、「若しくは第四項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

六 第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受け

た年分以後の各年分の確定申告書に平成二十二分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた同条第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

七 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

八 第一項から第三項までの規定により読み替えられた前条第一項から第五項までの規定の適用がある場合における同条第十三項の規定の適用については、同項中「(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)」とあるのは、「(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)(同法第十條の二第一項から第三項まで(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第十條の六の次に次の一条を加える。
(所得税の額から控除される特別控除額の特例) 第十條の七 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けよう

とする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額が当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額(以下この条において「所得税額超過額」という。)は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第五項に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

一 第十條第一項から第三項まで(これらの規定を第十條の二第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定 それぞれ第十條第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

三 第十條第六項の規定 同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第七項の規定を適用して計算した金額)のうち同条第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二 第十條第四項又は第五項(これらの規定を第十條の二第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定 それぞれ第十條第四項に規定する中小企業者税額控除限度額のうち

四 第十條の二の二第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

五 第十條の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

六 第十條の四第三項、第四項又は第六項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第

第十條の二第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定 それぞれ第十條第四項に規定する中小企業者税額控除限度額のうち

第十條の四第三項、第四項又は第六項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第

四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する教育訓練費の額の百分の十二に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七 第十条の五第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八 前条第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定(当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかった金額とみなした場合に適用される第十条第三項若しくは第五項これらの規定を第十条の二第一項から第三項までの規定により読み替えて適用する場合を含む)、第十条の二の二第四項、第十条の三第四項、第十条の四第四項、第十条の五第四項又は前条第四項の規定をいう。次項及び第四項において同じ。)を適用したなら

ば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年(以下この項及び次項において「超過年」という。)の翌年以後の各年分(超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。)において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかった金額として、第十条第八項第四号、第十条の二の二第五項、第十条の三第五項、第十条の四第五項、第十条の五第五項若しくは前条第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの若しくは第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、超過年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に所得税額超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規

定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の所得税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第一号中「第十条の二から第十五条まで」を「第十条の二から第十条の六まで又は第十一条から第十五条まで」に改める。

第四十二条の四第一項中「次条第二項」を「第四十二条の五第二項」に改め、同条第十一項中「次条第五項」を「第四十二条の五第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)

第四十二条の四の二 青色申告書を提出する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。)がある場合における同条の規定の適用については、同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

2 前項に規定する法人(同項の規定により読み替えられた前条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものに限る。)が、平成二十一年四月一

日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。)において、平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を有する場合における前項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。) 前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越税額控除限度超過額(次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額」という。)に該当するものを除く。又は平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額」と、繰越税額控除限度超過額に「繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額

の合計額にと、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。) 前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は同項第二号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額及び平成二十二年分繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

分の三十」とする。

三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。) 前条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」という。)又は繰越税額控除限度超過額(平成二十二年分繰越税額控除限度超過額に該当するものを除く。を」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越税額控除限度超

過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額を有する場合(平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合に限る。) 前条第三項中「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は繰越税額控除限度超過額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

3 前項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始した各事業年度が連結事業年度に該当する場合における前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定の適用については、同項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下この項において「繰越税額控除事業年度」という。)を連結事業年度とみなして計算した場合における当該繰越税額控除事業年度の当該法人に係る第六十八条の九の二第八項第三号に規定する平成二

十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額(当該平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額の生じた連結事業年度終了の日の翌日から繰越税額控除事業年度開始の日の前日(当該開始の日の前日が平成二十三年三月三十一日後である場合には、同日)までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額)に相当する金額(既に前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定により当該連結事業年度後に開始した各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)は、それぞれ平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額とみなす。ただし、当該法人が平成二十一年四月一日から当該繰越税額控除事業年度開始の日の前日までの間に法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合は、この限りでない。

4 第二項の場合において、同項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始した連結事業年度前に開始した各事業年度(連結事業年度に該当するものを除き、当該期間内に開始した事業年度に限る。)における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除

第二項に規定する法人(同項の規定により読み替えられた前条第六項の規定の適用を受けるものに限る)が、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。

以下この項において同じ。において、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合における第一項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二 平成二十二年四月一日から平成二十三年三

月三十一日までの間に開始する各事業年度に
おいて平成二十一年度分繰越中小企業者等税
額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越
中小企業者等税額控除限度超過額を有する場
合(平成二十一年度分繰越中小企業者等税額
控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中
小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業
年度から当該各事業年度まで連続して青色申
告書の提出(当該各事業年度までの間の連結
事業年度に該当する事業年度にあつては、当
該法人又は当該法人に係る連結親法人による
法人税法第二条第三十二号に規定する連結確

定申告書の提出)をしている場合に限る。

第一項中、「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又又は同項第四号に規定する平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に、
 おいて平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）前条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」とあるのは、次条第八項第三号に

規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、同項第四号に規定する平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」という。)(又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額(平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するものを除く。))を」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

する。

四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度から当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）前条第七項中「繰越中小企業者等税額控除限

度超過額を」とあるのは「次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、同項第四号に規定する平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額を」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者等税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

第三項及び第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項中「前二項の規定により読み替えられた前条第三項」とあるのは「第一項及び第五項の規定により読み替えられた前条第七項」と、「第六十八条の九の二第八項第三号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額（当該平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十

二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額のうち、これら」とあるのは「前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「第二項の規定により読み替えられた同条第三項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた同条第七項」と、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

7 連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しのあつた日以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。)において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九の第二項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があるときにおける前条第十一項の規定の適用については、同項第三号中「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過個別

帰属額」第六十八条の九の二第八項第三号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」と、同項第四号中「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは、「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」第六十八条の九の二第八項第七号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とする。

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

二 平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する法人の平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定す

る税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

三、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第五項に規定する法人の平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

四 平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 第五項に規定する法人の平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

しない。この場合において、当該法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 第四十二条の四第一項から第三項まで（これらの規定を第四十二条の四の二第一項又は

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定 それぞれ第四十二条の四第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年分繰越中小企業者等税額控除限度超過額(同条第八項において準用す	る同条第四項又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定によりこれらの金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第四十二条の四第八項において準用する同条第五項又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第四項の規定によりこれらの金額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。のうちの第四十二条の四第七項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 三 第四十二条の四第九項の規定 同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第十項の規定を適用して計算した金額)のうち同条第九項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 四 第四十二条の五第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 五 第四十二条の六第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額	六 第四十二条の七第二項、第三項又は第五項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額又は同条第五項に規定する教育訓練費の額の百分の十二に相当する金額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 七 第四十二条の九第一項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 八 第四十二条の十第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 九 前条第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規	定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定(当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしなくても控除しきれなかった金額とみなした場合に適用される第四十二条の四第三項若しくは第七項(これらの規定を第四十二条の四の二第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項又は前条第三項の規定をいう。次項及び第五項において同じ。を適用したならば、各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間をいう。 3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度(以下この項及び第五項において「超過事業年度」という。後の各事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度に限る。))において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしなくても控除しきれなかった金額として、第四十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの(同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除
--	--	---	--

限度超過額とみなされる金額を含む。)、同条第十二項第七号の規定を適用したならば同様に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの(同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。)(若しくは第四十二条の五第四項、第四十二条の六第四項、第四十二条の七第四項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十第四項若しくは前条第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの又は第四十二条の四の二第八項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの(同条第三項、同条第六項において準用する場合を含む。)(の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。))に限り、繰越税額控除に

関する規定を適用する。
4 前項の規定は、第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する超過連結事業年度(次項において「超過連結事業年度」という。)(後の各事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度に限る。))において、第六十八

の十五の二第二項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額(当該法人に帰せられる金額に限る。))について準用する。
5 第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書(超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八の十五の二第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書)の添付がある場合(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の法人税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十から第四十八条まで」を、「第四十二条の十、第四十二条の十一又は第四十三条から第四十八条まで」に改める。

第六十一条の四第一項第一号中「四百万円」を「六百万円」に改める。
第六十二条第一項中「第四十二条の四第十一項」の下に「(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を加え、同条第六項第二号中「第四十二条の四から」を「第四十二条の四、第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。」、第四十二条の五から「(第四十二条の十一まで」を「第四十二条の十二まで」に改め、「と、第四十二条の十一第二項」の下に「及び第四十二条の十二第一項」を加える。
第六十二条の三第一項及び第八項中「第四十二条の四第十一項」の下に「(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を加え、同条第十一項第二号中「第四十二条の四から」を「第四十二条の四(第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五から」に、「第四十二条の十一まで」を「第四十二条の十二まで」に改め、「と、第四十二条の十二第二項」の下に「及び第四十二条の十二第一項」を加える。

第六十三条第一項中「第四十二条の四第十一項」の下に「(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を加える。
第六十八の九第一項中「次条第二項」を「第六十八の十第二項に改め、同条第十一項中「次条第五項」を「第六十八の十第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)
第六十八の九の二 連結親法人又は当該連結親

法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度(以下この条において「連結親法人事業年度」という。))が平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)(の日を含む連結事業年度を除く。))において、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。))がある場合における前条の規定の適用については、同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。
2 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(前項の規定により読み替えられた前条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものに限る。)(の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)(の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において同じ。))において、平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額がある場合における前項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額がある場

合(平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して法人税法第二十条第三十二号に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出をしている場合に限る。前項中「同条第一項から第三項まで、第六項」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「連結繰越税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第一号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は同項第二号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」という。)に該当するものを除く。又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額がある」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 連結親法人事業年度が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」という。)に該当するものを除く。又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額がある」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」という。)に該当するものを除く。又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額がある」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

四 連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」という。)に該当するものを除く。又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額がある」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過額及び平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額」と、連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

3 前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における前二項の規定により読み替えられた前条第三項の規定の適用については、当該各号に定める金額(既に前二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各連結事業年度(第二号に規定する他の連結事業年度を除く。)の連結所得に対する調整前連結税額(同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。第八項において同じ。)から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るものを除く。)は、政令で定めるところにより平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額とみなす。

一 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合 当該各事業年度における第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えられた第四十二条の四第一項又は第二項に規定する税額控除限度額又は特別研究税額控除限度額のうち、同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第四十二条の四の二第一項及び第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額

一 連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出をしている場合に限る。）第一項中「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額（次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額）以下この項において「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」という。）に該当するものを除く。」又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額及び平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額が」とある

るのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 連結親法人事業年度が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して連結確定申告書の提出をしている場合に限る。)

「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第七項中「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は同項第六号に規定する平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

三 連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額

又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して連結確定申告書の提出をしている場合に限る。)

「繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある」とあるのは「次条第八項第五号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、同項第六号に規定する平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額(以下この項において「平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」という。又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額(平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するものを除く。がある」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額及び繰越中小連結法人税額控除限度超過額の合計額」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

四 連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合(平成二十一年度

分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度から当該各連結事業年度まで連続して連結確定申告書の提出をしている場合に限る。)

度額のうち、同条第一項又は第二項とあるのは「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第四十二条の四第七項」と、「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額(当該平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額)とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、第四項中「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四の二第三項の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定により平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、「第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第四十

6

第三項及び第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項中「前二項」とあるのは「第一項及び第五項」と、「前条第三項」とあるのは「前条第七項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項」と、「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第二項の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定により平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、「第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第四十

二条の四第七項と、「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と読み替えるものとする。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。))が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があるときにおける同条第十一項の規定の適用については、同条第三号中「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額、次条第八項第三号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に規定する平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」と、同条第四号中「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額、次条第八項第七号に規定する平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額又は同項第八号に規定する平成二十二年

度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」とする。

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各連結事業年度における調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

二 平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により各連結事業年度における調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

三 平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額 第一号に規定する連結親法人の各連結事業年度における平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

四 平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額 第二号に規定する連結親法人の各連結事業年度における平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

五 平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 第五項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各連結事業年度における調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

六 平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 第五項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における第一項の規定により読み替えられた前条第六項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち、同項

の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び第五項の規定により読み替えられた同条第七項の規定により各連結事業年度における調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

七 平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 第五号に規定する連結親法人の各連結事業年度における平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八 平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 第六号に規定する連結親法人の各連結事業年度における平成二十二年分繰越中小連結法人税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

9 第一項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第六項の規定の適用を受ける場合の同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六項」とあるのは、「若しくは第六項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

10 第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第六十八条の十五の二 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が一の連結事業年度の連結所得に対する法人税の額の計算において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額が当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において「調整前連結税額」という。)に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額(以下この条において「調整前連結税額超過額」という。)は、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除しない。この場合において、当該調整前連結税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 第六十八条の九第一項から第三項まで(こ
れらの規定を第六十八条の九の二第一項又は

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 それぞれ第六十八条の九第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、 同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、 平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額、 平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分連結繰越税額控除限度超過額（同条第八項において準用す	る同条第四項又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項の規定によりこれらの金額とみなされる金額がある場合には当該金額を含むものとし、第六十八条の九第八項において準用する同条第五項又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第四項の規定によりこれらの金額から控除される金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち第六十八条の九第七項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額	六 第六十八条の十二第二項、第三項又は第五項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額、同条第九前条第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額
二 第六十八條の九第六項又は第七項（これらの規定を第六十八條の九の二第一項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 それぞれ第六十八條の九第六項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第七項に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額（同条第八項において準用す	三 第六十八條の九第九項の規定 同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第十項の規定を適用して計算した金額）のうち同条第九項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額	七 第六十八條の十三第一項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額
四 第六十八條の十第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額	八 第六十八條の十四第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額	二 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた連結事業年度終了日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第六十八條の九第三項若しくは第七項（これらの規定を第六十八條の九の二第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第六十八條の十第三項、第六十八條の十一第三項、第六十八條の十二第三項、第六十八條の十三第二項、第六十八條の十四第三項又は前条第三項の規定をいう。次項及び第五項において同じ。）を適用したならば、各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除することができる最終の連結事業年度終了の日までの期間をいう。
五 第六十八條の十一第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額	九 前条第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額	三 第一項の連結親法人及びその連結子法人の同項の規定の適用を受けた連結事業年度（以下この項及び第五項において「超過連結事業年度」という。）後の各連結事業年度（当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過連結事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第六十八條の九第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する連結繰越税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の

規定を適用したならば当該連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十二項第八号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、第六十八條の十第四項、第六十八條の十一第四項、第六十八條の十二第四項、第六十八條の十三第三項、第六十八條の十四第四項若しくは前条第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの又は第六十八條の九の二第八項第一号、第二号、第五号若しくは第六号の規定を適用したならばそれぞれこれらの号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。）に限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、第四十二條の十二第一項の規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同条第三項に規定する超過事業年度（以下この項及び次項において「超過事業年度」という。）後の各連結事業年度（超過事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた事業年度から当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二條第三十二号に規定す

る連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）において、第四十二條の十二第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額について準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、超過連結事業年度以後の各連結事業年度又は超過事業年度の各連結事業年度の法人税法第二條第三十二号に規定する連結確定申告書に調整前連結税額超過額の明細書（超過事業年度後の各連結事業年度にあつては、第四十二條の十二第一項に規定する法人税額超過額の明細書）の添付がある場合当該各連結事業年度までの間の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同法第二條第三十一号に規定する確定申告書に当該明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の調整前連結税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の四十二第一項第二号中「第六十八條の十四から第六十八條の十七まで」を「第六十八條の十四、第六十八條の十五、第六十八條の十六、第六十八條の十七」に改める。

第六十八條の六十六第一項第一号中「四百万円」を「六百万円」に改める。

第六十八條の六十七第一項中「第六十八條の九第十一項の下に（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、同条第五項第二号中「第六十八條の九から第六十八條の十五まで」を「第六十八條の九（第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六十八條の十から第六十八條の十五の二まで」に改め、と、第六十八條の十五第二項の下に「及び第六十八條の十五の二第一項」を加える。

第六十八條の六十八第一項及び第八項中「第六十八條の九第十一項」の下に「（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第十一項第二号中「第六十八條の九から第六十八條の十五まで」を「第六十八條の九（第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六十八條の十から第六十八條の十五の二まで」に改め、と、第六十八條の十五第二項の下に「及び第六十八條の十五の二第一項」を加える。

第六十八條の六十九第一項中「第六十八條の九第十一項」の下に「（第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第七十條の二第一項中「第七十條の二」を「第七十條の二の二」に改め、同条を第七十條の二の二とし、第七十條の次に次の一条を加える。

（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第七十條の二 平成二十一年一月一日から平成二

十二年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち五百万円までの金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）については、贈与税の課税価格に算入しない。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のため

の対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。	四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。で次に掲げる要件を満たすものをいう。	三 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等(増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。	二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。
三 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等(増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。	イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。 ロ 当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。 ハ その他政令で定める要件	五 住宅取得等資金 次のいづれかに掲げる新築、取得又は増改築等 特定受贈者の配偶者その他の特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。の対価に充ててするための金銭をいう。 イ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得(これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。) ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得(当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。) ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等(当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供される	三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。
二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定受贈者 相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人で、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において二十歳以上である者をいう。 二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。 三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。	四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。で次に掲げる要件を満たすものをいう。 イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。 ロ 当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。 ハ その他政令で定める要件	三 特定受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定により」とする。 四 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書(国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。	二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。
二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定受贈者 相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人で、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において二十歳以上である者をいう。 二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。 三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。	五 住宅取得等資金 次のいづれかに掲げる新築、取得又は増改築等 特定受贈者の配偶者その他の特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。の対価に充ててするための金銭をいう。 イ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得(これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。) ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得(当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。) ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等(当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供される	三 特定受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定により」とする。 四 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書(国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。	二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。
二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定受贈者 相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人で、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において二十歳以上である者をいう。 二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。 三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。	五 住宅取得等資金 次のいづれかに掲げる新築、取得又は増改築等 特定受贈者の配偶者その他の特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。の対価に充ててするための金銭をいう。 イ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得(これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。) ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得(当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。) ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等(当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供される	三 特定受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定により」とする。 四 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書(国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。	二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

れを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「相続税法」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合における当該金額を五百万円から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二第四項(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)」に規定する修正申告書の提出期限」とする。

7

うとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

9 第三項、第四項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条の二の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三条 新法第十条の七の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第四条 新法第四十二条の四の二の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以

下同じ。)の平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第五条 新法第四十二条の十二の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

(交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第六条 新法第六十一条の四第一項の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七条 新法第六十八条の九の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が平成二十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 新法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第九条 新法第六十八条の六十六第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日以後に終了する連結事業年度分の

法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成二十一年及び平成二十二年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成二十一年度及び平成二十二年度において試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例を設け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得等の支援、中小企業の活動の支援及び民間の研究開発投資の確保のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十二年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、五百万円ま

で贈与税を課さないこと。

2 交際費課税について、資本金一億円以下の法人に係る定額控除限度額を四百万円から六百万円に引き上げる措置を講ずること。

3 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成二十一年度及び平成二十二年
度において税額控除ができる限度額を時限的に
引き上げるとともに、平成二十一年度又は平
成二十二年に生じる税額控除限度超過額に
ついて、平成二十三年度及び平成二十四年度
において税額控除の対象とすることを可能と
する措置を講ずること。

4 この法律は、公布の日から施行すること。
なお、以上の改正により、初年度において約
五百五十億円の減収、平年度において約六百五
十億円の減収が見込まれる。

二 議案の可決理由

本案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要
不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用
した住宅取得等の支援、中小企業の活動の支援
及び民間の研究開発投資の確保のため、所要の
措置を講じようとするもので、時宜に適うもの
と認め、可決すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

平成二十一年五月十三日

財務金融委員長 田中 和徳

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院会議録第四号中訂正

五ページ三段一三行「筒井信隆君外四名」を「筒井
信隆君外五名」に訂正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体 三三〇円）	本号一部 三四五円